

# 共産主義革命

プロレタリア世界革命の旗の下  
万国の労働者団結せよ！

## 労働者共産主義委員会

3

1972. 12

- 現在の階級情勢と革命的プロレタリアートの課題  
中央委員会
- ベトナム階級闘争と委員会の態度
- 朝鮮人民の「自主的平和的統一」の試みについて  
前田 剛
- 部落解放の闘いとプロレタリアートの態度  
三橋 弘幸
- フランスの社・共「共同政府綱領」と  
「人民連合」構想への批判  
河津 繁
- 討論会——教育労働者の闘いの方向性——
- 7回大会以降の共産同の四分五裂  
とその主張と活動の小ブル性批判  
高谷 光一

# 目次

現在の階級情勢と革命的プロレタリアートの課題 労共委中央委員会…………… 3

ベトナム階級闘争にたいする委員会の態度…………… 25

1 ベトナム革命戦争と小ブルの見解について…………… 25

2 ベトナム民主共和国政府による九項目協定調印要求を支持する 労共委中央委員会…………… 28

朝鮮人民の「自主的平和的統一」の試みについて 前田 剛…………… 37

部落解放の闘いとプロレタリアートの態度 三橋弘幸…………… 56

フランスの社共「共同政府綱領」と「人民連合」構想への批判 河津 繁…………… 79

―討論会―

教育労働者の闘いの方向性…………… 85

教頭の法制化のための学校教育法改訂案を上程し、五段階給与導入策す政府。文部省…………… 108

社・共の「民主教育確立」路線と闘い、愛国主義、能力主義教育を粉碎せよ！…………… 110

七回大会以降の共産同諸派の四分五裂、戦術―綱領上の小ブル性とジグザグ、組織活…………… 121

動上の無政府主義は、階級闘争への恣意的意味付与の必然的産物である……………

―あれこれの部分的手直しは、再々度の破産を準備するだけである― 高谷光一……………

## 現在の階級情勢と革命的

### プロレタリアートの課題

#### 労共委中央委員会

世界の全ての革命的プロレタリアート、被抑圧人民

は、自らの任務を具体的に考えるに当り、自分がプロレタリア階級の党の活動を支持して、その党組織の一端を担って活動することを決断するのか、それとも小ブルジョア的な政党、宗派につき従うのか、という選択を第一義的に重要なものと考えなければならない。確固とした組織上の立場にうらづけられないあれこれの活動は、浮動性と労力の消失、失敗と挫折のくり返えしをもたらすばかりである。

わが委員会は、この間、ひきつづき全世界のプロレタリアートの解放のため、宣伝、煽動の活動を強化し、委員会組織の日本、沖縄での組織建設を強化し、組織自身における、責任の分散と指導の集中の実現に努力し、綱領上、戦術上の厳密な討議と決定を組織し、委員会の基礎組織たる細胞の活動の強化を軍事的能力の

向上をふくめてかちとってきた。

そして、プロレタリアート、被抑圧人民の資本家階級とその権力に対する闘いを支持し、政治的団結を促進させてきた。

われわれは、このような活動をひき続き、堅持し、強化していく決意である。この道のりがどんなに永く、困難であろうと、全世界のプロレタリアートの解放の事業の達成のために必らずやりとげなければならないと決意している。そして革命的プロレタリアートが委員会の活動を断固支持し、自ら担っていくことを心から訴える。

#### 一、全世界の労働者階級の

##### 政治的団結を強化せよ！

現在、世界のプロレタリアート、被抑圧人民の解放

を求める声と斗いは、この運動に対し、ここ三〇年間近く世界憲兵として弾圧と抑圧をくりひろげてきたアメリカ支配階級、及び各国支配階級の侵略と反革命、暴虐な抑圧の諸策動に手痛い打撃を与え続けている。

一九一七年のボルシェヴィキの指導したロシア革命以降、プロレタリアートの解放斗争は、プロレタリア独裁権力を強化すること、資本主義国プロレタリアートが権力を奪取すること、被抑圧民族の解放をかちとり、プロレタリアートの階級斗争を前進させること、これらの課題を有してきている。

ソ連共産党の反動的な変質とともにソビエトにおける小ブルジョア、ブルジョア化した労働貴族の支配が強化され、社会制度のブルジョア的後退、対外的領土拡張主義が支配的となってきた。

コミンテルンの反動的変質と解散のなかで「万国の労働者団結せよ」という、プロレタリアートの最初の強固な組織的戦闘宣言は、その現実的推進者をもたないお題目にひき下げられてきた。

一九一七年以降のプロレタリアートの現在の課題を一身に引き受け推進する現実的なプロレタリア階級の党の活動が今こそ全世界において強化されなければならない。

のである。

革マル派などのように、例えばベトナム階級斗争に對して、現実にもありもしない「反戦・反米帝斗争」なるものをデッチあげお説教するような立場は、プロレタリアート・人民の闘いの現実から学ぶものではなく、それを一歩でも前進させず、妨害的役割しか果たさないものである。

プロレタリア階級の党は、民族的要求や、プロレタリア以外の他の被抑圧諸階層、人民の要求の歴史的性質をつかみとり、それらの現実的な運動の前進をプロレタリアートの解放の条件をかちとっていくという観点から評価し、党のもとに、全世界に、何千万人、億人もの隊伍を築きあげていかなければならないからである。それなくしてブルジョア階級と搾取者、抑圧者をうち破ることはできない。現在の世界のプロレタリアート、被抑圧人民の解放斗争において一定の先進的な役割を果たしている諸勢力として次のようなものを挙げる事ができる。

アジアにおいては、一九七〇年のインドシナ三国首脳会議、共同声明に名を連ねている、ベトナム、ラオス、カンボジアの各解放勢力、指導組織であり、タイ、フィリピン、インドネシアにおける解放勢力が孤

現在、世界のプロレタリアート、被抑圧人民の解放斗争は、巨大な反革命の物質力を擁するアメリカ帝国主義をはじめとする各国ブルジョア階級、国家権力及びブレジネフ集団の占拠するソ連共産党をはじめとする社会愛国主義、社会排外主義の反動的潮流に屈せず一歩一歩前進してきている。

中国における文化大革命と階級斗争の継続、ベトナムにおける解放民族戦線のアメリカ帝国主義とチュエー政権に対する民族解放革命戦争の攻勢的展開、日米帝国主義の对中国反革命策動の破産と手直し、朝鮮人民の南北自主統一の運動の前進、パレスチナ解放勢力のシオニスト・イスラエル、帝国主義者、アラブ反動派に対する非妥協的斗争の持続。

わが委員会は、これらの事実の中に、世界のプロレタリアート、被抑圧人民の解放斗争が前進していることを率直に認める。それと同時に、その各々のプロレタリアート、人民の闘いを前進させている、一定の先進的な役割を果たしている政治勢力、組織が存在することも又認めるのである。

われわれは、この各政治勢力に関して、観念的立場からみるのではなく、その指導しているプロレタリアート・人民の現実の闘いに果している役割を重視するも

立の中で努力しており、更に中国共産党、朝鮮労働党が存在する。

中東においては、PFLP、アル・ファタ、エル・リアの解放戦線等を確認することができ。

ヨーロッパにおいては、フランス、西ドイツのいわゆる新左翼諸組織が、六八、九年と頑張ったが、敵権力の弾圧下、非合法活動を余儀なくされている部分を含めて、現在組織再建に懸命である。

ラテンアメリカにおいては、OLASを構成する党、国家が存在する。

これらの諸政治組織の活動において重要なことは、彼等が、歴史的に規定されている諸条件の枠内で、あたりのプロレタリアート被抑圧人民の現実的利益に最も忠実であること、これが我々が評価できる点である。

しかし同時に、このことは、これら勢力を指導する諸政党の活動が、歴史的に具体的に規定される諸条件に適合するというと同時に、自らをプロレタリア階級の党として活動することとをたえず、目的意識的に強化していかないならば、狭い民族的利益を追及する傾向に転落したり、小ブル化することは避けられないといわなければならない。



全世界のプロレタリアートの解放斗争をおしすすめるプロレタリア階級の党の活動は、すでに一八四七年のマルクス・エンゲルスの共産主義者同盟の活動において第一歩を印した。

近代ブルジョア社会がつくりだしたプロレタリアート、このプロレタリアートは資本主義社会の墓掘人であり、その一切の遺産をひきつぎ、自らの解放を通じて、階級対立の消滅をもたらすのである。この現代の革命的な階級の利益を貫徹させる運動は、この階級が近代ブルジョア社会の発展とともに、全世界にうみだされていくことに現実的根拠をもつて、まさに、この運動を推進する党組織がどんなに少規模であれ、微力であってもあらゆる国家、民族のプロレタリアートと結合し、指導することを直ちに要求しているのである。従ってプロレタリア階級の党の活動の要請は、現在の世界的なプロレタリアート、被抑圧人民の解放斗争の現実のうちにあり、同時に、近代プロレタリアートの発生とその現実的な団結のなかに根拠をもつものである。

そしてこのような党組織活動がコミンテルンによって一時期再建されなかつた崩壊してきたという経過の中で今日の事態を把握しなければならないのである。

プロレタリアートの利益を貫徹するということは何か言葉や路線とかいうものです。すまされるものではなく、自らの組織活動に何らの制約も設けることなく、現実プロレタリアートのあらゆる運動と固く結合して活動しているということが必要であり、この点におけるあいまいさは一切存在しないものである。

現在、一定の先進的役割を果たしている中国共産党や朝鮮労働党、ベトナム労働党等は、プロレタリア国際主義を主張しつつも、党の活動の世界性や組織の世界性ということまで含めて理論的に主張していないし、党の改組もうちだしていない。中国共産党のマルクス・レーニン主義の強調、プロレタリア独裁の強化の主張（コンミュニオン百周年記念三誌共同論文）、暴力革命の立場の堅持は、基本的に評価できるものであるが、中国共産党は、全世界のプロレタリアートの現実的な運動を指導する党の世界性ではなく、一国一党論を対置している。このような実践的立場は、今日の世界のプロレタリアート・人民の斗いに對して、国家の外からそれぞれ係わらざるをえない状況をつくりだしており、各国ブルジョア権力に対する斗争を反米愛国斗争として規定するような重大な誤りをもうみだしているのである。

各国のプロレタリアート、被抑圧人民の斗争がその相互の団結を強め、自らの直接の支配者に対する斗争及び共通する反革命勢力に対する斗争を一層強めることが強く要請されている現在、マルクス・エンゲルスの共産主義者同盟の活動や、コミンテルンの活動の意義を党組織の階級的性格において、とらえ返し、継承させていくことが絶体的に必要である。

われわれは、さしあたり、全世界のプロレタリアート・人民に対する宣伝、煽動の活動をひきつぎ強化することが重要であり、組織を建設していく活動を断固として貫徹していくであろう。

## 二、排外主義、小ブル平和主義、

### 日和見主義と斗い、プロレタリア

#### 独裁権力樹立の戦列をうち固めよ！

全世界のプロレタリアート・被抑圧人民の解放斗争の不可分の一環をなす日本における労働者階級・人民の解放斗争における革命的プロレタリアートの任務を、主に日本における労働者階級・人民をとりまく階級情勢に即して提起する。

日本政府は、日本の労働者・人民および南朝鮮をば

じめ、中国、インドシナ、タイ、フィリピン等東南アジア諸国の労働者・人民を抑圧し、更には、イスラエルに対する陰然の援助を行ない、パレスチナ人民等、世界のプロレタリアート、被抑圧人民の多くに對して、その抑圧的性格をますますあらわにしている。

田中内閣は、日中国交回復において、戦後の日本政府の対中国反革命策動を一定程度手直おしを図ったが、日米同盟を維持し、朴政権に対する援助を続け、南北朝鮮の自主統一の運動に反革命的に介入し、更に、ベトナム人民の民族解放革命戦争に對して、アメリカ帝国主義とともに、軍事上の抑圧を加え続けている。

第四次防衛整備計画による軍隊とその装備の抜本的強化、および沖縄への軍隊派兵による沖縄と東南アジア人民への敵対、政治斗争に決起した革命的な労働者人民に對する政治警察による弾圧、諸治安立法の制定とその発動、革命政党破壊の策動の強化、新全総による独占資本のための貧農、中農からの土地とりあげ、生活破壊、公共料金引上げと車税による大衆収奪、在日朝鮮人民、中国人民への抑圧、差別の強化、部落民への抑圧、行政的差別の強化などにおいて、その抑圧的性格はますます鮮明になっている。

資本家どもは、南朝鮮、台湾や東南アジア諸国に膨

大な資本を投下し、原料資源をめぐり、また商品の販路をめぐり、経済的支配を広げ、その利権の防衛を主張している。巨大に成長し、力占体利をしいているいくつかの独占的資本家団体は、政府とその下の官僚組織を自民党を媒介にあるいは直接に結びつき、第四次防衛計画にみられるごとく今やまったくあからさまに自己の帝国主義的利益を不断におし出し、さらに労働者階級の上層の買収をはかり労使協調を鼓吹し、労働者の組織の一部をその内部の別動隊をもって左右している。そしてまた政府は、国益国防イデオロギーをふりまき、教育への国家統利を強めている。

これらに対する労働者人民の闘いが今や広汎に起りつつある。

労働者は、生活条件の悪化に対して労働組合を基礎に経済斗争を強め、雇主とストライキ斗争その他の手段で広汎に闘いに起ちあがっている。だが、労働者の組織的部分の多くは、日本社会党、日本共産党の影響下にあり労使協調主義ときっぱり手をきいていない。

政治斗争においても労働者は、しばしば、反政府大衆行動に広汎に起ち上っているが、小ブル平和主義的な、或いは、国家的利益の追求という傾向、民族主義的傾向と原則的に訣別していない。

おびただしい犠牲を受け、司法、教育における日本ブルジョアジーの統利が強化され、政府は、土地の米軍・自衛隊への強制使用を強権的に図っている。

わが委員会は、この間、日本の労働者階級人民の内部における排外主義的、小ブル平和主義的傾向、勢力の活動と断固として闘い抜き、日本の労働者階級・人民、沖縄の労働者階級人民、アジアの被抑圧民族バレスチナをはじめとする全世界のプロレタリアート、被抑圧人民との実際上の団結を強めること、労働者階級・人民内部のあらゆる政府に反対する運動、雇主との斗争において、それを支持し、プロレタリアートの独裁の任務を提起し、戦斗能力と政治的団結の強化をはかること、日本ブルジョアジーの暴力装置、米軍に対する、自らの武装と大衆的武装、バルチザンの武装行動による、攪乱、敵の疲弊、味方の戦力の強化をはかること、これらの事柄に、特別の注意を図り、全人民の一斉武装蜂起をかちとっていく大きな方向においてプロレタリアートの政治的団結をかちとってきた。

現在の日本における階級情勢における革命的労働者の活動においては、第一に排外主義、愛国主義、小ブル平和主義の政治的傾向と断固として闘い、他のすべての諸国の労働者人民との実際の団結を強化すること。

戦斗的左翼諸派の一部があるいは、無党派的学生グループが、政府、暴力装置とのバルチザンの戦斗をおこなっている。わが委員会はそのバルチザンの戦斗の有効性を承認し、支配階級の暴力装置に対する武装戦斗を促進してきた。しかし、戦斗的左翼諸派の一部あるいは、無党派的学生グループの闘いは、その戦斗目的の中途半端性、組織性格の小ブル的性格によって、労働者階級の武装を確実に前進するものたりえていない。

社共、革マル派は、武装斗争に敵対し、武装斗争を担う部分に対する支配階級、政府の攻撃、弾圧に連帯しているのである。

日本政府は、五月一五日以降、米民政府から沖縄における施政権を移行させ、沖縄の労働者人民への支配を強化している。

沖縄の米軍基地は、依然として、ベトナム人民に対するアメリカ帝国主義の反革命の前線基地の役割を果している。

日本政府は、沖縄の労働者階級・人民の圧倒的な反対をおさえつけて自衛隊を続々派遣しアジアの民族解放革命運動に対する敵対を強化している。

沖縄の労働者人民は、ドルから円への変更において

第二に、権力に対する日和見主義的態度と闘い、広汎な労働者・人民の政府と資本家に対する、抗議と噴激、具体的な要求を支持し、プロレタリアートの独裁の任務を明確にさせ、労働者階級・人民の政治的積極性を高め、戦斗能力を高めること。

第三に、委員会をはじめとする、武装した組織によつた暴行、軍事機構への攻撃を実行し敵を動揺、混乱、疲労させ、労働者人民の戦斗意欲を高め、武装、訓練を促進すること。

これらの活動を全体として党の活動を支持し、結びつけることに努力し、ふだんに計画性を保持し、圧倒的に宣伝、煽動の活動を推進すること、ストライキ、集会、デモンストレーション等の資本家階級とその政府にたいする大衆行動をよびかけ、実際に組織し、責任をもってそれを担い切り、先頭にたち広汎な労働者、被抑圧人民を資本家階級とその権力に対する、プロレタリア階級の党の組織する革命運動の一大戦列に強固に結びつけていくことが必要なのである。

### 三、小ブルジョア的諸政党への批判を強めよ！

革命的プロレタリアートは、これらの任務を貫徹していくために、一切の小ブル的諸政党との闘いを一層

強化していかなければならない。

この間、日本の地における労働者階級・人民の隊列に排外主義の毒をもち込んでいる日本共産党は、第十一回大会を経て、ますます、国民の党、民族の党へと組織的に純化し、社会愛国主義、社会排外主義に転落してきた。このような彼等の態度は、「人民的議会主義」にもとづく議会内勢力拡大と、プロレタリア執政の名による文字どおりのプロレタリア独裁否定の立場と固く結びついているのである。

日本共産党は、日本の安全保障という、ブルジョア支配階級の国家利益の追及の立場にプロレタリアートの利益をうり渡し、日本支配階級の釣魚台領有に支持を与え、日本の平和にとってのベトナム停戦を歓迎する立場を明らかにしている。

このような日本共産党の主張と活動は、労働者階級人民の利益を追求するのではなく、小ブルジョア的な国民的利益に分断しているのである。とりわけ、現在日本ブルジョア支配階級が、台湾への反革命介入において一定の打撃をうけつつも、軍事力を強化し、朝鮮半島に関しては、ブルジョア共の利益のために居すわることを明らかにし、朴政権に対する巨額の援助を与えている事実をはじめとして、タイ、フィリピン、イ

革命的労働者は、今日の日本共産党の活動が、労働者階級・人民の世界的な団結をちとる上で、日本の支配階級とその権力を打倒するための闘いにおいて、広汎な労働者人民の要求に鋭く敵対していることをはっきりと把かみとり、彼等を孤立させ解体し尽くさねばならないのである。

日本社会党は、日本の平和と安全保障を追及するという立場においては、日本共産党と何ら異なるものではない。彼等は、その小ブル的な根っからの体質によって、日本支配階級の侵略、反革命のあらゆる策動に對して、平和主義的な観点から反対しているだけであり、ベトナム人民の民族解放革命戦争に対する態度や、朝鮮人民の南北自主統一の運動に対する態度においても、全て実践的には、アジアの緊張緩和を望む立場、日本の平和と安全保障に帰結させているのである。

革マル派は、その宗派主義的な、小ブルジョア的な観念性によって、実践的には、日本の労働者階級人民とアジアの被抑圧民族の解放斗争を担っている労働人民との団結を阻害しているばかりか、日本支配階級の釣魚台略奪に對しては、あれこれの言辞の末に実践的にそれに対決することの出来ない立場に転落しているのである。

インドネシアにますます進出している事実のなかにあって、日本の安全保障や、平和を追及するという立場は、完全に日本のブルジョア支配階級下の各国労働者階級人民に對する抑圧と搾取、軍事的脅迫下における平和の主張であって徹底徹尾反動的なものである。

このような、社会愛国主義、社会排外主義に転落した日本共産党は、現在のアジアにおける一定程度の先進的役割を果たしている諸党との関係においても「大國主義的干渉反対」「日本軍國主義は復活してはいない」という主張にみられるように、排外主義的対応を深めている。

日本共産党の排外主義、小ブル平和主義の立場は、日本支配階級に對する小ブルジョア的な利益の代弁であり、それはブルジョアジーの国家権力に對する日和見主義的態度、プロレタリアートの独裁権力に對する理論的修正と実践上の敵対と固く結びついているものである。彼らは、労働者階級の現実的な運動と団結、軍事上の武装によるブルジョア国家機関の解体の中に、その解放の第一歩があることを否定し去り、小ブルジョアの利益を代表している彼等の議会内活動に、労働者階級の現実的な団結と運動を従属させ、解消させる立場にたっているのである。

彼らの「反帝・反スター世界革命」なる主張は、帝國主義とスターリン主義の相互補完的な世界分割という観念的な解釈にもとづくものである。それは、政党的活動、それに結合する労働者階級人民の現実的活動に對する分析を階級斗争として把握することを放棄した小ブルジョア的な観念的な世界観である。

このような宗派主義的な観念性は、彼らのベトナム人民の民族解放革命戦争に對する実践的な反動的な態度をもたらししている。

彼らは、従来とってきた帝國主義とスターリン主義の代理戦争論を手直しした。

その内容は、ベトナム労働党の現実的な活動内容を、ベトナムの労働人民の苦難にみちた長期の闘いという現実から恣意的に抹殺し、革マル派の想いつく小ブル的な願望にもとづく方針を担う「人民」なるものを勝手にデッチ上げ、その架空の存在に向って、解放民族戦線の活動に反対することを呼びかけるというものである。彼等は、ベトナムにおける階級斗争に對し、「反戦」を軸にして労働人民の要求を解釈しているが、現実のベトナムの労働人民は、土地革命、政治的圧政に對する斗争をアメリカ帝國主義・チャーチに對し、革命戦争をもって斗っているものであり、「反戦」なるもの

をとりだして対置しようとするのは、小ブルジョア的な、平和主義なのである。

彼等は、七項目提案や二項目提案において、プロレタリアートの解放の条件がかりとられるということにおいて具体的に評価することなどできないのである。

革マル派は、このようなデタラメ極まりない、反マルクス主義的な観念をデッチ上げて対置することによって実践的な反動性をもっているのである。

革マル派は「スターリニズム」というイデオロギーを問題にしているが、マルクス主義的な階級斗争の把握は、歴史を個人史や、イデオロギーの一人歩き、物質化という観点から把握するのではなく、社会的な階級層全体の動向や、組織集団の活動を、そのイデオロギーと組織実践や集団の行動を切り離せないものとして動態的に、相互関係において把握することに生命力をもっているのである。観念的な解釈ではなく、労働者階級人民の現実的な運動に対する実践的係わりの見地から分析しなければならないのである。

革マル派の「革命斗争」と「それに到る階級斗争の区別」という主張、反戦・反安保斗争等々の反政府斗争への発展、反政府斗争から反権力斗争への発展というような主張は、「はみだし反対」の立場と結びつい

て、社共と現実の労働者階級の運動における大衆的な、独自の運動の発展、革命的な行動を抑圧するものにはならない。

彼らは、「武装蜂起主義反対」なる反動的な立場を露骨に表明し、武装斗争に対し、「盲動」なる悪バを投げつけ、日本共産党、社会党とともに、反動的態度を明らかにしているのである。

革命的プロレタリアートは、革マル派の反動性を徹底的にバクロする闘いを一層強め、その組織の階級的な性格における小ブルジョア性をアバキだし、解体し尽さねばならないのである。

#### 四 戦闘的左翼諸派の小ブルジョア的 観念性と断固として斗え！

中核派（革共同全国委）は、プロレタリアート、被抑圧人民の闘いに対し人間主義的な解釈をおしつけている。

とりわけ、現在のアジアの被抑圧民族の解放斗争に対する態度において、労働者階級・人民の団結の内容を人間主義的なレベルにスリカエていることは強く批判されなければならない。

現実のアジアにおける被抑圧民族の解放斗争と日本

の労働者階級・人民の団結を強化する上において、「負債の思想」というような精神主義的な主張は、日中国交回復問題・朝鮮南北自主統一問題、ベトナムの階級斗争、在日中・朝人民に対する抑圧と差別に対する闘いにおいて、労働者階級・人民の団結を小ブルジョア的にうすめるものである。これらの具体的諸問題をめぐって、排外主義や小ブル平和主義の主張が、日本共産党や社会党、革マル派によって行なわれており、一般的にも強められている中で、それらに対する労働者階級の立場における、党派性が鮮明に問われているのであって、そのかんじんの点については、小ブル的な解釈でうめつくされているのが中核派の活動の現実なのである。

内乱や暴動、革命戦争を、労働者階級・人民の、諸国家における階級斗争の相互関係、結びつきの角度からも考えることが重要なのであり、そのことを欠落すれば、労働者階級・人民の全人民武装蜂起を着実に準備するのではなく、体制的危機の進行というよりないまい性につかると、ムード的にそれを欲するようない立場に転落するのである。

現実のベトナムを中心とする民族解放革命戦争の攻勢の展開においても、彼等が革マル派とともに、その

一定の先進的役割を絶体に認めたくないところのベトナム労働党の活動なくして存在しない、というこの現実を認めなくてはならないのである。このことは、われわれプロレタリア階級の党の活動がベトナム労働党に対する批判を展開し、独自の活動を展開することをますます強めこそすれ、日本、ベトナム、全世界の労働者人民の団結を促進させ、就中、日本の労働者階級の日米支配階級とその権力を打倒するための活動の現在の内容を一層具体的なものとさせる関係になっているのである。

このようなわれわれの立場は、中核派が革マル派に對して批判して主張するところの「帝とスタの十年王国論の破産」とかいふ戦后体制の危機の深まりの説明として、具体的な階級斗争を把える立場とは全く異なるものである。彼等は、プロレタリアート、被抑圧人民の斗争が、ブルジョア階級のつくりあげてきた政治社会制度をゆり動かしていること、プロレタリアート、被抑圧人民の実践が歴史を変えていることを、この点において認めていないのである。この観念性、小ブル性は、革マル派とともに共有するものであり、根底的に批判されなければならない。

更に中核派の「日本帝国主義打倒」という主張は、

帝国主義対人民の斗争という階級斗争の小ブルジョア的な解釈と固く結びついている主張であり、労働者階級の権力の樹立という根本的に重要な事柄を観念的な主張におとしめるものとなっているのである。自国の帝国主義を打倒せよというレーニンの正しい主張は、一国におけるプロレタリアートの権力の樹立が、他国におけるプロレタリアートの階級斗争を今の現実的な運動において発展させるという観点をもっているものであって、この相互的な関係は、党の活動、党組織の世界的うちに保障されることを考慮するならば、中核派の主張は、各国労働者階級人民の団結を排他的に除外する主張になっているのである。

第四インター日本支部は、「帝国主義の世界権力」というような主張を行ない、そこに第四インターの存在根拠をみいだしていくという二重の誤りを犯しているのである。各国ブルジョア階級の共同した反革命は、たしかに、それに対するプロレタリアートの現実的な運動が固く結束して組織され、たちむかわなくてはならないものである。

しかし、革命の根本問題は権力の問題であり、その権力は、ブルジョア階級による階級支配が国家において維持され、実現されていることに依っているのでは

る。

従って全世界のプロレタリアートの利益を貫徹するプロレタリア階級の党は、さしあたりのプロレタリアートの運動における形式上の国民性に左右されないものであり、その存在は、「世界権力体系」に求められるのではないのである。

第四インター日本支部は、現在、ベトナム労働党の主張を借りてきて中国共産党を批判し、中ソの団結を要求するなど、借りもののいくつかの基準をつくりあげて、そうしていかないからナンセンスであるなどという弱々しい批判をくり返している。第四インターナショナルが「スタ官打倒」「労働者国家無条件擁護」において自己の党派的な生命線としていることからすれば、日本支部のこの立場は、御都合主義か、さもなければベトナム労働党は「スターリン主義官僚」以外の何物かであるか、さもなければ、「スタ官」だけれどもとにかくよく斗っているのですその主張は正しい、というようなこととしてしか理解できないが、そのいずれにせよ、第四インターの党派的な生命線である「打倒」という態度の観念性をバクロしている。

今日、全世界のプロレタリアートの解放斗争に自らの組織が責任を負おうとするものにとって、アメリカ

帝国主義に対する中・ソの団結を説くなどということでは評論家ならいざ知らず、他人のふんどしですもうをとるようなお話しであり、彼等が「打倒」対象に向けて要求しているとすればこれ又勝手すぎるといえるものではないだろうか。それとも党に対してではなく国家に対してであるというならば、この場合には、中・ソの現実的に果している役割を区別することもなく、又、ソ連の反動性をバクロするものでなく、むしろ幻想を拡大するものでしかないのである。

このような第四インター日本支部の主張は、ベトナム階級斗争に対する「中国指導部の裏切り」なるものをがなりたてる事のために役立てられているのである。このような問題のたて方は、独善と億測の域を決して出ず、抽象的なムードをもって批判にすりかえる極わめておろかなことであって百害あって一利なしである。第四インター日本支部の諸君が、もしベトナム労働党の活動に九九%迄評価するのであれば、それでは一体、ベトナム労働党政治局、或いはそのメンバーの何回かにわたる中国共産党指導部との連帯や「偉大な後方基地」というメッセージはいかなるものとして評価できるのか。

われわれは、中国共産党の果している一定の役割を

評価すると同時に、その活動における理論的誤りと実践上、組織上の限界をも、適確に批判する。ただわれわれは、現実的なプロレタリアート・人民の闘いと関連で具体的に把える。第四インター日本支部は、観念的に把える。このことは重大な根本的な相違である。この相違は、日中国交回復問題や、朝鮮の南北自主統一の運動において鋭く現われてきており、彼等は、排外主義と闘うことも、小ブル平和主義と闘うこともできないのである。

社会党解放派の活動は、プロレタリアートの現実的な運動と組織的団結に対する小ブルジョア的な人間主義的解釈に支えられている。彼らの活動における政治上の無定見、シグザグには目をおおいうものがある。一つの見本は、日中国交回復問題における次の如き総括である。「我々は田中訪中に対して中・ソとの『緊張緩和』を手段とした新たな帝国主義的反革命的対外政策の展開粉碎／＼を高く掲げて日本帝国主義ブルジョアジーの『日中国交正常化』の反プロレタリア的な意図と性格を暴露しつつ斗った。だがこの中で『羽田現地阻止』を呼びかけつつも、訪中前日にその中止へと変更をよびかけた。その理由は一点に要約出来る。このような重大問題においては、ことさらに『右翼』

とまぎらわしい形態であらわれてはならぬ」(「解放一〇四号」) 社会党解放派の総括は「実践的」ではあるが、彼らは、自らの政治的態度を考えるにあたり、レーニンが指適しているように、残らず全ての諸国家の相互関係を考慮に入れるということ、プロレタリアートの相互関係を考慮に入れることができないでいる。沖縄問題において「返還粉砕」という狭い一国の国民的立場から出発させた誤りをなおもっているのである。彼等は自らが日本社会党の分派であること、マルクスの第一インターナショナルの精神を矛盾なく調和させようとしているが、まさに、レーニンの活動において発展せられた第一インターナショナルの精神は、プロレタリア階級の党の活動の内容であり、組織上の独自性と中央集権主義は、「労働者階級の解放は自分達自身の事業でなければならない。」ことに忠実に従うものであるのだ。

社会党解放派は、個人としてのインテリゲンチア「プロレタリア」という関係に、階級斗争の組織的担い手を分断させて把える小ブル個人主義的な立場であり彼らの「三反自立」という主張は、プロレタリアートの個々の資本に対する反逆を讃美するものである。革命的労働者は第一インターナショナルの冒頭の記事

から何を学ぶべきだろうか。「労働者階級の解放は自分達自身の事業でなければならない」ということは、労働者階級が自らの利益を貫徹する政党のもとに固く結束して自分達の独裁権力をうちたてる事業をなしとげなければならないということである。社会党解放派は政治的な団結を個人的な、人間主義的に解釈しているのである。

共産同全国委員会は、「世界党」の建設を主張し「心臓部における蜂起」「日本の臨革政府を世界革命戦争の機関とする」ということを呼号している。更にベトナム人民の民族解放革命戦争に対して、それを「民族解放・社会主義戦争」でなければならないと主張している。

これらの主張は、現実的なプロレタリアート・人民の、具体的な態度、その相互の団結の内容を将来の階級斗争のちとるべき形態にズラシこんでいくものである。

「日本の臨革政府を世界革命戦争機関」として組織する、というのは、やはり革命の波及論である。全国委員会の場合、この「臨革革命政府」という権力形態が「世界プロ独一単一共和制」の内実であるとされている。このような形で、問題をたてるのはプロレタリア

独裁権力がさしあたり一国的規模で組織されること、プロレタリアートは、その権力を行使して社会の全面的改造をおしすすめるなければならないという任務を中途半端なものにさせるものである。

単一共和制が連邦制かという問題において、そのプロ独権力の組織形態を考慮しなければならないのは、プロレタリアートの階級斗争を物質的、思想的方面においておしすすめる場合、資本主義社会のつくりだしてきた民族的抑圧、国民経済の不平等発展をめぐるものとして歴史的には存在してきたのであるが、これらの事態をプロレタリアートの結束のもとに解決していくためには、まず第一に、党の活動が全世界の、あるいは当面する関係諸国プロレタリアート、農民と結合していること、それを追及していることが要になるのである。全国委員会の主張は、この肝心な点、レーニンが「社会主義者の統一の任務」というような表現においても提起したことが全然解っていない。「世界党」というものが何う実践的に活動する組織体として把えられていない。

ベトナムの階級斗争に対しても、「民族解放、社会主義戦争」という主張は評論家的解釈なのである。

われわれは、現に斗われているベトナム人民の民族

解放革命戦争において、現実には、プロレタリアートの政治的団結が促進されていることを重要視するものである。

共産同全国委員会は、「蜂起一革命戦争」というスローガンで政治的グループ分けを行い、大衆運動をもそれで分類していく傾向を有しているが、このような区別づけをおしつけることは何ら益のあることではなく、自己の活動を一層狭くし、プロレタリアート・人民との結合を阻害する主張である。

共産同戦旗派は、「世界党一世界赤軍一世界反帝統一戦線」の建設、「民族解放・プロ独」を主張している。

戦旗派の主張する「世界党」の建設という主張は、「戦略の適用」主義の立場によって、現実の戦旗派の活動が狭い国民的基盤の制約を受けたものであることを「理論的」に合理化していることとの関係で考慮した場合、その観念性は一層明らかである。

共産同戦旗派は、「恒常的武装斗争(論) 路線の総括と新しい方向」に関してという論文を発表した。この論文で彼等は自らの組織活動が「帝軍解体」に「狭められてきた」と言っている。

彼等の「恒常的武装斗争路線」に基づく活動とは、「帝



軍解体」に狭められてきたなどという代物ではない。

何故なら軍隊を解体する活動とは、プロレタリアートがブルジョア権力を打倒し自らの独裁権力を樹立するための斗争において決定的な重大な位置をもつものであるからである。彼らはむしろ、「軍隊の解体」という任務を大衆運動の延長上のものとしてしか理解していないことをバクロしているのである。

旧来の「恒常的武装斗争論」からこの「帝軍解体」の任務を本来戦略的領域のものであるといつて除外し、それに伝わる「帝国主義の腐朽化との闘い」なるものを発明し、おきかえていく。

彼等の「旧来の」「恒武斗争論」或いは今回の「帝国主義の腐朽化との闘い」という主張に流れているものは、「帝国主義の延命をたち切る」という発想である。このような考え方は、ブルジョアジーの階級支配、その権力を打倒する、というプロレタリアートの任務を根本的にあいまいにさせるものである。

プロレタリアートの階級的利益に立脚するならば、現実にはプロレタリアートを支配しているブルジョアジーとその権力を打倒する、という根本的に重要な任務として確認されるのであって、それに「帝国主義の延命との対決」をおきかえることは小ブルジョア的な立

場への転落に他ならないのである。

共産同戦旗派の方向転換なるものは、この点に関して何らの反省をもつものではなく、小ブルジョア的政治活動へ一層傾斜しているのである。

共産同戦旗派は、「共産主義」運動に関する小ブルジョア的な思弁的な解釈を深めている。「革命的世界観」共産主義は、一つの歴史的な社会構成体の枠内のみ有効性をもつような、狭い限界性をもったイデオロギーではない。しかも或る社会構成体の歴史的産物であるような、また一階級利害の積極的表現であるようなイデオロギーに限定されるものでもない。「共産主義は人類がギリシャ哲学以来追及し続けてきた『人間は何であるのか』という課題とキリスト教神学以来追及されてきた『人間は何であるべきなのか』という課題に答え、ザインとゾルレンの二論的分裂を止揚する世界観として確立される」(いずれも「鉄の戦線」第二号P 56-60)

ここに示される蜂起派の「共産主義」とは、超歴史化されたイデオロギーとしての「共産主義」である。マルクスが共産党宣言において種々の「社会主義者」に対する批判を必要としたのは、まさに、小ブルジョア的な利益、願望を代表する傾向が「社会主義」の名

において存在していたからであることを考慮する場合、そして現在、自称「共産主義者」の種々の傾向が、小ブルジョア的な利益を代表する運動をそう名付けているとき、「共産主義」を現実的な階級斗争からひきはなし「イデオロギー化」する試みは反動的である。「一階級利害の積極的表現であるようなイデオロギーに限定されるものでもない」という主張が個人の人生観への解答と結びついているのをみてもその反動性は明らかである。

共産同蜂起派の「世界共産主義党史観」「学習」なるものは、このような超歴史化された、思想としての「共産主義」の担い手を、「マルクスの党」「過渡期世界の党」というかたちで探し求める「学習」活動である。

マルクスやレーニンの実践、思想から学ぶということとは、何か、特殊な、現在に通用するモデルを導きだすために行うものではないのである。われわれはこれをプロレタリアートの階級斗争に対する党の組織体の活動として把握するのであり、現実をつくりあげている実践として把握するのである。従って何か一つのドグマに収約させるものではない。蜂起派の場合には、「学ぶ」ことはよいのであるが、あらかじめ自分達の

小ブルジョア的な見解に、ひきよせて改作・解釈するのである。

プロレタリアートに対するブルジョアジーとその権力による階級支配を打倒し、プロレタリアートの独裁権力を樹立する、という根本的な任務に対して、それをどのように実現するのか、それはどのように実現されるのか、という問題は、組織実践として解決されるべきであり、蜂起派の如く、マルクスは「恐慌・内乱」でレーニンは「戦争・革命」であるなどというのは、マルクス・レーニンの主張自身の歪曲である。「帝国主義」に関する把握が異なることが、諸党派の存在する根拠でもある、というのは、小ブルジョア的な解釈である。

ブルジョアジーの階級支配に自己矛盾的な展開があるかの如く把握することは、このブルジョアジーとその権力を打倒しようとする、歴史的な、現実的な党と労働者階級の結びついた実践を排除することによって成立する「論理」であり、この「論理」が間違えているのである。

こと、ブルジョアジーの階級支配ということに関して、その、「危機」とかを問題にするときには、党とプロレタリアートの斗争が、すでに介在しているので

あり、それを除外して成立する「論理」の上に立って外部から任務を定めるかの如き思考は、間違っているのである。

階級斗争の實踐を「経済学」の明らかにしうる理論的成果に、直接従属させようとする志向は、マルクス経済学の成果の意義を消し去り、組織活動のサークル主義的だ落に導く役割しか果たしてこなかった。

蜂起派は、プロレタリアートの現実的な運動を軽べつし、プロレタリアートの運動を、観念的な型にはめこもうとする小ブルジョア的な組織活動から脱脚しえないでいるのである。

赤軍派都委員会、関西地方委員会は「国際反革命体制の打倒」「国際政治斗争」ということに実践的な方向を求めている。「国際反革命体制に対する正規の攻囲」というような主張は、耳ざわりはよいがレーニンの「何をなすべき」に似て非なる主張である。

この主張は「再生に向けて」No 3によるならば、「レーニン帝国主義論は第二次大戦後の帝国主義分析に機械的にあてはめることができず、レーニン流にいうならば超一超一超帝国主義的ですからある」ものだそうだが、我々が問題にするのは、都委員会の諸君が帝国主義の危機はどうやって防止されているのか、帝国主義はど

うして延命しているのか、などとさがし求めた挙句にこういう「大発見」をして、帝国主義は強い、などといつて感心していることである。赤軍派の組織的破産の代償として克ちとられたにしてはあまりにもお粗末である。

帝国主義の支配が続いているのは、ブルジョアジーとその権力がプロレタリアート、被抑圧人民によって打倒されていないからである。赤軍派都委員会の諸君よ、このようにプロレタリアートの実践的立場から問題をたてなければならぬのだ。ここからただちに導きだされてくる実践的な帰結は、帝国主義の「延命策」なるものを「分析」と称して探し求めることではなく、資本家階級とその権力による自国及び他国の労働者人民に対する抑圧と搾取、専制支配の全てに対して現に斗っている全らゆるプロレタリアート人民をうまずたゆまずプロレタリア階級の党のもとに結束させ、その戦斗能力を高めていくことでなければならぬのだ。

「国際連合、IMF、ガット、スミソニアン体制」各国間軍事同盟、そう、こういうものは各国ブルジョアジーの「共同の反革命」「共同の抑圧」の役割を果たしてきた。それは、国民的な支配階級であるブルジョア階級の各々の相互の利益、彼らの権力を防衛し、実現

してきた。これは、ブルジョアジーとその権力による

プロレタリアート・人民に対する階級支配の内実であり、この階級支配は、プロレタリアートをもさしあたり国民的形式のうちに、被支配関係におくところの国家において実現されているのである。レーニンが「革命の根本問題は権力の問題である」と言うとき、(都委員会の諸君はこのことを認めるのかどうか)「権力とは何か」と言うことを問い、現存のブルジョアジーの国家組織、プロレタリアートの独裁の問題として明確にさせたことに学ばねばならないのである。

資本家階級、その政党、ブルジョア国家組織、これらに対するプロレタリアートの実践的態度が革命の根本問題であり、このことは、「敵」という概念の有効性を何ら否定するものではないが、それによってこのプロレタリアートの実践的態度を不明なもの、抽象的なものにしてはならないのである。

プロレタリアートの革命における実践的な任務が以上のものとして提出されるのに対し、即ちマルクスのいう「さしあたるの一国性」「内容上はそうでないが形式上は国民的である」、プロレタリア階級の利益を貫徹する階級の党の活動は、くまなく全ての国家の内プロレタリアートの中にいって活動するのであ

る。

その活動は、「体制の打倒」というような抽象性をもたずプロレタリアート、被抑圧人民に対する具体的な搾取関係、支配関係にむけられるものである。

赤軍派都委員会の諸君が、関西地方委とともに、日本労働党構想に従う限り、この「国際反革命体制打倒」のための「国際政治斗争」(これは「全世界人民政治斗争」「人民の軍隊」よりの改作であろうか)なるものは、現実の種々の大衆行動に対する「国際」という名のつく意味附与でしかないのである。

## 五、労共委に結集せよ!

現在一部の諸君の間で「新左翼の混迷と分解を打破せよ!」という主張が、党をつくろうという主張とあいまいな形で結びついて行なわれている。

しかし、党をつくろうというような要求を何か、大衆団体の活動の発展の結果かちとられるものであるかのように考えてはならない。

このような要求を大衆団体の活動の方向にもちこむのは、経済主義の傾向であり、実際の、広汎な戦線の形成を防げ、革命的な党の活動を狭めるものである。「新左翼の混迷と分解を打破せよ!」というような

# 共産主義革命

第一号

定価 400円

A5判 P167

## 第一部 第三回大会決定

第二回大会以後の委員会活動と現局面に問われている課題  
情勢と任務に関する決議

労共委世界党組織委員会の設置についての決議

労働者共産主義委員会規約

政治テーゼ再編の闘いを開始するに当つての決議

## 第二部 綱領確立のために

政治テーゼに対してとるべき態度についての報告 (1)

政治テーゼに対してとるべき態度についての報告 (2)

政治テーゼ検当委員会

政治テーゼ再編の闘いを開始するに当つての報告

政治テーゼ検当担当者

政治テーゼ再編の闘いを開始するに当つての全国委報告

第二回大会全国委員会

政治テーゼ再編の根拠とその方向性

第三回大会綱領委員会

共産主義ノート

青山一郎

## 第三部 資料

政治テーゼ 結成大会決定

何を克服して前進するのか

一われわれの理論的立脚点 結成大会決定

結成宣言 結成大会決定

共産主義運動の前進のために

第二回大会四全委決定

主張を合言葉にするのではなく、そうしなければレニンは主張した如く「動揺する者をしっかりさせよう」と思えば、まず自分が動揺することをやめること」から始めなければならぬのだ。

党をつくるという一般的な要求と、「世界党建設」「単一非合法党建設」「体系的非合法党建設」という主張が、相互に共鳴しあっている場合も存在する。

現在では、これらの主張は、サークル主義的活動から脱脚しようという主観的希望の表明ではあるが、現実の組織活動における小ブルジョアの限界に対する拌腕を色濃くもつものである。

このような党組織、その活動における小ブルジョア的な日和見主義は、支配階級に対する軍事的武装においても重大な挫折を余儀なくされるのである。

労働者階級人民の組織的な軍事武装を一貫しておしすすめる立場においては、圧倒的な宣伝、煽動の活動と、党組織の軍事武装、大衆的な組織武装、武装行動は、まさに党組織活動全体としておしすすめられることである。連合赤軍の挫折は、何よりも綱領上、戦術上、組織上の内容における厳密な一致をないがしろにし、主観主義的な要求の前に屈服させたことにその主たる要因をもつものであ

革命的労働者諸君！

わが委員会は、全ての革命家の、あらゆる革命的な本能と志向を實現し、全労働者階級の隊伍の統一を實現し、軽卒な突撃や、とり返えしのつかないたちおくれにおちいることなく、労働者階級の全体の運動を、全人民の武装蜂起に向って着々とすすめるために、全ての革命家を党の一定の組織に所属させ、党組織に対する責任を分担し、明確にさせるとともに、活動の統一を断固として強化し前進していくであろう！

この活動に圧倒的な労働者、被抑圧人民が固く結合し、前進するならば、プロレタリアートにとってのどんな反動的な敵対も、その結末の前にむなしく敗れ去るであろう！

革命的労働者、被抑圧人民は、労共委に結集し、共に闘おう！

「組織せよ！組織せよ！組織せよ！」

プロレタリア世界革命の旗のもと万国の労働者団結せよ！

労共委三一四回大会の意義とわが委員会の到達した地平  
労働者共産主義委員会中央委員会

『沖縄全面返還』—『沖縄奪還』—『返還粉碎』  
の諸傾向を粉碎せよ！

旧共産同一六回大会共産同一労共委

共産同日向派批判 梅野たかし

共産同関西派批判 永川冷二

共産同鉄の戦線派批判 高谷光一

—中国共産党とわれわれ—  
世界革命運動の前進と国際党派闘争のために 河津 繁

—座談会—  
全通における先進的労働者の任務

( 残部僅少 )

ベトナム階級闘争にたいする委員会の態度

I ベトナム民主共和国政府による

九項目協定調印要求を支持する

労働者共産主義委員会中央委員会

十月二十六日、ベトナム民主共和国政府は、この間の米政府との秘密和平交渉の全容について公表するとともに、さらなる闘いの決意を明らかにした。

「政府声明」によるならば、ベトナム民主共和国と米国の両政府間の合意事項は、次の九項目にわたっている。

- ① 米国による五四年ジュネーブ協定によるベトナムの独立、主権、統一、領土保全の尊重。
- ② 協定調印二四時間後の停戦。北爆、機雷封鎖の停止。六十日以内の米軍撤退。武器補給の禁止と交換の承認。米国の南ベトナムへの軍事介入、内政干渉の禁止。
- ④ 米軍撤退と並行した捕虜、抑留者の送還。
- ⑤ 国際監視のもとでの南ベトナムでの自由かつ民主的な総選挙実施。親米政権の押しつけ禁止。南ベトナム共和臨時革命政府とベトナム民主共和国政府による合意の実行と、「民族和解一致全国評議会」の設置。三ヶ月以内の両者による協定の調印。

⑤ 平和的、段階的な南北統一。

⑥ 四者および南ベトナム両当事者間の合同軍事委員会の設置。国際管理、監視委員会の設置。

⑦ カンボジア、ラオスの中立承認と自決権の尊重。

⑧ 米国によるベトナム、インドシナ諸国への戦後再建事業への貢献。

⑨ 米国、ベトナム民主共和国間の調印とその発効。

ベトナム民主共和国政府声明はこの九項目合意事項の公表とともに、米国に十月三十一日の調印を要求し、さらに「南部を解放し、社会主義の北部を防衛し、建設し、祖国の平和的統一に向って前進すること」のため「軍事、政治、外交の三戦線での闘争を続け、強化する」ことを力強く訴えている。

労働者共産主義委員会は、こうした九項目合意事項の協定調印を要求するベトナム民主共和国政府と南ベトナム共和国臨時革命政府の立場をはっきりと支持する。

われわれは、独立と自由のもとの平和を要求し、民族解放を闘いとしてゆくベトナム人民の闘争が、労働者階級の解放を前進させてゆく条件となっていることをはっきりと評価し、この間の臨時革命政府の七項目提案とひきつづく諸提案を支持してきた。

九項目合意事項は、民族和解政府樹立と停戦問題の分離、政治犯釈放期限の延期、チューをサイゴン政権から追放する問題において七項目提案から、よりニクソン政権への譲歩を示したものである。しかし、その譲歩も、米帝国主義の侵略と反人民的策動に一定の枠をはめ、南ベトナムでの民主主義的諸権利の獲得と、南北統一を前進させるという原則をしっかりとらふまえた一貫した正しい態度である。

加えて、われわれは、米帝国主義が依然として南部を征服し「新植民地・軍事基地にかえ、われわれの国の分割を永久化しようとの企てを抱き続けている」ことを非難し、「われわれは、これに屈するよりはすべてを犠牲にする方を選ぶ」ときっぱり声明しているベトナム民主共和国政府の立場をはっきりと支持するものである。

一方、ニクソン政権は、六日間にわたるチュー・キッシンジャー会談のち、これらの調印を延期し、一層の譲歩を迫る策動をくり返している。泥沼的敗北におちこんだこうした米帝国主義の姑息な試みに対し全世界の人民はただちに反撃し、ベトナム人民が全面的勝利を収める日まで、一層力強い支持と援助を強めていかなければならない。

ニクソンの、大統領選をめあてにした「平和的ポーズ」は、米帝国主義の敗北と孤立をおおいかくすものであり、さらに、全世界で一層新たな侵略と反革命の策動をおしすすめている現実をなんら変えるものではない。すべての労働者・被抑圧人民は、決して帝国主義者の「平和的言辭」に惑わされてはならず、国境・民族を越えた労働者階級の利益を第一のものとし、独自の隊伍とその武装を強めていかなければならない。

労働者共産主義委員会は、ひきつづき、自らの武装を強め、労働者階級解放のためにすべての力を集中し、ベトナム人民の最終的勝利と世界革命の達成のためにいかなる犠牲も恐れず前進してゆくであろう。一九七二年十月二十九日

## Ⅱ ベトナム革命戦争と

### 小ブルジョア的見解について

(この論文は怒濤六四号一九七二年九月一日発行から転載したものです)

去る三月三〇日より、ベトナム民主共和国軍と解放民族戦線は、北部クアンチ省、中部高原コンツム、およびビンロン省を中心とした大攻勢を開始している。これまで解放勢力は、各地での蜂起と呼応し、革命権力を樹立し、米軍とチュウ政権の支配をずたずたに打ち破ってきた。六八年テト攻勢以来の今回の作戦行動は、いままたベトナム人民の不屈の革命精神と正義の闘いの必ず勝利することを全世界に明らかにしている。

これに対し、米帝の頭目ニクソンは、四月六日に北爆を再開し、ダム・提防・病院を含めた無差別爆撃やスマート爆弾などの新兵器によって、ベトナム人民皆殺し(ジェノサイド)の策動を強めてきた。さらに五月八日、ベトナム民主共和国全域にわたる機雷封鎖を突施し、あまつさえその口実を「北」の「侵略」に求めているのである。

### 「ベトナム化」政策の

破産

今回の大攻勢は、ニクソン・ドクトリンにもとづく

戦争の「ベトナム」化政策と「ベトナム平定計画」の破産をもの見事に明らかにしている。

ニクソン・ドクトリンの意図するところは、南ベトナムにおける現支配層の維持・強化と、日帝をはじめとする周辺諸国の支配階級の肩がわりによって、膨大な軍事力からくる経済的圧迫と国内「ハト派」の圧力をかわすことであった。

南ベトナムでは、戦争の「ベトナム化」は、都市・農村での大規模な「平定」としておしすすめられてきた。とりわけ、農村ではジェノサイド戦争がおしすすめられテロ、抑圧、搾取を強める「特殊平定」が展開されてきた。今回の大攻勢と呼応した全土にわたるゲリラの決起は、九〇%の平定をうたいあげた米軍とチュウ政権の支配を根底からゆるがすものとなっているのである。

さらに重要なことは、「掃討固守」戦略によって、米軍とチュウが、かろうじて支配を維持してきた人口密集地・都市でも、彼らの支配が動揺を深めていることである。戦争の「ベトナム化」は、経済・財政の面では、現地での搾取・収奪を強めることによって戦費をまかない、政治の側面では平和や戦争停止、中立を唱えるすべての反政府派を徹底して抑圧することを意

味する。ここ数年においても、貧困、失業、インフレの増大は恐るべき勢いとなり、労働者・学生・仏教徒の反米闘争の拡大は押さえることのできないものとなっている。

三月以降の軍事攻勢は、こうした都市における政治闘争と密接なつながりを持っている。すでにチュウ政権は、数千の反政府派を逮捕し、非常事態を宣言している。解放勢力の軍事攻勢は、こうしたすべての抑圧され、搾取されている人民にとって、勝利の道を明らかにするものであり、米軍の撤兵とチュウ政権の打倒をかちとる極めて重要な政治的意義を持っているのである。

こうした「ベトナム化」政策と「平定計画」の失敗は、ふたたび戦争の「アメリカ化」をもたらししている。すなわち、地上軍の削減によって国内「ハト派」の追及をかわすとともに、空・海軍を動員して「力による平和」という名の反革命弾圧を徹底して強化することこそニクソンの意図するところである。米帝は依然としてもっとも強力な「世界の憲兵」であり、「交渉の重視」という平和ボーズには、あくまで反革命秩序の維持が前提となっている。

帝国主義諸列強、各国の搾取階級・抑圧階級は、ベ



トナム人民が困難にみちた多くの犠牲を払ってかちとってきた事実、すなわち、小国といえども米帝の最大の侵略と反革命を打ち破ることができる労働者と貧農を中心とし武装した闘いは必ず勝利する、プロレタリア国際主義のもとに団結するならば敵は孤立をさせられない、という事実に対し、共通した恐怖を抱いている。

東南アジアにおける共通した利権の確保と同時に、こうしたベトナム革命の政治的意義こそ、米帝をはじめとした東南ア・極東各国の搾取階級・抑圧階級を結びつけているのである。「ベトナム化」政策の破産はこうして、全世界の労働者階級人民は、一致協力して米帝とすべての帝国主義諸列強搾取階級・抑圧階級に対して闘うのでなければならず、どのような国での革命も国際的な反革命勢力を打ち倒さなければならぬことを明らかにしている。

そして「ベトナム化」政策の失敗は、朝鮮南半部・東南ア各国での米帝・日帝の新たな植民地主義的支配と特権的資本家階級・地主・官僚・軍人らの軍事支配の未来をも示しているのである。

### 七項目（二項目）提案 の政治的意義……………◆

今回の大攻勢の政治目的について臨革政府バリ代表団のグエン・チ・ビン代表は、南の解放区に行政本部を設けることと、サイゴンに民族和解政府を樹立することであると述べている。

臨革政府はすでに昨年七月、七項目にわたる提案を提出し、七一年中に米軍撤兵期限を明らかにすること、サイゴンに平和・独立・中立・民主主義に賛成する新しい政権をうちたて、総選挙までの間の任務を果たす民族和解政府を臨革政府との協議によって樹立することを中心とした態度を明らかにしてきた。七一年中という期限が切れるとともに臨革政府は今年二月三日、新たに二項目提案を示した。その七項目との大きな差異は現サイゴン政府を民族和解政府樹立の交渉相手にしなかった点を改め、チャーが即時辞任し、テロや弾圧機構をなくし政治犯を釈放するならば現サイゴン政府と協議するという道を示した点である。

おそらくこの二項目は臨革政府とベトナム民主共和国政府の最大限譲歩しうる提案である。七項目・二項目にのべられている米軍撤退・政治的自由の獲得という要求は労働者階級人民の利益に正しくそったものである。全ての労働者階級人民は、臨革政府の正当なこの提案を支持し、これを認めようとしないうニクソンら

に厳しい反撃を組織しなければならない。

と同時に、次の事に注意を払う必要がある。

それは第一に、この提案を民族自決だとか平和という抽象的原則一般から評価したり、あるいは、ベトナム人民の闘いへの心情的同調から結果的に民族自決や平和を至上のものにしてしまいう傾向である。

日本共産党（宮本一派）は四月二十日の幹部会論文において「アメリカ帝国主義と反帝勢力の国際的対決の焦点となっているベトナム・インドシナ人民のこの闘争の帰趨は、諸民族の自由と独立、アジアと世界の平和にたいし、大きな影響をもたらすであろう」と述べている。この主張は、ベトナム人民の闘いを、「民族の自由と独立」「平和」という点から評価していることを示している。すなわち、ベトナムの革命運動が、米帝による抑圧・搾取・収奪に抗するとともに、土地革命を中心とし、労働者階級と貧農を中核とした権力の奪取に当面する目的があることを彼らは一面的にか把握していないのである。この結論の導くところはおのずと明らかである。

「……今日の事態は、アジアの平和にとって重大であるだけでなく、日本をアメリカ帝国主義の侵略戦争に直接まきこむものであり日本の安全と平和にたいす

る重大な脅威である」（同前）

ここでは彼らの主張と早期和平を唱える日本ブルジョアジーとが全く交りのないものであることすなわち最も関心のあることが日本の「平和」であり、抑圧と搾取を前提とした「平和」と労働者階級の武装力によって得られる「平和」の区別が全くなくなっていることに注意しなければならない。

このように「民族自決」とか「平和」という抽象的原則から二項目を評価することは、民族的利己主義、小ブル平和主義に屈服するのである。

さらに、多くの無党派活動家や第四インター日本支部の諸君にみられる心情的同調のなかに危険な傾向があることを見ておく必要がある。それは、ベトナム革命の果している世界革命運動史上の偉大な役割と、ベトナム労働党—人民革命党やそれを含めた旧コミンテルンのいくつかの限界の克服という組織的課題を混同する傾向である。無党派活動家やその中心にある旧赤軍派の諸君は、安易に外部に組織的支柱を得ようとする小ブル的体質に加えて、戦闘的行動に眼を奪われ、組織的・綱領的課題を不問に付す解党主義を導いている。このことは「人民民主主義革命」という議会制にもとづく統治形態の絶対化、民族問題の「一国社会主

義」による新たな矛盾の発生などを不問にし、ベトナムの特殊性すら無視するものとなっているのである。

第四インター日本支部の諸君は「スタ官」との党派性を、こうした権力問題と組織問題に見出すのではなく「永久革命」という「政治的展望」に求め、事実上「民族自決」や「平和」の絶対化を支える役割を果しているのである。

こうした、意図するにせよ、しないにせよ「民族自決」や「平和」を至上のものとする傾向は、ベトナム労働党や人民革命党の期待にすらそえないものである。ベトナム人民のなによりも強調する「革命的攻撃精神」と世界革命の前進にとって、全世界の労働者階級が階級的に武装してゆくことこそ問われているのであって、民族的利益に固執したり、見せかけの「平和」を願うことは明らかな後退だからなのである。

### 草マル派の反人民的

#### 主張

ところで、二項目についての草マル派の主張に注意を払うことが第二に必要である。

彼らは、民族和解政府についてそれが「民族民主主義革命論」の適用であり、「反米ナショナリズムの一

点で、雑多な勢力を政治力学主義的に糾合するものではない」から反労働者であると述べている。

この批判は、すでに「民族和解政府樹立方式」に抗して闘う「ベトナム人民」なるものが、チャー政権以外に存在していない以上、実践的にはチャーや米帝を支えるものでしかないことに破産を明らかにされてきた。彼らの誤りは、提案として出されている「民族和解政府樹立」という一戦術がどのような政治的役割を果たすのかという点において、観念的分析しかなしえていないことのみならず、戦術を「革命論」の適用とする誤り民族的課題の過少評価という誤りによっている。「民族和解政府」が「反米ナショナリズム」の一点で……というのとは全く誤りである。ベトナム民主共和国のトイ代表はきっぱりと「サイゴンを引き継ぐ人は、だれでもその政策を変えねばならない」とのべ、「好戦政策をやめ、テロ、弾圧機構をなくし、政治犯を釈放すべきだ」としている。すなわち、民族和解政府の前提の重要な柱は、政治的自由の獲得にあり無原則的民族和解ではないのである。

「革命論」の「適用」として戦術をとらえる彼らは、では、政治的自由の獲得と米軍撤退を反労働者のと考えるのだろうか。彼らはそれとも、一つの戦術を認め

ればベトナム労働党の綱領まで全てを承認しなければならぬと恐怖しているのではないかと思えるほどである。

彼らの実践的帰結はこうして全くみじめな「作文」になり果ててしまう。

「労働者人民の広範な反米感情をばナショナリズムの立場から固定化させることなく……米帝の軍事侵略を規定する対スターリニスト圏軍事侵略を暴露することを通じて、反戦・反米帝闘争へと労働者・人民を広範に組織し……」

結局彼らは、ベトナム人民にお説教し、戦争に反対する平和擁護を主張し、小ブルジョア的な革命戦争への恐怖を表現しているといわなければならない。

### 「革命的潮流」と

#### 日和見主義

八月一七日、ベトナム労働党機関紙ニャンザンは、重要論文と銘うって『革命的潮流の勝利』という論文を発表し、つづいて一九日『革命的攻撃精神はベトナム革命の無敵の力である』を発表した。

この論文を見るまでもなく、今回の大攻勢が、全世界の政治勢力を、革命的潮流と日和見主義・民族的利

己主義の潮流とに区分けしつつあることを見ておかなければならない。

たとえば、四月一六日タス通信は北爆に触れ、「交渉こそ唯一の道」とのべ、さらに五月一日のソ連政府声明は「国際平和と安全に深刻な影響をもたらす」とか「ベトナム問題を解決する唯一の現実的な道はベトナム人民が……みずからの運命のみずから決定する権利を尊重することである」などの主張をくり返した。こうした声明は、ニクソン訪ソなどによって自国の利益と安全を第一にし、米帝と妥協の道を歩もうとする小ブルジョアの態度の表明にほかならない。現在のベトナム革命戦争を勝利に導くこと、その一手段としてバリ交渉で原則的対応をつらぬくことが現実的な解決の道であり、交渉を過大評価したり、「民族自決権」をニクソンにお説教することは、ベトナム人民へ妥協を強いるものでしかない。

日共（宮本一派）のように、ベトナム人民を楯にして、米中・米ソ会談を非難しているのもまた実は日和見主義・民族的利己主義と同類である。会談を持つこと自体は何ら否定すべきものではなく、「民族の平和と安全」を至上目的として、他国の労働者階級人民に不利益を与える傾向こそ非難されるべきなのである。社

# the PROLETARIAN CORRESPONDENCE

## NO. 4

NOV. 15, 1972

### CONTENTS

|                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| I. SOLIDARITY WITH THE REVOLUTIONARY<br>WAR BY VIETNAMESE PEOPLE.....    | 2  |
| II. STATE OF POLITICAL AFFAIRS IN SOUTH<br>KOREA.....                    | 6  |
| III. PALESTINE INTERNATIONAL WEEK IN<br>JAPAN.....                       | 12 |
| <hr/>                                                                    |    |
| IV. CRITICISM AND DOUBTS ON "COMMON<br>PROGRAMME" BY CP AND SP OF FRANCE | 15 |
| V. THE "UNIFICATION OF LABOR FRONT"<br>IN JAPAN.....                     | 24 |
| <hr/>                                                                    |    |
| ARTICLE CATALOGUE.....                                                   | 34 |

発売中 /

B5版 40頁

150円

会党にすらその合法主義を批判される政党にベトナム人民の名をもって中ソを批判する資格などないといわねばならない。

このような日和見主義・民族的利己主義の潮流は、全世界での武装民族解放闘争と労働者階級人民の解放闘争の前進をおしとどめようとするものである。米帝を盟主とする国際的な反革命策動に対し労働者階級人民の単一の戦線をうちたてることを放棄しているのが彼らである。ベトナムの革命を圧殺することは、「平和ボーズ」の裏で米帝の狙いもつとも重要な戦略となっている。

われわれはベトナム労働党の次の主張を断固として支持する。

「マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の生命力は、まず第一に、革命的行動にあらわれるものであって、けっしてそらざらしいことばのなかにあるものではない。ある条件のもとでは、革命諸勢力を攻勢態勢へと推し進めるために『緩和』を積極的に獲得することは正しいことであるがしかし、もし自己の民族の小さな利益のためにもつとも反動的な勢力を援助するならば、かれらにたいする痛手を避けさせることになり、あたかも溺死しつつある強盗に浮袋をあた

えてやるようなものである。これは敵に有利に、革命の側に不利になる悪質な妥協である」(『革命的潮流の勝利』)

われわれはいまこそ、さらに決意を固め、ベトナム人民を支援し革命戦争と連帯するあらゆる攻撃を、米帝とそれに加担する日帝にむけ組織するようすべての人民に訴える。社共・諸党派の小ブル平和主義と闘い、いかなる犠牲をいともわず、国際主義的任務を最後まで、実現するために全力を尽そう。

NO. 1

A 4 判

23 p p ¥100

April 25  
1971

## The PROLETARIAN CORRESPONDENCE

### CONTENTS

TO THE READERS (P.C. Editorial Committee)

FOR THE UNITY AND ADVANCEMENT OF THE WORKERS

ALL IN THE WORLD (THE CENTRAL COMMITTEE OF  
WORKER'S COMMUNIST COMMITTEE)

CLASS STRUGGLE CONCERNING "OKINAWA"  
(YOSHIO NAKADA)

NO. 2

A 4 判

29 p p ¥200

October 1971

## The PROLETARIAN CORRESPONDENCE

### CONTENTS

LESSONS OF VIETNAM-INDOCHINA CLASS STRUGGLE

BY KAZUO YOKOYAMA (a member of the Central  
Committee of W.C.C.)

IN CONNECTION OF JAPAN CLASS STRUGGLE

OF LATTER HALF OF '71

## 朝鮮人民の「自主的平和統一」の ところについて

前 田 剛

### 一、「共同声明」の性格

七月四日、「朝鮮民主主義人民共和国」と「韓国」両政府は、「祖国統一」にむけた共同声明を発表した。その内容は、すでに報道されている七項目である。

一、祖国統一に対する原則は、①外国勢力の依存、干渉をさけ自主的に解決し、②統一を平和的方法で実現し、③思想と理念、制度の差異を超越し、民族的大団結をはかるべきである。

二、武装挑発をせず、軍事的衝突事件を防止するために積極的措施をとる。

三、自主的に平和統一を促進させるために南北間の諸交流を実施する。

四、南北赤十字会談の成功のために協力する。

五、ソウルと平壤の間に常設直通電話を開設する。

六、李厚洛部長と金英柱部長を共同委員長とする。

南北調整委員会を構成、運営する。

七、双方は、この合意事項を誠実に履行することを民族の前に厳粛に約束する。

この共同声明は、朝鮮労働党組織指導部長・金英柱と国中央情報部・李厚洛が会談し、とりまとめたものである。

ピョンヤン放送は、「金日成同志がうちだした祖国統一の三大原則に対して完全な意見の一致を見、これは、金日成同志が明らかにした朝鮮労働党と朝鮮民主主義人民共和国政府の自主的平和統一方針の輝かしい勝利である。」と報じた。

また、韓国の李厚洛は記者会見で、「今後の統一方針は基本的に従来の方針とかわるものではない。つまり自主統一は、国連監視下の人口比例選挙を基礎とするものであり、国連は外的勢力とはいえない。」と声明した。

われわれは、これまで、南北朝鮮の自主的統一の立場を支持してきた。いりまでもなく、朝鮮民族の歴史が第二次大戦前は長きにわたって日本の支配階級に抑圧され、無理矢理に併合されてきた歴史であり、第二次大戦後は、日本帝国主義者からの「解放」にもかかわらずアメリカの支配階級によつて分断され、南朝鮮は、彼らの利益のもとに軍事占領され人民は隷属を強いられてきた歴史であるからである。

もちろん、この共同声明は、朝鮮民主主義人民共和国と朴一昧のにつまつた妥協である。したがって先に示したように、この声明自身をめぐる解釈は相異しており、この共同声明を両手をあげて賛成したり、またこれに反対するというような態度をとることはおかしいことである。

韓国、朴の後だてになつてゐるアメリカ政府と日本政府は、それぞれ「朝鮮とアジアの緊張緩和」という視点から「歓迎する」意志を表明した。がこれは、両帝国主義者の朝鮮半島支配の現実に対する世界人民による批判をかわすためのものである。他方で、朴の「反共」統一。「勝共」統一を確認し、積極的に支え、そのために共和国の武力的優勢とよくても武力均衡

をうしろからささえることの意志表明であることは明らかである。したがって「外国勢力の依存、干渉をさけ自主的に解決」することを朴が承認しながらも、現実に、米軍を主体とする「国連軍」の撤退には反対であり、「国連韓国統一復興委員会」の解体に反対していることは何よりもその証左である。

したがって、共同声明が発表されたこと事態は朝鮮半島を支配してきたものへの反撃のひとつの手がかりであり、問題のかぎは、人民の闘いの中に存在するといえよう。

だが、また反対に共同声明に対して「平和共存、制度の差異を越えての統一だから反対だ」とか、「ベトナム人民の闘いに対しての裏切りだ」とかいう観念的な論理から、自主的平和統一への人民の要求やその頂上会談を否定するのは小ブル急進主義―観念主義である。とりわけ、過去と現在において朝鮮半島を支配してきた民族の内部におけるプロレタリアートがこの試みを否定することはプロレタリアートの現実的団結を促進することにとつても有害なことである。

共同声明に対して「反共」統一を唱える朴一昧との合意であるからナンセンスというきわめて近視眼的な見方でその良しあしを判断することはできない。

それが、ある一定の条件の下では、アメリカ帝国主義者が、国連軍として米軍を配置していることや国連韓国復興統一委員会の存続の意義を失わしめるひとつの方法である。日本の支配階級に対して日韓条約を楯に朝鮮半島への侵略を試みるものへの歯止を意味し、はたまた朴が「反共法」や「国家保安法」によつて弾圧することに対して、支配者に矛盾をかかえさせることを可能にするひとつの方法であるからである。すなわち、南北朝鮮の自主的統一という作業によつて被害をうけるのは、明らかに、アメリカと日本の支配層と南朝鮮における朴一昧らと一部の資本家階級にすぎないのである。

一挙的にプロレタリア革命という方法によつて、自主的統一方法を実現することは最も好ましいことであろうが、被抑圧民族としての朝鮮人民が、外部圧迫勢力の撤退を要求し、それを実現する闘いを、プロレタリア革命を志向する党派が承認することは、それを「段階革命」とと固定することがないならば、大いにプロレタリアートの解放闘争の前進に役立つてあろう。

ところで、南北共同声明は、「二「国」政府の妥協の産物であるとはいえ、朝鮮労働党の七十一年四月の「八項目提案」昨年八月六日の金日成演説、今年一月

の金日成談話の内容の基礎をくずしているとはいえず、労働党のこの間の主張の実現として考えることができる。すなわち、労働党は一貫して政治的課題の軸を「反帝―反侵略闘争」においており、自らの任務を「民族的―人民の利益の実現」においており「今日、アジアに対するアメリカ帝国主義と日本帝国主義者の侵略と戦争策動をさ折させる」ための戦術のために全民族的結合の政治目標を明らかにし、米・日支配層と結びついている一部の南朝鮮の為政者と、米日支配層との間にき裂を生じさせようとしたのである。

われわれは、怒濤論文（六十五号）で「共同声明が民族的政党としての労働党の活動のあらわれであることを確認できる。赤十字会談などを通じた方策においてもその事が確認できる。しかし、われわれは、共同声明および赤十字会談の進展がひきおこしている事態にこそ注目すべきである。なぜなら、現におこっている事実こそが、わが委員会と革命的労働者人民の立脚すべきものだからである」。

という立場を述べた。この立場は、「共同声明」に反対する排外主義的傾向、小ブル的傾向を排しながらも、プロレタリアート解放の前衛としての党が、被抑圧民族の利益を擁護している政党とどのような関係を

結ぶべきか、あるいは、プロレタリアートの党が、この問題に対して、どのように主張すべきかが考慮されるべきだという視点を抽象的であるがしめしてきたのである。

したがって、この問題に関して原則的立場をはっきり確認することは、被抑圧人民と、とりわけプロレタリアートの解放事業にとって重要な事と思う。

第一に、この朝鮮労働党の「祖国統一。三大原則（自主。平和統一。民族的大団結）」という立場への見解である。

第二に、この共同声明によって、すすめられる二国間「政府」交渉という戦術と「金日成を太陽とあおぐ」「南朝鮮統一革命党の」「南朝鮮における人民民主主義革命」（「綱領」および「宣言」——一九六九年八月）の方針をめぐる問題である。

第三に、この問題を革命戦略と外交政策を区別しない立場への見解である。

そして最後に、いくつかの党派の誤った評価についてふれた。

異なる思想と理念、制度についていうならばそれは民族の人為的分裂によって作られたものである。」「——ましてアメリカ帝国主義がわが国の分裂を企てており日本軍国主義者がわが国に対する再侵略策動を露骨にしているこんにち、民族の団結はもっとも切実な問題である。」「（一九七二年七月十二日付「労働新聞」）

まず、第一に「祖国の統一」すなわち「朝鮮民主主義人民共和国」と「大韓民国」の統一という政治的現実に対して、革命的労働者は、いかなる態度をとるべきか。いうまでもなく、朝鮮半島の歴史的現実からはなれて、一般的「緊張緩和」という観点からものを見ることは、アメリカ、日本の支配階級をある意味ではよるこぼすことにつながる。だが、今おきている現実の政治的行為は、均等の力をもつ帝国主義間の統一でも、帝国主義が植民地を併合する統一でも、一般的に「開発途上国」の統一でもない。

それは、一九一〇年の日本帝国主義による日本への朝鮮の併合、それにより、一九四五年八月の日本敗戦にいたるまで、三十五年間、日本の資本家階級。地主階級および軍部によりふみあらされてきた歴史をもち以後、「民主主義」をよそおったアメリカ帝国主義者の手によって、すなわち、彼らが後たてになって李承

## 二、朝鮮労働党の「祖国統一。三大原則」について

朝鮮労働党が「勝利」と語っている祖国統一三大原則（自主。平和統一。民族的大団結）をさらに詳しくみると次のようなものである。①「わが民族の内部問題である統一問題は、ただその主人であるわが人民の、主体的力量によってのみ、民族的利益に合うように解決することができ、ただそのように解決される条件のもとでのみ、民族の自由と独立を確固と保全することができる。」「北半部の社会主義勢力と南チョソンの愛国的民主勢力がひとつに団結するならば、われわれはアメリカ帝国主義を南チョソンから追い出すとともに、日本軍国主義の再侵略策動を粉碎し、祖国をたやすく自主的に統一することができ。」「②「もともと、チョソンの分裂は、外部勢力の干渉によって生じたもので外部勢力の干渉さえとり除かれれば、祖国統一問題のような民族内部の問題を解決するにあたってチョソン人民が互いにたたかう根拠はない。」「③「国の統一偉業は、全民族の課題であるだけに、だれも政治的見解の差異とか、社会制度の差異を統一問題解決に不当に介入させてはならず……国の南北に存在す

晩を擁立し、「大韓民国」を創立し、三十八度線の南と北に分断を強いられてきた歴史が現に存在するという朝鮮半島の統一問題である。アメリカ政府は朝鮮半島の支配のために、武器の貸与、供与などによってかいたあさった各国反動派の賛成をバックにし、国連を利用し、李政府を唯一の朝鮮半島の合法的政府と認定した。米軍を「国連軍」の冠をかぶせて駐韓させ朝鮮半島の支配を貫徹し、政治的には自分の意志のままになる政権を擁立し、また「国連韓国統一復興委員団」なるものをデッチ上げ、李承晩や朴正の「勝共統一」を背後から支えてきたのであった。

朝鮮人民が、日本とアメリカなどの支配階級によって抑圧されてき、その結果として、三十八度線による分断があるとき「外部勢力」——日米両帝国主義の支配に反対し、統一を要求する広範な朝鮮人民の闘いを支持することは、プロレタリア解放闘争の前進のためにも必要なことである。

したがって、この問題を、一般的に「世界連邦主義」的なものに次心的に解釈したりして賛成したり、反対したりするのがあるとすればとんでいないまちがいであるといわねばならない。

革命的労働者は、とりわけその支配階級が現に政治

的、経済的に進出してゐる日本やアメリカの革命的労働者は朝鮮人民の「祖国統一」を要求する闘いを否定してはならない。そしてまた朝鮮半島の革命的労働者は、民族の統一のための闘いを、自らの解放にとつても積極的なものがあることを認め、「統一」と「革命」が段階的に区別されたりするのではなく、しかも、「革命」と「統一」をひとつのものにしなければダメだという観念的なおしつけにとどまることなく、この民族の闘いと連帯する独自戦列を強化しなければならぬのである。南北朝鮮の「祖国統一」に対してはかかる視点をとる必要がある。

第二に、祖国統一を「三大原則」にもとづいて行うという朝鮮労働党の方針のうちの「自主統一」についてである。

この「自主統一」に万一、「一国主義」なる非難をあげ、それに反対する見解があるならば、それは反動的な見解であり、階級闘争の前進を阻害するものである。

なぜなら、このことについて、朴一味は「国連や国連軍、国連韓国復興委員団などは、南北共同声明でいう外勢にはなりえない」などと子供でもわかるデタラメな発言の下に、「統一」は国連監視下の選挙をとおし

ところで、かかる「自主統一」は、決して「全世界のプロレタリアートの国籍に左右されない統一した利益を実現する」ことに敵対するものではない。また、自主的統一を推進することは、プロレタリアートの解放闘争を担う党組織が、国籍の区別なく、ひとつの組織に結合するということを否定することではない。しかも、朝鮮人民の中に自らの組織あるいは協定にもとづく統一組織などを、作りえない観念主義者たちが、自らの活動が現実的には「一国」に限られていることを隠蔽し、空論主義的に、自主統一に反対している時、このことをはつきりいつておこう。

現在進行している「自主統一」に対して「朴」などをふくむがらダメだなどといって「極東解放革命」をさげんたり、「東アジア革命」などといったり、革命の輸出をさげんたりすることは、歴史の現実を見ず、朴の「外勢を力とする統一」に対する人民の反撃を弱めるだけからである。

革命的なプロレタリア人民は、帝国主義者によつて分断された被抑圧民族が民族の統一を要求する時、それを承認し、他国の干渉を排撃する闘いに連帯するが自らは、その統一戦線の組織にのみ解消せず、統一

て」実現することを主張し、「国連軍（その実体は米軍）の撤退と国連韓国復興委員団の解体」に反対しているし、日本の支配階級と政府が、南朝鮮での経済的政治的権益を理由に南朝鮮への干渉を一層強めているときだからである。既に朝鮮労働党が何度も述べてきているように、「アメリカ帝国主義者」と「日本帝国主義者」の不当な干渉を排撃する言葉だからである。

「われわれは現在、南朝鮮が日本に経済的に従属させられるのを非常に憂慮しています。もしも南朝鮮の為政者が、ひき続き南北間のとびらを閉ざすならば、南朝鮮に日本の資本が入り、南朝鮮は経済的に日本の意図に従属するようになります。わが国がまだ統一されず南北にわかれてゐるのは南朝鮮為政者の反動的な策動とともに外部勢力がわが国の統一を妨げている」と、金日成がニューヨークタイムズ記者に語つたこの言葉を、日本のプロレタリアートは考慮する必要があるだろう。そのことによって、朝鮮半島の搾取され収奪されている圧倒的な人民が、アメリカや日本の侵略的、反革命的な支配階級と結託して人民への支配を維持しようとする一部の為政者を打倒していく大義名文を形成しうるものであることを承認できるのである。

される以前も以後も統一される国家の内部の搾取。抑圧階級の支配の掃を、その情勢を考慮にいれた公然非公然、合法、非合法のちがいがいこそあれ、人民に対して独自の宣伝と煽動が確保されなければならない

「被抑圧人民が、侵略・抑圧国に外的に強制されて分断された状態を統一する際、その政治制度上の問題は、すぐれて党の戦術および国家の政策上の問題であつて少なくともこれを支持する場合それを固定的に考えることはできない。しかし「国家間平和」「平和共存」を超階級的に理想化し固定的な政治路線にすることはできないということである。

民族とりわけ抑圧されてきた人民が、「外的勢力」を排する基盤があることをわれわれは承認するからである。レーニンの「分離の自由の上につた統一」という問題は、まさに、プロレタリアートの世界的な統一体を権力として樹立するための配慮として打ち出されたものであり、われわれも、この地点を踏襲する。

「プロレタリア革命党」の革命実践を、民族主体をおきかえるならば、それは、ソ連が一九二〇年代から歪曲をはじめその結果もふくめ東欧人民民主主義革命、中国革命をとおしてなお、世界的な、プロレタリアの統一政府に進ず各「労働者国家」が資本主義



国との協定をおししていがみあった状態を固定してき  
たことにつながることをみぬかなければならない。

プロレタリア解放闘争の前提として活動するわれわれ  
共産党は、「日本」など限定された一国の党でなく  
すべての国家・民族の中にプロレタリアートというひ  
とつの共通な利害を基礎に活動する組織である。われ  
われにとって、韓国資本家階級の打倒を実現すること  
は、われわれ自身の任務である。

第三に、三太原則のひとつ、「平和的統一」につい  
てである。朝鮮労働党は「祖国統一問題のような民族  
内部の問題を解決するにあたっては、チヨソン人民が  
互いに闘う必要がない」というように語っている。

五月二十六日、金日成は、ニューヨークタイムス記  
者に対して、「南北間の互いに武力を行使しないという  
平和協定を締結し、南朝鮮からすべての外国軍隊を撤  
退させ、双方の軍隊を縮小しよう」と語り、この内容  
は、共同声明にもりこまれた。

九月十七日の毎日新聞記者との会見で金日成は「し  
かし、国の統一問題は、南北赤十字会談や南北調停委  
員会のような制限された範囲での接触と話し合いだけ  
では、円満に解決できない。……われわれは、南北朝  
鮮諸政党、大衆団体の連絡会議や南北当局者の会議、

またわれわれの最高人民会議代議員と南朝鮮「国会議  
員」の連合会議のような政治協商を、すみやかに行な  
うことを主張している。」と述べている。これらは七  
一年四月の「八項目提案」などで主張された「南北朝  
鮮連邦制」の方策 および昨年八月六日演説以来強調  
して主張されている「政治協商会議」や「各政党間での  
政見交換」「すべての政党、大衆団体および個別的  
人士といつても接触する用意」と軌を一にするもので  
ある。

朝鮮労働党は、  
国連軍の名を藉って韓国にすわる米軍の  
現状、日韓条約、日本の自衛隊関係者が足しげく韓国  
を訪れていること、日米共同声明のいわゆる「韓国条  
項」などのいいがかりの根拠をなくしてしまふための  
大義名文として提出しているということである。

これに対して「革命的統一」だの「武装統一」だの  
という言葉を用いることは全くの空論主義である。

朝鮮労働党は、七十年十一月の第五回大会で「南朝  
鮮の革命運動の歴史的経験は、政権のための闘いにお  
いて、平和的な移行はありえないし、またたんなる大  
衆運動だけでは革命を勝利に導くことができないとい  
うことをはっきり示した。」ということおよび、「戦

略戦術的指導」の方法として、「当面する情勢を科学的  
に分析し判断し、革命発展の要求と大衆の意識水準  
を十分考慮にいて、それに適したスローガンをかけ  
闘争形態と闘争方法を正しく選択し、敵の内部矛  
盾と弱点をはじめあらゆる可能性をたくみに利用す  
ることです。南朝鮮の革命家と人民は、政治闘争と経  
済闘争、合法および半合法闘争、非合法闘争、暴力闘  
争と非暴力闘争、大規模の闘争と小規模の闘争など各  
種の闘争形態と闘争方法を正しく結合して革命運動を  
積極的におしすすめる必要があります。」（金日成  
報告より）

すなわち、南朝鮮の反動的な一部の反動派を打倒す  
ることを否定したわけではない。むしろ、かかる方法  
をとるのは、「アメリカ帝国主義者は、南朝鮮で全て  
の権力をにぎっている事実上の支配者であり、南朝鮮  
革命の第一の闘争対象であります」（朝鮮労働党第五  
回大会報告）と「戦略方針」にもとづいていること。そ  
して「闘争形態・闘争方法」を選らんでいるのだとい  
うことをわれわれは承認しなければならぬだろう。  
したがって、むしろ金日成の「戦略」といわれる領域  
の問題をこそ検討の対象にのせるべきなのである。  
国家を代表する政府が、資本家的。かいいい政權と

でも交渉という戦術をとることは大いにありうることを  
承認する。われわれは具体的な国家と国家の関係が  
「戦争状態にあること」「冷戦状態」にあること、ま  
たは「協定状態（平和共存状態）」にあることに対し  
て一般的にどちらがどちらよりもよいというように  
問題を立てることはできないのである。したがって民  
族「統一」という問題に關し「平和統一」を主張し推  
進める政府に対して「武装統一」などを対置して主張  
しても正しい方法とはいえない。

革命的プロレタリアートの党はブルジョアジーが支  
配する国家と国家との間の戦闘状態、あるいは「平和  
条約」状態にあるときどちらかの「国家や民族」を主  
体にして活動するようことをしない。われわれは発達  
した資本主義国の支配階級が侵略し、抑圧することに  
対し、その侵略に反対し、それを撃退するための闘い  
をおこすことに道理があることを認める。

資本家階級の支配から離脱した国家が、他の資本主  
義的国家ととり結ぶ外交関係を戦争状態あるいは逆に  
平和協定状態のどちらかにあることを抽象的、一般的  
に論ずることは全く意味のないことである。だが、プ

ロレタリアートの階級的利益の促進のための基準から設定されたと考える。すなわち、これらの国家が、資本家階級が支配階級である国に対し外的に戦闘をしかけることを否定する。「侵略されたるはねかえす」これが、これらの国家の鉄則である。領土を拡大することではなく、資本家階級の傭兵に対し降伏をよびかけ資本主義国内部の支配階級に銃をむけることをよびかけることである。

ところで、朝鮮半島の南と北が、二十七年間も、分断されひきさかれ、しかもその分断状態が固定化されている状況においては「二つの国」的に処理しなければならぬ歴史的背景は、現に存在しており、統一を革命と等置することはむしろいえないのである。そして、南朝鮮の統一革命党が、「結成宣言」で「全民族的革命のとりである北部における不敗の根拠地によって保障され北部の兄弟たちから同胞的支持をうけてゐる」と語る時に、ますます「平和的統一」という作業に対し革命を放棄したかのごとく宣伝し、「武装」統一だの「革命的統一」などと語るとは百害あって一利ないことである。

これらの方法をとる場合、ある意味ではきわめて一般的に留意しなければならないことに次の事があるだ

ろう。

すなわち、協定という戦術は、ひとつの固定的な制度的な多国間条約協定（国連とかその他）にするのではなく、二国間協定を自らの権力の防衛と相手側ブルジョア国のプロレタリアートの利益から設定されるべきだということである。

第四に、「民族の大団結」ということについてである。

朝鮮労働党は、「南北間の制度上の差異は民族の団決をはかり、祖国を統一するうえに障害となつてはなりません」（金日成のニューヨークタイムス記者への談話）「民族の大団結」を「国内の労働者と資本家の階級対立にもとづく制度」上の問題よりも優先させている。その理由は、「アメリカ帝国主義者」「日本軍国主義者」に対する闘いを第一義と考え、「植民地的、半封建的な社会制度の粉砕」を第一義の任務と考えているからである。

確かに、朴一味の「反共統一」「勝共統一」に対してさしあたり「社会制度の相異を問題にしない」という方策をとることは当然の方法である。「反共統一」にに対して「プロレタリア権力樹立による統一」を確認することは大きな展望にとって重要なことである。し

かし、そのために、反動派朴と交渉という戦術を採用する時その両者、それぞれを「打倒」する言葉をつかって交渉という闘争方法が成立することはありえないことである。むしろ、だからこそ、南と北においてプロレタリアートは、国家権力と区別された独自の党組織を築き、韓国内部の支配層を一掃することを周到に準備する必要があるのである。だが、共和国の労働者人民にあっては、南朝鮮の資本主義的影響の入ってくることをおそれず、それと闘うことによって、南朝鮮におけるプロレタリア人民の勝利に寄与する必要があるすなわち現在の交渉において、「社会制度の相異を問題にしない。」ということとは「プロレタリア人民の権力の樹立」と必ずしも相対立するものではないのである。

だが、朝鮮労働党の場合、アメリカ帝国主義者、日本帝国主義者からの「独立」ということを語ることによって社会制度の改革との間に段階的に任務を固定化するかもしれない主張が続けられている。プロレタリア独裁への道を提起しないせはめられた任務に人民を碎組してはならない。

しかし、問題は「祖国統一」にせよ、「連邦制」にせよ、資本家階級、あるいは日本やアメリカの政治力

と軍事力と結託した一部分の抑圧、搾取階級が残ることとは明らかであり、民族問題における自主性と別個に「この階級の一掃の任務」は、その程度と公然。非公然の差異こそあれ、精力的に展開される必要があるのである。

### 三、いくつかの党派の誤まつた主張

#### (イ) 日共の反動的主張について

われわれが共同声明をめぐってさらに見過すことのできないのは、日共の日和見主義。排外主義が朝鮮統一問題においてもあからさまとなった事である。

日共は、共同声明を次のように「批判」する。①「韓国」政府が「外部勢力」に国連はふくまれないといっているから、『ということになれば、それは』共同声明の「自主」の項は『無内容になるというよりも、米軍の駐留を合理化する』②共同声明では『相手を中傷、ひぼうしないことと合意したとしているが』『韓国』当局者たちは依然として『反共ファッショ弾圧体制をあくまで維持しようとし』条項を『内外の非難を

さけるツイタテとして利用しようとしている。③この「緊張緩和」はニクソンの各個撃破政策に圧力として利用され、統一方式についても朝鮮方式をベトナム人民におしつける圧力として利用される。(八月五日「赤旗」要旨)

このような彼等の態度は第一に、この間の労働党との関係の悪化を背景として、朴が骨抜きにしようとするから抜かれてしまうという全く珍奇な合法主義と、「アメリカのベトナム侵略に反対する反帝国国際統一戦線」なる項の中の図式にあわないからだめという小ブールの主張の雄辯であり「ためにする批判」でしかない実際、日共は「自主的平和統一」提案をこれまで一応支持してきたのであり、米軍撤退の保障がないからだめなどという事を突然「発見」し、現に革命戦争を闘っているベトナムでも「平和統一」の朝鮮でも同じように米軍追い出しができるはずなどと空論をならべたてているのである。

第二に、この日共の態度は自らの排外主義・愛国主義への転落をベトナム人民をひきあいにだすことによつて陰べいしようとするこいさな試みである。彼らは朝鮮人民が日帝の侵略反対を強く唱え軍国主義との対決を打ち出している時に、「日本の繁栄」「日本軍国

主義は復活していない」と語り、努めて日帝の南朝鮮進出を口に出さないようにしている。

そればかりか右翼「勝共連合」の批判にさえ「日本を韓国に従属させようとする団体」たる論拠をふりまわす超排外主義を発揮している。(このような日共は朝鮮プロレタリアート人民への公然たる敵対者以外の何者でもない。)

第三に、あらゆる具体的な世界革命の主張に敵対し朝鮮人民の実際の闘いに対して小ブルジョア的な空論「真の自主的・平和的統一をめざす闘い」を対置し、国際主義的任務を何か「国際的世論の圧力」にすりかえようとしていることである。

#### (四) 第四インター日本支部の

見解に

第四インター日本支部は、共同声明について「ベトナムを孤立させる平和共存外交反対!」を叫び、「朴軍事独裁打倒!」「金日成官僚打倒!」「南北統一朝鮮革命万才!」なるスローガンをかかげている。

第四インターは、「北部朝鮮の金日成体制は、その外交路線と闘い、中ソ両政府のベトナムを中心とする統

一戦線の形成とベトナム人民の完全勝利のため中ソ両国の力をもってするアメリカ帝国主義との対決を要求すべきである」とのべている。(「世界革命」七月二十一日号)

ここに示される態度は、共産主義者の態度ではなく評論家のそれである。自己の主張に何ら責任をおわず願望をもつて実践にかえようとするものである。自分たちが打倒を主張する者たちにあれこれの政治要求を出し、そうすることがあたかも「革命の実践」でもあるかのように主張しているのである。

では、第一に、「平和共存反対」を唱える第四インターは一体何をそれに対置しているのか。中ソ両国のベトナム革命支援ということである。共和国政府には中ソにベトナム支援を要求しろといっている。

わが委員会は、プロレタリア国家がブルジョア国家と平和的な共存関係におく国家外交政策を承認しうる自国の一国的利益に照らして「革命の輸出」をなすというのは、われわれのとるべき道ではない。問題は革命を遂行している人民に対して国家としていかなる態度をとるのか、いかに連帯していくのかということである。連帯の強化により共存関係が悪化し、その関係が崩壊することもまた当然ありうることである。

わが委員会は、共和国政府がベトナムへ義勇軍を含む支援をおくる用意を明らかにしていること、中国政府が機雷封鎖に對抗し、援助していることを評価する。

#### 四、まとめ

以上の立場を整理すると次のごとくまとめられる。

「朝鮮人民の自主的統一」を支持する。だが日米両支配階級と南朝鮮の一部反動勢力への幻想は一切禁物である。搾取、抑圧階級の支配の一端にむけて労働者階級の団結を一層固めなければならない。

したがって、被抑圧民族の立場からする自主統一を破壊しようとする一味、日本の資本家と政府、アメリカの資本家と政府の朝鮮人民への敵対を許さず闘うことが必要である。

とくに、

①朴一味の「反共法」などによる弾圧に反対する運動を支持すること。

②在日朝鮮人民の分断を画策する日韓両政府の策動に反対する運動を支持すること。

③日韓条約の廃棄を要求する運動、出入国管理法案、外国人学校法案などの上呈反対の運動を支持すること。

世界革命の旗の下

万国の労働者

団結せよ！

月2回刊。一部30円

固定購読。年間1000円

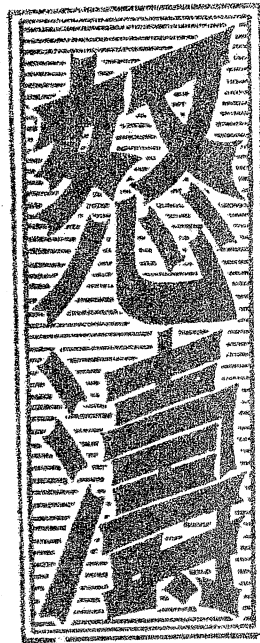
郵共24回

東京都豊島区池袋2・11・2

白石ビル2階

TEL・03・982・3312

郵便振替・東京147121



The PROLETARIAN  
CORRESPONDENCE

プロレタリア通信(英語版)

NO. 3

50セント

150円

17ページ

ベトナム戦争・沖縄問題

ロッド空港闘争・ETC

怒 濤 社

- ④「国連軍」の名を冠したアメリカ軍の撤退や「国連韓国統一復興委員会」の解体を要求する運動を支持すること。
  - ⑤韓国における、日本資本の抑圧、搾取に反対する運動を支持すること。
  - ⑥日本政府の官僚が韓国を訪問し反革命を、画策することにより反対する運動を支持すること。
- これら人民の勢力と連帯し、プロレタリアートの権力樹立、資本家階級の支配の一掃の活動を推進する必要がある。

## 知れ文庫 2

# 日本政府の「出入国管理」と 在日朝中人民に対する抑圧

発刊にあたって  
社会的政治的文化的差別抑圧の実態  
政治活動と外国人抑圧

「出入国法案」批判

「入管白書」批判

150円

## 知れ文庫 3

# 日本政府の 釣魚台列島領有策動に反対する

■佐藤政府の釣魚台領有策動に反対し、中国人民の「釣魚台回復」の要求を支持する。

■日、米、台支配階級の尖閣列島略取の策動について

■資料 尖閣列島について

日本政府外務省情報文化局  
中華人民共和国外交部声明  
(1971.12.30)

尖閣列島問題に関する日共の

見解

地図

日5判頒価100円

## 部落解放の闘いとプロレタリアートの態度

三橋弘幸

未解放部落民のながい歴史をもつ差別にたいする闘いが発展し、ひろがっている。部落解放同盟は、様々な要求闘争、糾弾闘争を組織し、部落解放運動を強化している。狭山差別裁判糾弾、石川氏奪還の闘いにたいする労働者人民の連帯した闘いがひろがっている。わが委員会は、三〇〇万部落民の部落差別にたいする闘いの一層の強化とそれについて労働者人民の連帯の促進が、革命運動の前進にとって不可欠であることを明らかにしてきた。

怒濤三八・三九号合併号で「部落問題とプロレタリア革命」を発表し、狭山差別裁判糾弾・石川氏奪還の闘いと連帯する活動をすすめてきた。

だが今日、部落問題にたいして、諸党派が誤った態度をとっており、真にプロレタリア解放闘争を前進せしめる見地からする部落問題にたいする態度を明らかにすることが必要となっている。

### 一、部落差別の現状とその階級的役割

(1) 部落民への差別・圧迫の実実  
約三〇〇万人といわれる未解放部落民は、今日もお、経済的、社会的、政治的、思想的なすべての方面で、不当な差別と圧迫にさらされている。

狭山差別裁判にみられる警察・検察・司法等の国家権力による予断、偏見にもとづく差別をはじめ、マスコミ、文化人等によるイデオロギー的、思想的差別、および、就職、職業、交友、結婚、行政、教育など、生活のあらゆる面における差別は、消滅することなく、様々なかたちで再生産されている。

部落を犯罪者の巣とみなす偏見にもとづき、見込み捜査をし、マスコミや住民の差別意識に依拠し、あるいは、あおりたてて犯人をデッチ上げる権力の策動は、無数に存在している。

鳥取県における交通事故死を殺害とし部落民を逮捕した事件、岡山県における列車妨害、京都における巡

査のピストル死で部落を見込み捜査した事件、北九州  
市小倉における無実の不当逮捕等々。

それだけでなく、一九五七年神戸市有馬でおきた徳  
本事件での有罪判決、一九五四年福山地裁での「特殊  
部落民なるが為に非常の手段を用いて結婚を強いた」  
としての徴役一年の判決、一九四〇年徳島の笹山事件  
での心中を図り命をとりとめた男にたいし部落民の故  
をもつてする殺人未遂罪を課した判決、そして「社会  
の秩序に対する違法精神を稀薄ならしめる素地を与え  
それが被告人の人格形成に影響をおよぼしたであらう  
ことは想像にかたくない」と部落民に対する差別、偏  
見、予断をもつてする狭山差別裁判等、裁判所は、部  
落民を犯罪者に仕立てあげてきている。

自衛隊内においても、部落出身の妻を持つ隊員を上  
官が差別し、夫人を自殺未遂、離婚においこんだ事件、  
一九六四年の大阪府信太山での集団的な差別、圧迫の  
事件など、差別があいついでいる。

マスコミ、文化人などの部落民にたいする差別もあ  
とを絶たない。オールロマンズという雑誌に「特殊部  
落」という差別小説をのせたいわゆるオールロマンズ  
事件、大内兵衛ら多くのインテリが「特殊部落」なる  
差別用語を用いていること、部落を「反社会」「暴力

その上、たとえ就職できたとしても、低賃金、重労働、  
危険労働などの差別待遇、管理者、同僚の職場での  
差別と圧迫をこうむっている。「部落出身だ」とい  
う差別言辞を行い、職場からしめだし、退職させる例  
は、非常に多く、又、部落出身ということをもつて不  
当に重い処分を課す例も多くある。

全く不当な就職差別と結合し、資本家や政府、自治  
体は部落民を日雇い、臨時工、社外工、下請工などと  
して、低賃金で重労働、危険労働につかせ、徹底的に  
搾取している。

部落の労働者は、生きるために、低賃金、日給、出  
来高賃金などで、重労働、危険労働、長時間労働を強  
制されているのである。

就職差別によって部落の人々の多くは慢性的な失業  
状態におかれ、失対労働者の多くの割合を部落の人々  
が占めてきたのである。例えば、失対事業で働く労働  
者全体のなかで、部落民の占める割合は、高知、三重  
県で七割、京都府六割、奈良県八・五割にものぼって  
いる。政府は、六三年以来、いくばくかの金をもつて  
失対打ち切りを行い、失業者、とりわけ、部落民から  
仕事を奪いとってしまった。

又、部落民の重要な生活の糧である部落産業は、独

的」であるかの如くえがいた差別映画「橋のない川」  
の上映、部落を特殊部落と説明する国語漢和辞典のは  
ららん等々。

資本家どもは、若年労働力の不足にもかかわらず  
「部落民」という理由だけで採用せず就職差別を徹底  
して行っている。採用通知があったにもかかわらず、  
「部落民だから」とか「出身が悪い」ということで採  
用をとりけされたり、又、採用されなかったりする事  
件は、数限りなく存在している。倉敷紡績、三菱重工、  
川崎製鉄、松下電器、日産車体、サンスター、日本電  
池、京都銀行、協和銀行、南都銀行、四国電力、神戸  
製鋼、日本プレス工業において就職差別が行われてき  
た。

六六年には、次のような「抱きあわせ差別求人」が  
行われた事件がある。大阪のある印刷会社が「当社へ  
優秀な人材を世話してもらえれば、就職がむずかしい  
精薄児、身障者、第三国人、部落民の子弟を他社へ推  
せんする」という違法かつ差別の求人案内を出した。  
又、ある銀行では「部落であることが事前にわかれば、  
銀行としては考えさせてもらう」「銀行の品位と信用  
をおとすからです」と差別発言を行ったことが報告  
されている。

占の収奪、支配で没落の危機に立たされてきた。とり  
わけ、輸出をもつて成り立っていた産業は、円切り上  
げで、かい減的打撃をうけ、部落産業で働く人々の生  
活をさらに苦しくしている。

部落農民の多くは小作地をかりているばかりでなく、  
水利権から排除されるという差別をこうむっている。

部落の漁民は、未だに漁業権をもっていないところ  
があり、港もなく、又あったとしても極めて不備な港  
しかない。そればかりか、一九六三年制定の「沿岸漁  
業振興法」による政府の政策や新全総などによって漁  
場が一層狭ばめられている。

現在法的には憲法第一四条、教育基法第三条、労働  
基準法第三条などによって、「社会的身分によって差別  
されない」とされている。しかし、労働省は六九年発  
行の「労基法手続便覧」のなかで「社会的身分」と  
は社会的事情によって、なかば永久的に他人と区別さ  
れる地位のことをいい、部落出身者のようなものはそ  
の典型的例です」と述べ、身分を承認し差別を助長し  
たりしている。

部落の青年男女が、部落民以外の青年男女と恋愛、  
婚約、結婚する時、必ずといってよいほど、交際、結  
婚差別の厚い壁に直面する。正式に結婚したにもか

わらず、部落民であることが明るみに出たため圧迫され自殺においやられた事件、交際、婚約したのに部落民だということを告げたために破棄された事件、部落青年を愛し結婚の約束をした女性に、教師、両親は、「絶対結婚してはいけない」「姉や兄の結婚ができない」等々の言葉を、二人の仲をひきさうとしたこと等々。無数の交際、結婚差別によって多くの犠牲者がでてゐる。

職場ばかりでなく、小・中・高等学校・大学においても差別事件がひんびんとおきている。部落の生徒がいるからといって担任を拒否した事件、教師が部落生徒に対して差別的に接したりしていること、又、教師の経済的利益に「同和教育」を対立させた矢田差別事件、「ヤツラは人間ではない」という落書きがトイレに行われた教育大天王寺分校の事例、部落民以外の生徒、学生による部落生徒、学生にたいする日常的差別、圧迫。教師が「部落民がいるからレベルが低い」という差別発言を行った事件等々。

教師にたいし「うちの子が部落の子とあそばないようにしてくれ」と要求する親があつたをたえず、部落の生徒への差別、圧迫がつづけられているのである。

党派などあらゆるものによって差別され、圧迫され、権利をじゅうりんされ、失業、貧困、生命の危機におかれている。

## (2) 部落差別の階級的役割

以上みてきた経済的、社会的、精神的、政治的なあらゆる方面にわたる部落差別は、現在の日本社会において、どのような意味をもち、どのような役割をはたしているのだろうか。資本家階級とその権力は、部落民を産業予備軍の一環にくみこみ部落民を社外工、臨時工、日雇、内職など劣悪な労働条件でこきつかい、しぼりと、労働者人民にたいする分断差別に部落差別を結びつけ利用したり、又、国家権力による政治的支配の維持のために、部落差別を利用し、それによって差別を強化し、再生産している。そして、労働者階級人民の間の分裂と対立を再生産し、労働者階級人民が団結することをさまたげているのである。

部落出身者が選挙に立候補した時、差別宣伝で攻撃したり、差別偏見、予断をもって部落民を罪人に仕立てあげたり、部落民の失業につけこんでスト破りに雇おうとする例は、資本家どもや国家権力が、部落差別をもって秩序の維持や支配のために、労働者人民を分裂させていることを示している。

昭和四二年文部省発行の「生徒指導資料第三集」において奈良のある部落をとりあげ「反社会的傾向」「授業を妨害し乱暴する生徒」の環境として「近隣はヘップサンダルの内職をしている家庭が多く、生活程度の低い特殊地帯。不良少年が多く環境がよくない」と部落を「不良の巣」の如くえがき、警察との連絡を密にし対処するように指示している。

部落の住居、環境は、戦前・戦後の差別行政によって、極度に悪い状態に放置されてきた。災害対策における差別の例は枚挙のいとまがない。部落のところだけ堤防をつくらなかったり、堤防を部落の外側に作ったり、部落の水はけ所の如くにしていたりすることが明らかにされている。上水道、下水道が全く整備されていない、又、火災の際消防車はいけることができる道もないところが非常に多い。

差別によって、貧困、失業を強制され、危険住居にすむ以外になく、極度の肉体的困難、精神的疲労においやられている。

部落と部落民は、江戸時代に「穢多、非人」の部落であつたということ、部落民であるということを唯一の理由に、資本家どもやその国家権力、その腰巾着どもは勿論のこと、労働者、学生、知識人、宗教団体、

三池闘争の中で、第二組合が「三池労組は特殊部落だ」という差別ビラをまき、組合分裂を図ったこと、第一組合の労働者も解放同盟を「左翼暴力団」あつかひしたこと、又矢田教育差別事件のように、労働条件の要求と解放教育を対立させたこと、および、部落の人々が部落外の労働者、人民にたいし、差別されてきたがゆえに抜きがたい不信、怒りの念をいだいていること、これらのことは、部落民以外の労働者人民と部落の労働者人民が対立、分断され、相互に連帯することを困難にし、分裂支配を容易にしている。

今日の部落差別は、封建時代の階級支配のための身分制度に由来するものである。身分は「農奴制（封建制）社会の属性」（レーニン）であり、「奴隸制社会と封建社会では、諸階級の差異は住民の身分的区分として固定されており、それに伴って、国家内における特別の法的地位が確定されていた。だから奴隸制社会と封建社会との諸階級はまた特別の身分であつた」のである。（ロシア社会民主党の農業綱領）歴史の早い諸時期に「ほとんどどこでも、社会はいろいろな身分に完全に区分されており、社会的地位はさまざまな段階にわかれていた」（共産党宣言）

レーニンは、又「これに反して、資本主義社会、ブ



ルジ。ア社会では、法的にはすべての市民は平等であり、身分区分は（すくなくとも原理のうえでは）廃止されており、したがって諸階級は身分ではなくなっている」（ロシア社会民主治の農業綱領）と述べている。資本主義の生産が発展しても身分制度や身分差別がなくなるということはできない。明治維新の変革においても、天皇を頂点に、華族、士族、平民という身分制をうちたてた。そして、さらに、かつての「穢多、非人」身分を「新平民」として、経済的、政治的、社会的な差別を温存、再生産してきた。戦後においても、資本家階級と国家権力は部落差別をなくそうとせず、部落差別を温存維持してきた。

明治維新後、欧米資本主義との競争に直面した政府、支配階級は、「富国強兵」政策をとり、部落差別をはじめ、封建的な諸関係を温存利用し、急速な資本主義化とその発展をおしすすめた。明治の初期には、無産者である部落民を非常に低い賃金で雇い入れ、高搾取をほしつづけた。だが資本家階級は、資本の集積、集中の過程で、労働者にたいする分断、差別を強め、部落民を臨時雇いとして、低賃金で危険な労働に借い差別を強め、分断と高搾取をほしつづけてきた。そして、部落民を必要としないとき、低賃金で臨時雇、日雇

いで使い、不必要なときは真先に首を切り、身分差別をもって部落民を労働市場の過剰労働力として資本制社会へ、くみ込んだのである。

他方農村では、耕作地がなく、金があっても土地が買えず、極めて劣悪な条件で小作人となり、地主に収奪され、さらに、農業だけでは、生活できず、副業や日雇いで、収奪、搾取されていたのである。

戦後の経済的混乱の中で、部落民は最もはげしい失業状態と生活苦におそわれ、以来、相対的過剰人口の一部にすっかりくみこまれ、主要産業の職から完全に排除され、貧困を強制され、労働者階級の全般的低賃金の底辺におかれてきたのである。六〇年代には、若年労働力の不足がさげられるようになって、臨時工、社外工、日雇、あるいは、自治体の清掃、汲取りなどの部門に差別的にくみこまれてきたのである。

部落民は、劣悪な労働条件、不安定、重労働、低賃金、社会保障の不備に加え、職場における差別と圧迫によって職を奪われ、慢性的失業状態につき落されている。

日本支配階級は政治的には、部落差別を労働者人民にたいする分断支配、分裂支配に利用してきた。

未解放部落と部落民を「犯罪者の巢」「どうしよう

もないならずもの集団」であるかの如く描きだし、労働者人民の対立、相互不信をかきたてて資本家どもと

権力は、秩序維持、労働者の団結の破壊に使ってきた。それだけでなく、「融和対策」とか「同和対策」をもって、部落民の運動を分裂させ、支配階級のアジア侵略や排外主義に組織、動員しようとしてきたのである。

日共は部落差別が残った根拠は「ブルジョア民主主義革命が不徹底におつた」ことにあるといっているが、この主張は、正しくない。

資本家階級の独裁であるブルジョア民主主義は、徹底した闘いなくして、労働者階級、被抑圧、被差別人民の民主主義権利を承認しようとしないう。資本家階級とその権力は、部落解放同盟の差別への糾弾闘争を承認しないし、いわゆる「私人」による差別を規制せず、放置し、それを彼らの利益のために利用している。

そして、資本家どもとその権力が、部落と部落民を差別し、権利をじゅうりんし、はかり知れない犠牲、不利益を強要していることを条件に、労働者、人民も又、目先の利己的利益のために差別や差別政策をになわされていることを見のがすことはできない。これによって、労働者人民の団結を妨げ、破壊し、資本家階級の支配を安全にしているのである。

## 二、政府・支配階級の「同和」政策

### (1) 戦後の政府・支配階級の差別政策

戦後、農地改革において、三反以下の耕作者を「自作農として精進するみこみがない」と改革から除外した。三反以下の零細農民が三〇%を占める部落農民は、差別され、小作関係への隷属をひきつづき強制されたのである。それだけでなく、部落農民は各地で、米軍基地のために土地を強制的にとりあげられた。又、アメリカ占領軍の指示によって「同和事業」予算がうちきられた。

以来、政府、支配階級は、差別と圧迫を陰に陽に強め、温存再生産してきた。

一九五二年、現在の自民党の西川和歌山県議が「エッタといつてなにが悪い」などという差別発言を行った。政府、支配階級は、事件をうやむやにしようとするなど、差別者としての姿をあらわにしたのである。

五三年度予算において、一千万の環境改善事業費なるものをくんだだけであった。部落民の差別にたいする闘いの前進および五七年の部落解放同盟の第二十二回全国大会をもってはじまる部落の完全解放のための国策樹立要求運動の発展の前に、翌五八年、当時の愛知官

房長官は、しふしふ、政府のもとに部落問題に関する調査審議会をつくることを約束した。

政府、自民党は、五九年「同和事業十カ年計画」を発表して、翌年度から「同和对策」予算を復活させると同時に、六〇年社会、民社党とともに「同和对策審議会設置法」を成立させ、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」を諮問した。

政府、自民党は、一方で、特定の「モデル地区」なるものに資金を選別的にながし、解同からの脱落分子や腐敗したボスを買収し、同時に、資本家階級とその政党である自民党の手代としての「全日本同和会」を組織し、部落解放運動を分裂させ、破壊する策動をはじめた。

「同和对策審議会」が、六五年に答申を行ったが、佐藤政府は何の具体的措置をとらず、無視しつづけてきた。しかし、再度の解放同盟の闘いにおされ、六九年度予算から「同和对策長期計画」を実施するとともに、十ヶ年の時限立法「同和对策事業特別措置法」を超党派で制定した。

政府は、以後長期計画ののちとして六九年二六億円、七〇年四二億円、七一年六二億円、七二年九六億円ば

かりの少い予算を計上してきただけである。

一九五九年の政府が発表した「同和对策要綱」は、政府、自民党の「同和」対策の方向を示している。

「要綱」は、「わが国社会の封建的残しである同和地区の改善に重点を指向し……」などと述べ、戦後、彼らが、部落差別を維持、温存、強化してきたことをおおいにかくし、支配階級の利益のための「同和对策」をうちだしている。

第一に、「地域住民の自覚と積極的協力を基とした受け入れ態勢を促進する」と称し、あたかも責任が部落にあるかの如く語り、解放同盟から追放された腐敗分子、自民党の手先を組織し、部落解放運動を分裂させ、彼らの別動隊をつくりだすことをめざしている。

第二に、「総合的な行き方を排し……モデル地区を設定し、……総合集中し、有効適切な成果をあげる」として、意識的に解放同盟のない地区をモデル地区にし、腐敗分子、自民党の手代に少しばかりの資金をつぎこみ、部落を自民党の基盤にすることをめざしている。

第三に、選別「同和对策」による一部上層ボスを買収し、部落民を欺瞞し、三池闘争、動評、審職法、安保改訂等にたいする闘いにみられた解同を先頭とする

部落民の参加という事態にたいし、部落民を自民党、政府の側へ抱きこもうと意図したのである。

第四に、同和教育を抑圧し、官製「同和教育」——道徳教育としての同和教育を強制することを意図している。そして、自民党、政府は、六〇年に解同から除名されに分子を中心に、全日本同和会なる彼らの手代たちの組織をつくりあげ、解同の分裂策動を行ってきたのである。

全日本同和会は、部落問題を差別偏見の問題のみに限定し、糾弾闘争や差別行政にたいする闘いを否定し、労働者をはじめとする被抑圧人民との連帯や政治闘争への参加に反対している。政府、自民党にへつらうことによって、一部特権層の小ブル的利益を追い求め、部落差別を温存していく、資本家どもの手先としての役割をひきうけている。

## (2) 同和对策 答申とその後の「同和对策」

六〇年の「同和对策設置法」の制定、六五年の「同和对策答申」及び六九年の「特別措置法」制定という過程において政府、自民党の「同和对策」は、部落解放同盟を中心とする部落差別にたいする闘いの前進によって、手直しされてきている。

同和对策審議会は、全委員十九名中、過半数の十名

が官僚であり、さらに全日本同和会会長、東大教授、朝日新聞論説委員、東京家裁調停委員などに解放同盟代表を一名加えたという全く欺瞞的なものであった。

答申は、「同和问题」の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である……」とし「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、部落に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが同和问题解決の中心的課題である」と述べ、少くとも、「早急な解決、就職と教育の機会均等の保障、生活水準の向上」のための対策を要求している。だが答申は解放同盟の一定の主張、要求と同じ内容を一定程度提起しながら、なおかつ、多くの面で政府、自民党の「同和对策」をうけついでいる。

第一に、答申は、部落差別が、日本資本家階級の階級支配、分断と抑圧と結びついていることをおおいにかくし、差別糾弾の闘いを「反社会的」などと攻撃している。

第二に、答申は、「部落差別を市民的権利、自由の侵害である」ということによって、むしろ部落差別が「自由」の名において行われていることを無視している。

第三に、答申は、部落民の戦前の戦闘的闘いを「反社会的」とかいって悔べし、昭和十年の排外主義に統合していった「融和事業十ヶ年計画」を美化し、さらに、戦後の「全日本同和会」などの活動を肯定的に評価している。

第四に、答申は、「同和問題と社会開発および経済開発の中に正しく位置付け」とか、部落産業を「前近代の零細企業」「わが国経済の高度成長を阻害する制約になっている」とか評価し、独占体の利益を図り、選別融資による部落ボスの育成と多くの部落民の生活の破壊をすすめる方策をうちだしている。

第五に、答申は、教育問題について「同和教育をすすめるに当っては、『教育の中立性』がまもられるべきことはいうまでもない」といって、教師の活動を抑圧し、部落問題が政治的、社会的な問題であることを明確にし、さらに部落民と連帯して闘うことを抑圧する立場をうちだしている。(怒濤六三三)「同対審答申と部落解放の闘い」を参照)

同対審答申の「…明確な同和对策の目標のもとに関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定することという要求および解放同盟の闘いによって、『特別措置法』、及びそ

れにもとづく、「同和对策長期計画」を策定した、

「特別措置法」は、第一条で「対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する」と定め、第二条、第三条で、それぞれ「すべての国民は、…相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない」「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」としている。

「長期計画」も、「早急な解決をはかることは、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題である」といい、「同和地区住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することを目標とし、このため「同和地区における他の地域との格差の是正をはかる」とともに、国民に対する啓発活動を行うものである。」としている。

特措法、長期計画とも、十ヶ年のものでしかなく、内容も予算も消極的、偽瞞的なものであり、人権侵害にたいしても啓もうなどと偽瞞的な言葉ですましている。「すべての国民は、…相互に基本的人権を尊重するとともに…」などと定めても、啓もう、指導、しか提起せず、糾弾を承認せず、何らの法的規制も行

わず、全くの空文句におわらせようとしている。

政府、自民党は、答申、特措法、長期計画を、彼らの利益のために使い、部落の独占の利益にそのものの再編、全日本同和会による分裂策動、官制同和教育の強制等々を行なおうとし、又行なっている。

第一に、全日本同和会の育成のための策動を一層強化し、又、愛媛県なので「同対協」を占拠し「朝田一派は暴力集団だ」と部落解放同盟にたいする破壊攻撃を強めている。彼らは、「解同のあるところだけに施すのは問題だ」とか称し、自民党の利益にみあった計画を立て、実施する策動を強めている。

第二に、予算措置などをなおりにするだけでなく、部落産業への選別融資によって、特権層を育て上げ、部落民の分断を促進するとともに、環境整備の名のもとに、独占の利益にかなったものへと部落を再編する策動を強めている。

第三に、答申が「失業対策を拡充強化すること」

「不安定な雇用関係の労働者の常用化の促進」などを提起しているにもかかわらず、「失対打ち切り」を強行し、部落民のわずかながら保障されていた職である失対事業すらも奪っている。

第四に、「部落差別は観念である」「生活を高める

運動と教育はわけるべきだ」とかいふ「同和教育方針」をおしつけ、「全国同和教育指定校」なるものを定めようとするむど、同和教育への攻撃を強め、教職員と解同の共同の闘いの抑圧を強めている。

第五に、政府、自民党は、民主主義とか自由とかをたてにとり、様々な差別を放置し、糾弾闘争への弾圧をたえず狙っている。糾弾闘争をも、「反社会的」ときめつけるとともに部落を「反社会的地域」として抽きだし、抑圧、弾圧の態勢を強めている。

政府、自民党のこうした反動的な「同和对策」を糾弾し、粉碎することは、部落解放の闘いの前進にとって必要不可欠である。

政府、自民党が、「早急な解決」「国の責務」「国民的課題」と語っているが、その言葉に幻想をもたず、又、連帯もせず、彼らがその業を反古にし、口先に終らせようとするのに対し、断呼糾弾、攻撃し、差別を粉碎し、要求を実現していくことは当然のことである。

例えば、資本家は、法で「国民的課題」とされ「相互の基本的人権を尊重しなければならない」と規定されていることを犯すのかどうかをつきつけられている。勿論、罰則が全くない以上、強制力をもたないし、プ

ルジョア法に想をもつことはできないが、ブルジョア法をタテに闘うことも、一つの戦術である。

同対審答申、特別措置法、長期計画において、資本家階級、自民党、政府に、「早急かつ、根本的な解決が必要」「国民的課題であり、国と地方自治体の責務である」といわけ、それを明文化させたことは、闘いの結果である。差別され圧迫されている部落民は、「国」とか、「国民」とかに自らを解消できないし、それに幻想をもつてはならないことはいうまでもないし、部落解放への前進は広範な労働者人民と連帯した断乎たる闘いにかかっている。

### 三、部落解放運動と労働者階級の任務

#### (1) 部落解放同盟と連帯する。

部落民は、部落差別と戦闘的に闘い、さらに、広範な労働者人民と共に抑圧、圧政と闘いぬいてきた。

戦後、一九四六年に、部落解放全国委員会が結成され、部落解放運動が再建された。部落解放全国委員会は、一九五一年京都の「オール・ロマンス」差別糾弾闘争をはじめ、差別行政糾弾、差別教育、差別裁判糾弾の大衆的闘いを組織し、部落解放の闘いをすすめてきた。

部落解放全国委員会は、「部落解放闘争の中核隊で大衆組織ではない」としていたが、一九五五年、部落解放同盟と改称し、未解放部落民の身分差別撤廃、部落解放のために闘う唯一の大衆的組織として発展してきた。

一九六〇年採択の部落解放同盟の綱領は、「部落民はいくつかの階級に分かれているが、全体としては一つの身分階層として共通の利害と共通の意識の紐で結ばれている。したがって部落解放運動は全部落民を包含する……。」と述べ「部落解放同盟は部落民の自覚にもとづく自主的な解放運動の唯一の大衆団体である」と規定している。

部落解放同盟が綱領でいうように、部落民であるがゆえに差別され、圧迫されている部落民が、独自の自主的な組織に団結し、部落差別と闘い、差別撤廃―部落解放のために自主的に闘うことは、全く正当であり、道理にかなっている。わが委員会は、部落民の自主的団結と身分差別との闘いを断乎支持し、連帯して闘うと共に、労働者階級の解放、あらゆる抑圧、差別の廃絶のために闘うものとして、部落差別廃絶のために闘うものである。

わが委員会は、プロレタリアートの階級的利益を貫

き、プロレタリア解放闘争を前進させるうえで、資本家階級の利潤追求と労働者人民の分裂支配を支えている部落差別が維持、温存されているのにたいし、部落民の自主的団結を強め、かつ、部落民の差別糾弾闘争と連帯し、部落差別廃絶のために闘うことがプロレタリアートの不可欠の任務であると考ええる。

約三〇〇万の部落民が差別、圧迫されており、差別にたいする闘いに広範にたち上っていること、政府、自民党が差別を温存しようとしているばかりでなく、

「同和対策」をもって分裂策動を強め、部落民の中に、愛国主義、排外主義の勢力を育てようとしていること、又日共が、差別を擁護し、愛国主義、排外主義をもちこみ、小ブル的ヘゲモニーをつくりだそうとしていること、これらの事態の中で、部落差別と闘う部落解放運動の戦列を強化するとともに、そこにおける労働者階級の指導性を強め、融和主義、愛国主義、排外主義を粉碎し、労働者階級と部落民との間の戦闘的団結を強めることが決定的に必要となっている。部落民労働者、貧農が、プロレタリア解放闘争の戦列に結集し、かつ、部落解放同盟の部落差別を粉碎していく運動を強め、部落民が労働者階級の独裁のための闘いと連帯することを促進するのになければならない。

部落解放同盟は「部落に日常生活する問題で部落民にとって、部落にとって不利益な問題は一切差別である」という立場をとっている。部落民の組織である解放同盟は、部落差別とそれによってもたらされる不利益と闘い、部落民の利益を擁護する組織であり、労働者組織ではないことは勿論共産主義的、社会主義的組織でもない。

部落民の差別とそれによる不利益にたいする闘いを、階級支配にたいする闘いであるかのように主張したり、「帝国主義打倒の部落解放運動」を主張したりすることは、部落民の身分差別廃絶の闘いをもつ、資本家階級と労働者階級の間の階級闘争とは異った民主主義的性격을否定し、部落民労働者と部落民以外の労働者人民の間の団結を危くする可能性をもっている。いいかえるならば、労働者階級と共産主義者が、部落解放運動にたいしてどのような態度をとるべきかという主体的、実践的立場を見失い、被抑圧人民一般の闘いとして、部落民も部落民以外の労働者も同じ立場にいるかの如き幻想におちいり、部落民にたいする差別的態度に陥り、部落民との連帯を不可能にするのである。

部落解放同盟の綱領の「対米従属論」および、それにもとづく「平和と独立と民主主義のための闘い」と

いう「民族民主革命論」的立場とわが委員会の立場は明確に異なるものである。

「アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は、日本の民主化をくいとめる反動的意図のもとに部落差別を利用してゐる。それゆゑに現在では独占資本とその政治的代弁者こそ部落を差別し圧迫する元兇である」(解同綱領)

日本資本家階級はGHQの民主化をうけいれ、詩和による独立後、日米同盟を維持してきたが、それを対米従属といふことはできない。又、民主化もブルジョア独裁になつたものとしてうけ入れたのであり、資本家どもの利益のために、労働者階級、人民、及び、被差別部落民、在日中国、朝鮮人民の民主主義的権利をできるかぎり制限してきたのである。したがって、「日本の民主化をくいとめる意図で部落差別を利用してゐる」というのは全く一面的である。

資本家階級と彼らの国家権力は部落差別を不斷に行い、部落差別によつて、多大な利益と支配の安定をえている。そして、彼らは、部落解放同盟と労働者人民の闘いによつて、しつじふ「同和対策」なる彼らに都合のよい政策を行っているが、あの手この手で、部落差別を維持、温存せんとしている。だがしかし、「独

占資本とその政治的代弁者が敵である」として、部落民以外の労働者・学生・小ブルジョア・知識人・その他の団体なども目先の利益や偏見によつて、部落民を差別している現実を見のがすことはできない。部落差別によつて利益をえているのは、資本家階級であるが、このことと、労働者、人民、その党派が差別者にならないといふことは別のことである。

また、「独占資本とその政治的代弁者が敵である」として、部落民が、差別から解放されるために、「敵」を倒すべきだといふような主張は全くの幻想であり、部落差別に利益をみ出し温存、再生産する支配階級を打倒する労働者階級の革命闘争と連帯すべきこと、及び部落民の差別にたいする闘いが、民主主義的闘いであることを曖昧にさせるといふねばならない。

「部落の解放なくして民主主義はありえない。部落解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年、婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によつて、日本の真の民主化が達成されたときはじめに実現する。それゆゑに部落解放運動は、平和と独立と民主主義のための広範な国民運動の一環であり、そのための統一戦線の一翼である。」

(同)「人民大衆の解放闘争の勝利によつて」部落解放が実現されるとし、「部落解放運動は平和と独立と民主主義のための広範な国民運動の一環であり」といふならば部落解放の闘いを「平和と独立」のための闘いであるかの如くみなし、しかも誤った日共式「民族民主革命の闘い」に解消することになるといふねばならない。労働者階級人民にたいして、部落民の部落解放の闘いへの連帯を要求し、かつ、部落民が、労働者人民の闘いと連帯し、プロレタリア独裁を樹立し、階級対立、差別を廃絶せんとする勢力と連帯して、闘ふことが必要である。

部落解放同盟の運動にたいし、自民党、政府は、全日本同和会を結成し、分裂策動を強めている。部落解放同盟は「そのすべての活動を通じて、融和主義と鋭く対決し、その反動的本質をばくろし、徹底的に粉砕しなければならない」と述べている。解同を除名された脱党、腐敗分子を中核とする全日本同和会は、糾弾闘争を否定し、資本家階級の諸政策に協力し、労働者人民の団結を妨げる役割を果している。わが委員会は、解放同盟の融和主義を粉砕する闘いを支持する。

日本共産党は、反暴力、反党分子排除を旗印に、「部落解放同盟正常化全国連絡会議」なる組織をデッ

チ上げ、部落解放同盟を分裂させ、大阪の矢田教育差別事件、そして「橋のない川」上映運動に象徴的なように、公然と差別を擁護し、大々的な差別キャンペーンをくりひろげている。部落解放同盟正常化全国連絡会議なる組織は、部落民の部落解放闘争を、日共の民族民主革命の小ブル的民主主義の路線にひき入れ、かつ、「人民大衆がたまたまおかす差別の誤り」などと称し、糾弾闘争を否定し、部落民から差別と闘う武器を奪い、武装解除を促し、愛国主義、排外主義の泥沼に導こうとしている。部落解放同盟は「『矢田教育差別事件』にみられるように、差別を差別でないと居直り、差別とたたかうわが同盟の破壊をたくらんだものこそ、これら脱党者であつた。そして差別糾弾闘争を否定し、行政闘争を弱めようとしてきたわけである」と述べ、「① 全国連絡会議なる反部落解放運動の正体を全部落大衆はもとより、多くの国民の前に明らかにすること、② 民主団体にたいして、この破壊活動の事実を訴え、反同盟、反部落の策動に手をかすことのないように連帯を強化すること。③ 地方自治体に対し、部落解放同盟はただ一つであり、反同盟、反部落の策動に手をかさず……」という方向を提起している。

日本共産党に指導された正常化全国連絡会議の分裂策

動にたいする部落解放同盟の闘いと断乎連帯し、前進しなければならぬ。

(2) 部落解放同盟の要求と糾弾の闘いと連帯する。  
部落解放同盟は、部落解放をめざし、身分差別、圧迫、それによる生活、生命の破壊などにたいし、さまざまな断乎たる闘いを展開している。

(一)、部落解放要求貫徹のための「同対審答申」完全実施、「特別措置法」即時具体化の闘い。

(二)、差別行政、差別裁判、差別教育糾弾の闘い、差別糾弾の闘い。

そして、さらに、解放同盟は、反公害、入管闘争、安保、沖縄闘争など、広範に全人民的闘いに参加し、闘ってきている。

部落解放同盟は、第二回全国大会で「部落問題の解決は国民的課題であり、その解放の事業は国と地方自治体の責務である」とし、「全国的に闘われている行政闘争を背景に、部落解放国策樹立請願運動を展開する」ことを決定した。

解同と労働者人民の闘いによって、六〇年「同対審設置法」制定、六四年「同対審答申」、六九年「特別措置法」制定、「同和長期計画」制定が行われたのにたいし、解同は「部落解放「特別措置法」具体化、

「同対審」答申完全実施の要求」をうちだし、毎年、そのための「国民運動」を展開している。そして、「特別措置法」具体化の闘いの発展として各部落における完全解放をめざす「総合計画」の樹立を部落の要求を基本に達成しなければならない」

「総合計画」の基本となる各部落の「要求綱領」の確立を大切にすること。それによって要求を組織し、日常の行政闘争をねばりつよくたたかていくこと。」  
(部落解放研究活動の方法と課題解放新聞第五六九号) という方向をうちだしている。

部落解放同盟は、その運動方針、及び、「部落解放「特別措置法」具体化要求、「同対審」答申完全実施要求国民運動」で、次の要求をかかげている。

- 一、就職の機会均等の権利の完全な保障
- 一、失対打ち切り反対
- 一、入会権、水利権、漁業権、漁区漁港の保障
- 一、部落の企業の防衛、経営の安定と生活の向上
- 一、教育の機会均等の権利の保障
- 一、社会保障の充実と環境改善の要求——①診療所等医療施設の設置、増設、拡充、②各種社会保障制度の即時実施、③生活保護法の適用拡大、援助基準額的大幅引きあげ、④公民館、隣保館、保育所などの設備拡充

増設、⑤共同浴場、共同作業所などの設置、⑥道路、上下水道などの改善、⑦改良住宅の大量建設、⑧河川、堤防、防波堤、橋などの改修、新設による災害防止  
国民所得一%の部落解放対策費を部落民であるがゆえにあらゆる方面において差別され、圧迫されている部落民が要求している具体的な民主主義的権利、経済的改良の要求とその実現のための闘いを断乎支持する。

部落解放同盟は、部落差別の本質について「部落民が市民的権利の中でもとくに就職の機会均等の権利が行政的に完全に保障されていないことである」と把握している。たしかに、就職の機会均等の権利が保障されていないことは、部落差別と部落民への圧迫を温存、再生産する一つの中心的な差別であり、差別の再生産の大きな条件となっている。就職差別は、中心的な一つの実態的差別であり、就職の機会均等の保障が、部落差別撤廃の大きな前進になるとしても、それだけで差別が解消するということとはできない。

部落差別は、部落民であるということをもつてする身分的差別であり、日本における資本家階級の階級支配のもとで、資本家階級の利潤追求および分裂支配を支えているのである。

そして部落差別は、日本の独占資本主義の中にしつ

かりとくみこまれ、部落民は慢性的失業者として産業予備軍、低賃金労働力としての役割をになわれ、資本の労働者人民にたいする分断、差別による支配の底辺にしぼりつけられ、かつ、権力の政治的支配、秩序維持のために、部落差別が利用され、部落民は「犯罪者」扱いをされ、圧迫されている。かかる条件のもとにあって、多くの労働者人民が、差別を担わされ、差別者へと転落している。

かかる事態において、部落差別を根絶していくには、就職差別をはじめあらゆる部落差別にたいする闘い、部落差別の再生産を支えている諸条件をなくす闘いを、広範な労働者人民と連帯してねばり強くかつ、強固におしすすめていかねばならない。

部落差別によって、多大な利益と支配の安定を得ている資本家階級とその権力を打倒し、労働者階級の独裁をうちたて、それによる社会革命をおしすすめることが、最も、すみやかに、かつ、徹底的に部落差別の社会的条件をなくし、部落差別を廃絶するということができる。わが委員会は、そのために闘う政党であり、闘う部落民がわが委員会とともに、プロレタリア革命のために闘うとともに、部落民が、プロレタリアートの独裁のための闘いと連帯して闘うよう訴えるものである。



部落解放運動は、戦前の水平社以来、糾弾を差別とのたたかいの主要な戦術とし、国家権力は勿論のこと差別をなした者たちと闘ってきた。全国水平社創立大会の決議は「吾々に對し機多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す。」と述べている。解放同盟の六九年の運動方針は「差別糾弾闘争は、部落解放運動にとってもっとも基本的なたたかいである。差別に反対し差別をいっさいなくするといわれわれの運動が、差別糾弾闘争を忘れてはその存在はないといっても過言ではない」

「民主組織、革新陣営内における差別事件も相ついでおるが、これを内部矛盾として、あるいは、同じ仲間として解消することなく、差別の本質にかえて、完全解放の立場でたたかうことが大切である。」と述べている。

解同上杉書記長は、「差別糾弾闘争は事件中心主義でなく、完全解放の立場で闘わねばならない、……部落大衆のおかれている社会的立場が差別を生み出していること、そこで当然差別糾弾闘争を、市民的権利の完全な獲得という日常の要求に発展させることである。……差別糾弾闘争を、人間の変革という思想闘争として位置付けることが大切である」(解放新聞五九

差別と圧迫にたいし、部落民は自ら団結し、闘うことによってしか、自らを守ることができない。差別糾弾の闘いは、そのもっとも基本的で主要な武器、手段であり、糾弾闘争なくして部落解放運動はありえないといわねばならない。糾弾闘争は、反権力闘争でも、イデオロギー闘争でもなく、差別を糾弾し、差別を自己批判させ、差別を撤回させ、差別を粉砕していく闘いである。この闘いは、資本家、国家権力の差別を粉砕し、労働者人民を変革し、部落解放の闘いと労働者人民の団結をつよめるものでもある。

部落解放同盟が「民主組織、革新陣営内における差別事件」について「これを内部矛盾、同じ仲間として解消することなく」「完全解放の立場でたたかう」と主張することは、当然のことである。

労働者階級は、部落民であるなしかかわらない労働者人民の政治的団結のために、部落民の差別、圧迫と闘う主要な武器、手段たる糾弾と糾弾闘争を認め、それと連帯しなければならぬ。このことを、あれこれの口実をもって曖昧にしたり、否定するものは、労働者階級と部落民、とりわけ部落民労働者との間の団結の強化を妨げ、相互不信をつよめる者である。資本家階級やその政党、小ブル政党は、糾弾を認めないば

六号)と述べている。

明治維新の解放令、戦後の民主化で、封建的身分制度は廃止されたがそれは、「社会的身分」をなくすのでなく、それによって、あらゆる方面で占める部落差別を目田の名の下に容認するものであった。今日の憲法、教育基本法、労働基準法などは、すべて国民は差別されない」としているが、部落差別をとりしまり、規制する法律もないばかりか、被差別者の権利を守るなんらの保障もない。その上、個人の自由をたてにする様々な差別が横行し、公共の秩序を理由にする国家権力の差別が巾をきかせているのである。

部落民は、差別と圧迫にたいし、何らの対抗手段をもたず、ブルジョア法による救済の道が全く保障されない状態におかれている。資本家階級は「すべての国民は同和对策事業の本旨を理解し、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。」などと啓蒙家づらをするだけであり、むしろ差別を温存しようとしている。これは、マルクスが「ユダヤ人問題によせて」で暴露したように、ブルジョア民主主義の歴史的限界である。身分制度は認めないが、組織、個人の身分差別は自由に、これがブルジョアジーの論理である。

かりか、糾弾闘争を妨害、抑圧したり弾圧することを常に狙っている。

資本家たちとその政府は「国の責務」とか「国民的課題」とか「国民の努力」とかを、「同対審答申」や「特措法」で述べている。これらを、彼らが、口先でいっている事態を糾弾し、差別にたいする闘いを前進させ、糾弾闘争にたいする攻撃や弾圧を粉砕しなければならぬ。

### (3) プロレタリア解放と部落解放

わが委員会は「部落民の解放は、プロレタリアートの解放なしにありえないだけでなく、部落民の解放でないプロレタリアートの解放はありえないのである」(怒濤三八―三九号)という立場を明らかにしてきた。「部落民の解放でないプロレタリアートの解放はありえない」という命題は、プロレタリアートの実践的立場からしても、又、プロレタリアートの解放の事業の歴史的意義からしても、完全に正しい。にもかかわらず、「部落民の解放は、プロレタリアートの解放なしにありえない」というのは部落民にとっての「部落民の解放」という実践的闘いが、プロレタリアートの自己解放を不可欠の条件とすることによって、部落民の部落解放の闘い、部落差別が続く限り終わることのな



い部落民の自主的、独自の団結と闘いの否定に導く可能性がある。そうでなければ、部落民が、部落民の解放をめざし、部落民として、プロレタリア解放のために闘わねばならないという没階級的な幻想に陥るといわねばならない。

たしかに、日本資本家階級は、部落差別によって利益をえており、部落差別をなくそうとはしていないばかりか、部落差別を再生産し、部落民上層を買収し、国益国防、排外主義の勢力を育て、彼らの政治目的の手代としようとさえしている。したがって、部落民の解放のためにも、プロレタリアートは、部落解放同盟と連帯し、今日の部落差別と闘うだけでなく、支配階級を打倒し、自らの手に国家権力を握り、部落差別を廃絶し、部落民の解放をも実現しなければならぬ。

部落民の自主的組織が、プロ独のために闘う勢力と連帯して闘う必要がある、部落民の労働者はその先頭で闘うのでなければならない。

部落民の解放のすみやかな実現は、プロレタリアートのプロレタリア革命の勝利とそれによる社会、文化革命、およびそれによる差別廃絶の闘いの徹底的な遂行によつて行なうことができる。

部落民が、いかなる社会政治体制のもとにおいても、

部落差別があるかぎりそれと闘い、部落民の解放のために闘うことが、道理のあることであることを認め、その闘いと連帯し、プロレタリアートがその革命において、支配階級として部落民の解放を実現すること、ことと、「プロレタリアートの解放なくして、部落民の解放はない」と断言してしまうことは別のことなのである。

わが委員会は、差別、圧迫されている部落民の独自の自主的団結と部落差別にたいする闘いを支持し、連帯する。部落民の糾弾とその闘争を支持し、連帯して闘う。そして、労働者階級人民と部落民の戦闘的連帯と共同の闘いの発展のために奮闘する。

今日の部落差別が、日本における階級支配とむすびついており、資本家どもと政府は、差別を維持、再生産し、かつ、「同和対策」なるものを独占の利益と排外主義のために使おうとしている情勢においては、プロレタリア革命の戦列を強化し部落解放運動におけるプロレタリアートの指導性を強め、排外主義、愛国主義、小ブル的民主主義を粉碎し、プロレタリアート人民と連帯し、部落差別と闘い、又、日米帝国主義のアジア侵略と闘い、労働者、農、漁民の闘いと連帯し、プロ独裁のために闘う勢力と連帯し、部落民と労働者

階級人民の連帯を徹底的に強めねばならない。

わが委員会は、小ブルジョアの民主主義者に転落した日共や、また、プロレタリア独裁のための闘いを追求せず、政治的任務を反侵略の闘いや、侵略反革命との対決にせばめている部分と明確に快別し、プロレタリア独裁の闘いを当面の任務とし闘うプロレタリアートの政党であり、闘う部落民諸君が、プロレタリア解放のために委員会の戦列に結集することを訴える。そして、プロレタリア解放の戦列を強めるとともに、労働者階級人民の部落解放同盟の闘いへの支援、連帯を強め、部落民の労働者階級の闘いにたいする連帯を強めることを訴える。

#### 四、種々の誤った傾向にたいする批判

##### (1) 差別者に転落した日本共産党

日本共産党は、戦後にも「部落差別が温存されたのは……反封建のブルジョア民主主義革命が不徹底におわり……封建的遺物が残された」ことによるとし、部落差別について、次のように把えている。

「部落住民は、いままお、ブルジョア民主主義的な市民的権利すらも完全に保障されていない」「部落住民は、この差別とともに、独占資本の搾取、収奪をう

けて、大多数の住民が労働者階級の底辺を構成するさまざまな形態の相対的過剰労働力としてプロレタリア化し、あるいは貧農、半プロレタリアとして生活することを余儀なくされている」「独占資本と自民党政府は、人民にたいする分裂支配と搾取、収奪の手段として……のこし、利用している」(部落解放運動とイデオロギー問題、一四六頁)

第一に部落差別は、封建時代からうけつがれたものではあるが、部落差別が残っているのは、ブルジョア民主主義革命の不充分性を示すものではなく、むしろブルジョア民主主義の歴史的限界を示すものである。ブルジョア革命は、身分制を廃止したとしても、身分差別をなくさないし、資本家階級は、労働者階級、人民の民主的権利を充分に保障しようとはしない。そればかりか、出来るだけ制限し、支配を安定させようとするのである。

第二に日共は、部落差別が部落民であることをもつてする国家権力、自治体、企業、団体、などによる差別であるという自明のことをおさえず、「権利が保障されていない」「相対的過剰労働力としてのプロレタリア化」「貧農、半プロレタリアとしての生活」という部落民の状況、および、「独占資本の分裂支配、

搾取、収奪の手段」という部落差別の一つの役割をも  
って、差別の本質の如く主張している。

第三に、第二と関連して、「米日独占資本の人民に  
たいする分裂支配と搾取、収奪の手段」ということを  
強調し、「独占資本」だけが差別者であるかの如く描  
き、差別によって利益をえている階級と差別者が全く  
同一の如く主張している。部落差別は日本の階級支配  
と不可分であるが、部落民であることをもって差別さ  
れ、政府国家権力だけでなく、多くのインテリ、労働  
者、学生、その他の階級の人たちも。部落民を差別し  
てきた。このことは事実であり、これを否定したり、  
曖昧にするのは反動的である。日共は労働者の差別を  
「たまたま起るあやまり」とかいって、差別者を免罪  
している。

第四に、日共は「現在米日支配層による労働者階級  
をはじめとする日本人民にたいする反動的、反民主主  
義的支配、搾取、収奪とむすびつき、部落住民の苦し  
みをより深刻にしている」(同九五頁)と主張し、部  
落差別が、資本家階級の利益と支配の安定を支え、労  
働者階級人民の団結を妨げているという、日本におけ  
る階級支配における意義を、「反動的、反民主主義支  
配」ということですましている。

つぎに、部落解放の展望と運動についての日共の主  
張を検討してみよう。

「部落住民の要求を闘争によってかちとり、ひとつ  
ひとつ改良をかちどっていくことが可能であることは  
いうまでもないが、以上のような状況のもとでは、部  
落住民の完全解放の確実な保障は、米日支配層の支配  
を打倒する反帝、反独占の民主主義革命の勝利によっ  
てもたらされる。したがって、部落解放運動は、半封  
建的なこのりものとしての身分差別をなくすという独  
自の要求と性格をもちながらも、同時に労働者階級を  
中心とする被抑圧人民の階級闘争の一環としてたたか  
われてきたし、又、たたかわなければならないのであ  
る。」(同九五頁)

糾弾闘争については「観念的な糾弾だけにおわらせ  
たり、部落外のものはずべて差別者だときめつけるセ  
クト的な方向におちいらないことです。米日反動勢力  
の側の悪質な差別事件にたいしては、その責任を追求  
し、民主勢力とともに徹底的にたたかうことが大事で  
す。……いっぽう、部落外の労働人民や民主勢力内の  
差別事件にたいしては、敵対関係として追及するの  
なく、……人民内部の問題としてとりあげ、……米日  
支配層の半封建的、反動的イデオロギー攻撃にたいす

る闘争をつよめることが、とくに必要です。」(今日  
の部落問題、二〇六頁)と述べている。

第一に、日共は「部落解放運動は、階級闘争の一環  
として闘わねばならない」とか「完全解放の確実な保  
障は、米日支配層を打倒する反帝、反独占の民主主義  
革命の勝利によつてもたらせる」と主張することによ  
って、部落民による部落解放闘争を日共式被抑圧人民  
一般の闘争と同一であるかの如く見なし、民主主義革  
命のための闘いに解消させている。

小ブルジョアの民主主義者であり、愛国主義に陥つ  
た日共は、労働者階級が、部落民の糾弾闘争権を認め、  
部落民の闘いと連帯し、労働者人民の団結をうち固め、  
かつ、プロレタリア解放闘争の利益をつらぬくことな  
ど思いもよらないのである。彼らは、労働者階級も小  
ブルも部落民も「人民」一般に解消し、「独立、平和、  
民主の闘いは部落解放運動の自己目的である」などと、  
日共式「民衆革命」をおしつけ、暗黙のうちに、部落  
民の独自の団結、独自の闘いに敵対している。

第二に日共は、部落民の糾弾闘争を承認し、それと  
連帯しようとせず「観念的糾弾」「セクト的糾弾」等  
々の批難をあげることには力を注ぎ、又、アブリオリに  
「労働人民や民主勢力の差別は、人民内部の問題とし

て、敵対的に扱うな」と説教し、小ブルジョアの党派  
小ブル的分子や資本家の手先となりさがった部分の差  
別を免罪するという反動的態度をとっている。

彼らは、「人民の間にたまたま起る差別問題」とか  
「差別意識は……部落住民以外の人民が例外なく生れ  
ながらもっている『社会意識』ではありません」とか、  
語り、労働者、人民が差別政策や差別を担わされてい  
る事実をおおいかくし、かつ、部落民の糾弾闘争を否  
定している。

日共は「労働者階級と労働人民は……階級として差  
別者となることに利益を感じずどのような社会経済的  
根拠ももっていません」とか「反動勢力が、かれらの  
搾取、収奪と支配のために差別を利用しているのでは  
あって、人民大衆は差別を利用するというのではないも  
のです。人民大衆には差別を利用してなんの利益もな  
いのです。反動勢力が行っている差別と、人民大衆が  
たまにおかす差別の誤りを区別しなければなりません」  
(部落解放運動とイデオロギー問題)と述べているが、  
むしろ、「部落民と結婚したら子供の就職にさしつか  
える」などという目先のブルジョアの利益のために差  
別を行っているのが現実なのである。

日共は、糾弾闘争を「差別観念とのイデオロギー的、

教育的闘い」であるとしているが、糾弾闘争は単なるイデオロギー上の闘いではなく、差別を粉碎し、権利を守る武器でもある。彼らはイデオロギーを担い手と担い手の活動から切りはなし、糾弾が差別、圧迫への闘いであり、かつ、労働者階級が部落民の糾弾を認めてはじめて糾弾闘争において、相互の信頼と団結をつめることができるということを見抜きえず、身分差別の闘いを観念の世界の争いの如く主張しているのである。

今や、公然と差別を擁護し、糾弾闘争に敵対し、部落民を小ブルジョア的民主主義と排外主義、愛国主義に導こうとする日共にたいする闘いを強めねばならない。

## (2) 戦闘的左翼の観念的主張

戦闘的左翼諸党派の中には、部落問題についても、さわめて観念的な主張を行なっている部分がある。

中核派の「日帝のアジア侵略を内乱へ転化し、日本帝国主義を打倒する部落解放運動」、共産同戦旗派の「日帝の延命の基本的条件、日帝の腐朽化との闘いとしての部落解放闘争」、革労協の「現役労働者軍と産業予備軍の連合のための運動」、等々の主張がそれである。

中核派は、一方で、今日の部落差別を「日帝のアジア侵略の体制構築の一つ」ととらえ、部落差別にたいする闘いを反侵略の闘いとし他方で「部落解放運動は

政治闘争であり、日帝打倒の運動である」と主張している。部落差別に対する闘いを反侵略の闘いと規定するのには誤りであり、部落差別との闘いは、部落民内外の労働者人民の団結を強めていく意義をもつものであり、プロレタリア解放の闘いの前進のために、三〇〇万部落民の差別にたいする闘いを支持し、連帯した闘いをすすめねばならない。そして反侵略の闘いなどというのでなく、むしろ、部落民内外の自民党の手先や、排外主義的分子と闘うこと、及び、部落民が、アジア人民と連帯し、闘う労働者人民と共に侵略と闘うよう訴えることが必要なのである。

又、「日帝打倒の部落解放運動」というのは、部落差別と闘う部落民の運動に、プロレタリア革命運動をおしつけ、プロレタリアートが部落解放の闘いと連帯しつつ、プロレタリア解放闘争の戦列を独自に強めていくことを否定するものである。このことは、部落民という差別された社会層の差別と闘い、部落民の利益を擁護する組織に、プロレタリア革命の任務と前衛党の役割を要求することにもつながるのである。また、これは、部落民の団結を狭め、党の任務を大衆組織にせよとせよとする小ブルジョア的児戯である。

前進五三一号の「杉論文」の表題「アジア侵略に抗し、日本帝国主義を打倒する部落解放運動」は、中核

派の態度を簡明に表現している。

杉論文の主張の核心は、おおよそ次の点にある。

①「差別の本質」は総じて、帝国主義の政治的社會体制―人民の分断支配にある。

②行政闘争は最高の糾弾闘争ではない。最高の糾弾闘争とは社會の革命である。

③帝国主義打倒とプロレタリア革命以外に部落問題の解決はない。

④部落解放運動は日本人民の階級闘争の一環であり、部落民への封建的身分差別撤廃の運動である。この闘争は基本的政治闘争であり、部落の生活と生命を防衛し、政治的、法的、社会的、身分差別糾弾の闘いであり、差別と搾取のない社會を建設するまで完了しない。

⑤ブルジョア民主主義の政治においても、正当なる政治権力の分与を、立法、司法、行政の三権に要求しがちとらねばならない。その民主的権力を確保するためにも、要求を部分的に代行してくれる革新政府や革命権力ではなく、直接われわれは権力を掌中にして、プロレタリア人民とともに、プロレタリア独裁をかちとり部落民の運命を自ら決定しなければならぬ。

⑥ひん登する権力による差別に対する糾弾闘争は、部落大衆の憤激を広範によびおこし、非妥協的な権力

闘争に発展するものである。

杉論文は第一に、部落差別を身分差別としながら、その本質は「帝国主義の政治的社會体制―人民の分断支配にある」として、資本家階級の支配一般にしてしまっている。部落差別は日本資本家階級の政治社會体制と労働者人民の分断支配を支える、部落民であることとをもつてする差別であり、資本家階級の支配一般に解消できない。

第二に、「部落解放運動は、封建的身分差別撤廃の運動である」といいつつ、部落民の部落解放闘争は、プロレタリア革命のための闘争であるかの如くに、主張してしまっている。部落民がプロレタリア革命闘争と連帯し、プロレタリア権力の一端を担うことを要求し、又、プロレタリアートがそれを承認するということと、部落解放運動がプロレタリア革命運動だということとは、全く別のことである。

第三に、一方で、「糾弾権の確立と糾弾闘争の擁護」ということを主張しながら、他方で最高の糾弾闘争とは、社會革命だとか、糾弾闘争は、権力闘争であるとかいう不必要でかつ、誤った解釈を行い、私有財産制度の揚棄と階級の廢絶にむけた社會革命の内容をゆがめ、又、自然發生性を美化する誤りにおちいっている。

共産同戦旗派の諸君は、部落差別にたいする闘いを「帝国主義の腐朽化との闘い」などと意味付与し、部落民の差別撤廃、部落解放の闘いにたいしてどのような態度をとるかたえていない。否、むしろ、彼らは、部落民の部落解放運動を、プロレタリア階級闘争と全く同一視し、部落解放同盟の闘いを、「経済主義」とか、「部落第一主義」とかいつて批判している。差別と闘う大衆大義を経済主義・部落第一主義などというのは、政党の任務を何ら理解しえてない表現である。政党の任務を、組合活動家のレベルに低め、狭ばめるような者のことを経済主義というのであって、労働組合を経済主義だといつてもはじまらない。

戦旗派は、戦旗二七三号の「部落解放闘争の革命的前進と展開のために下」で「部落解放闘争を改良闘争におしこめ」とか、「部落解放を部落民の闘いにおしこめ」とかいい、部落民の闘いをそのままプロレタリア解放闘争の一翼であるかの如くみなしている。又、「部落解放の闘いを、封建的身分差別撤廃として把えるのは誤り」という主張とか、「『差別をやめろ!』とする観念的闘い」と糾弾闘争を否定的にいうとかにみられる如く、部落解放という独自の課題を否定し、部落民総体にプロレタリアートの立場をおしつけている。

こうした方向は、戦闘的部落民の不信をかうばかりか、差別にたいする闘いを弱め、プロレタリアートと部落民の団結を破壊するといつても過言ではない。

革労協は、「日本プロレタリアートは、部落解放闘争を、自らの闘いの決定的な課題として把みとして、闘わねばならない。その中心的なポイントは、帝国主義の支配を打倒し、資本制生産様式を廃棄してゆく、現役労働者軍と産業予備軍（種々の存在形態をもった相対的過剰人口）の広大な階級的革命的連合の形成の問題である」（解放七六号）と述べている。

部落差別は、労働者階級への分裂支配をささえ、労働者階級の中での対立、不信をかきたて、団結をさまたげており、プロレタリアートにとって、部落差別にたいする闘いは、労働者階級の団結とプロレタリア革命運動の前進のために不可欠である。だが、このことを革労協のように現役労働者軍と産業予備軍の連合であるというのは、唯物論とは無縁な図式主義であり、部落民の産業予備軍ということ永く不変の如く描き、実際は、就職差別との闘いへの態度を反動的なものとするのである。

部落民の差別廃絶の要求への態度をつきださず、又その闘いとの連帯をなによりもまず強調せず、観念的

に、「労働者の連合」とか、「広大な連帯」とかいうことによって、逆に、糾弾闘争への誤った態度や差別にたいする闘いへの誤った態度に陥っているのである。

## フランスの社共「共同政府綱領」と「人民連合」構想への批判

河津 繁

今年六月二十六日、フランスの共産党、フランス社会党によって、「共同の政府綱領」なるものが発表され、七月九日両党の正式機関で批准した。

この「共同政府綱領」（以下、共同綱領と略す）は、フランス共産党の「人民連合民主政府綱領」（七一年一月）とフランス社会党の「政府綱領」（七二年三月）を基礎としており、「この綱領は、国に関する両党相互間の公約である」（「共同綱領」より）「両党がこの綱領をつぎの議会選挙のために全国民に提示：するに足るもので……両党は、この綱領を他の政党や民主団体に提起し行動に参加する」ことをよびかけたものである。

すなわちフランス共産党のいうところに従えば、この共同綱領を中心に「人民連合」を形成し、この人民

連合を基礎に民主政府を樹立する礎とするということになる。

「人民連合政府」は、最近の歴史の中においては、チリ（一九七〇年九月）とセイロン（一九七〇年五月）で経験している。「プロレタリアートの解放」を実現するために闘う共産主義者が、プロレタリア独裁の問題と「人民連合政権」に関する見解を明らかにすることとはきわめて重要なことである。

この共同綱領は、周知の如く「第一部・暮らしをよくし生活を変え」「第二部・経済を民主化し、公的部門を発展させ、計画的発展をはかる」「第三部・諸制度を民主化し、自由を保障し拡大する」「第四部・平和に貢献し、国際協力を拡大する」の各章からなっている。

われわれは、この共同綱領の内容を検討する前に、なぜ「民主政府の共同綱領」を策定するにいたったかに関するフランス共産党の考えを批判的に検討しなければならぬ。

共同綱領は、その前文でうたっている如く、「現在の体制の不正と非一貫性を終らせたい」という意志を確認する。「この意志を実現し、社会主義に道を開くためには、フランスの政治的、経済的、社会的生活を根本的に変革する必要がある」という、フランスに関する認識にもとづいている。

すなわち、UDR（共和国民主連合）独立共和派、中道派の連合政府でなく、社会主義への道を開く経済的、政治的民主主義の新しい体制の樹立をしようというものである。すなわち、これは、国民議会選挙、民投票にもとづき、これまでの暴力装置と官僚機構をそのまま残して、共産党、社会党員が政府の座にすわるというものであり、政府の政策遂行を人民があとおしするというものである。

フランス共産党は現在の情勢の特徴を、「体制の危機、経済と社会のひとつの仕組み、つまり国家独占資本主義の危機である」と把えながら、その実、ポンビドゥを中心とする政府の政策の破綻としてしか現実的

これは、フランス共産党上部を占める小ブル平和主義すなわち労働者階級の「搾取からの解放」ではなく、「戦争一般より平和一般」を愛好する思想によってもたらされているものである。

「ジョルジュ・マルシェ副書記長の全国協議会における報告では「すでに、二〇年以上前、われわれは、国際共産主義運動とともに、世界の情勢の進展から新しい、多様な、独自の道をとって、民主主義と社会主義へ進むことができるという結論をひき出した」と語っている。彼は、「ニクソンのモスクワ訪問で、アメリカとソ連の間に結ばれた協定も、同様に平和共存への主要な貢献をなしている。この旅とその成果は、うたがいもなく、第二次大戦後の二つの体制間の関係史上、もっとも主要な出来事だ」、「社会主義と平和が、ますます同一視されていることは現代の主要特徴である」などとして「国際緊張緩和」一般をプロレタリアートの進路として、現体制の維持に手をかそうとしてゐるのである。

かかる思想を背景にして誕生したものが、共同綱領なるものと「人民連合」構想にはかならないのである。ところで、共同綱領の内容は、先にものべた四つの項目から成りたっている。

には把握していない。だから、一九六八年五月六月の労働者人民の決起に際して、政府と労働者組織と経営者代表の協定とりきめ（グルネル協定）に狂奔したし、軍隊の出動によって辛うじて終息せしめた一九六八年五月の人民の闘い以後もひき続く、労働者階級をはじめとする勤労者大衆の生活難から生れる、もうこれ以上たたくさんだ」重大な選択が必要だ」というフランス人民の感情（七、九全国協マルシェの報告から）を、「政府の首のステカエ」でお茶をにごそうとしているのである。すなわちフランス共産党は、マルクスが、パリ・コミューンの中から学び、レーニンが一九〇五年のソヴェエトの中から学んだプロレタリア大衆の圧倒的な力と創造性と武装に依拠した権力というプロレタリア独裁権力に関するシェーマを投げ捨て、経済的、政治的民主主義の新しい体系の樹立が「社会主義」への門戸を開くものとしたのである。

このことは七月九日の共産党の全国協議会の決議では、「この綱領は、共産党が、社会党や他の民主勢力と共に参加する民主政府によって実現されるであらう。人民連合、すなわち数百万の人びとが結集して共同綱領を支持することは、この実現の条件である」とまとめられている。

フランス共産党は、この綱領を「社会主義綱領ではない」「共同綱領の実現でできる体制は、われわれが先進的民主主義とよんでいるものと一致する政治的、経済的民主主義である」という。この「先進的民主主義は、社会主義へ向っての一つの移行形態をなす」ものであり、「これが、断乎として実行されたならば、この民主主義は、わが国、固有の形態と特徴をもつ社会主義への道を開くものである」という。

すなわち、「国の運営と同様に企業に、労働者がますます広範かつ積極的に介入すること」「政府は重要な生産手段と金融手段をいかに集団所有に移していく」「公共部門は拡大され、民主化され、再編される」などが経済的民主主義の主要な内容である。

政治的民主主義の中心的内容は、「市民の自由を保障する」法律上、政治機構上の改革である。外交関係では、マルシェの説明によれば「真の平和共存、軍縮、協定の政策の主要な目標は、対立するブロックの解体にたどりつくこと」「防衛的な軍事戦略を採用」「わが大陸に集団安全保障体制をうちたてるための欧州諸国会議の開催」がその中心内容である。

フランスの共産党は、社会主義を「生産と交換の主要な手段全体の集団所有、労働人口と他の階層と同盟

した労働者階級による政治権力の行使を基本的土台としている」ことによって、この体制と区別している。

だが、これは「資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、革命的転化の時期がある。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この時期の国家は、プロレタリアートの革命的独裁以外の何ものでもありえない」というマルクスの命題からはなれていることは明らかである。われわれは、単にマルクスの、プロレタリア独裁に関する主義から逸脱しているからナンセンスだと教条主義的にいうのではない。ロシア革命の経験、コミンテルン指導下の運動の幾多の経験から、われわれは、「先進的民主主義体制」確立なるものが、きわめて、ブルジョア民主主義的なものに歪められるか、または、そのようなものは確立できるものではないこと、したがって、労働者階級の独裁の思想と武装の思想を忘れさせるものであることを指摘しなければならぬのである。

マルシェは、この先進民主主義を弁護するために、「これは、まだ社会主義ではない。しかし、これは、もはや、資本主義ではない。……これは社会主義へすすむ巨大な一歩であり……」とロシア一九一七年九月期のレーニンの見解を歪曲している。そもそも、「こ

れは」の内容は、レーニンの場合「労働者、農民、兵士ソヴェエトによって実施され、規制され指導される全般的労働義務制は」ということであり、しかも、レーニンの九月期とは、文字どおり「蜂起」にむけて勢力的な闘いをおこなっていた時であり、あえていうならば、プロレタリア民主主義のためには、「蜂起」という内容を含むのだということを、マルシェには忠告しておかねばならないだろう。

共産主義者は、「社会主義への移行」の、政治的条件や労働者の経済的条件の獲得（肉体的、精神的消耗と闘うこと）は、大いに必要なことであると考えてる。われわれは労働者人民のそのような実際的大衆的行動ブルジョア、小ブルジョア政府に対する譲歩の強制的闘いを支持し、連帯しなければならぬ。

マルクスが第一インターの中でエセ理論家、空論家を批判して、「もし労働者達が日常の資本との闘争において憶病にも譲歩するならば、もっと大きな運動をおこすことなど、できなくなることは確かである」として労働者の賃金闘争を支持すべく活動したこと、レーニンが、政治的自由の獲得のため闘いを、社会主義革命への条件としてうち出したこと、（但し、一九〇五年、「共和制実施」としてうち出した戦術は、一九一

七年のソヴェエト、臨時政府の二重権力状態の実現によつて修正を余儀なくされた）をわれわれは積極的に評価する。しかし、これらの歴史的経験に反し、チリのアジエンデを中心とする人民連合、セイロン、パンダラナイケの民主連合政府フランスの共同綱領は、共通して「プロレタリアートの解放」を、ブルジョア民主主義の中における「政策の体系」と考えている。これ

歪曲は、ここにも存在するのである。

（これは、プロレタリアン、コレスポンデンス、第四号に掲載したものである）

れまでの国家機関を自らの自主的創造的な権力機関におきかえるのではなく、このために闘う戦闘的労働者に敵対し、弾圧しているのが現実である。戦闘的労働者といつても確かに千差万別であり、小ブル急進主義的傾向、無政府主義的傾向の部分を含んでいる。われわれは、彼らと自らをはっきり区別する。マルクスは、パリコミューンで決起以前に反対しながらも、その成果を大胆に評価した。レーニンは、ソヴェエトが非ボルシェヴィキ部分によつて組織されたものであったにもかかわらず、これに結合する方針をうち出したのであった。この大衆の創造性と自主性に徹底的に依拠し、それを指導することこそ共産主義者の課題なのであることをわれわれは、マルクス、レーニンから学ばなければならぬ。

フランスの、チリの、セイロンの人民連合の困難と

×……「解党主義的傾向」を挿入する。



## 討 論 会

## — 教育労働者の闘いの方向性 —

## 一 はじめに

司会、きょうは、東京都の教員として働いておられ、同時にまた教組の内部で戦闘的に闘っておられる教育労働者の皆さんに集っていただきました。そこで皆さんが、都教組、あるいは、日教組の中でどのような闘いをおすすめているのか、問題になっていることを、教育労働者の運動について、あるいは、教育問題全般についてともに、討論していただきたい。

労共委からは氷川が出席して意見をのべます。労共委の方では、怒濤五八号・六一号で、今年の日教組大会の問題点、教育労働者内部の戦闘的労働者の闘いの方向性、日教組の運動ないし、ブルジョアジーの教育にたいし、どのような態度でのぞんでいくべきかをのべました。しかし、紙面がかぎられていますので、なかなか難解な表現になりましたが、きょうは、実践に即した問題という形で、討論を発展させていただきたいと考えています。

それでは討論にはいりますが、はじめに昨年から今年にかけて日教組、都教組内部で現在の政府・支配階級の教育政策にたいし、あるいは、教育労働者の搾取と具体的問題に対し、どのような闘いを組織していったのか、全般的に述べていただきたい。その中で、主要な点を司会の方でえぐり出しますので、それにもとづいて、個別的な討論をしていきたい。

ではどなたか、報告というかたちで話していただきたい。

A、今、一番中心になっている問題は、中教審答申にたいしての闘いです。この中教審答申というのは、あの悪名高き「期待される人間像」や、教員政策、大学の管理にたいしての答申等々、その時期、問題に応じ、提出してき、全面的に提出されたのが昨年の中教審答申のわけです。しかし、それらすべてが、そのまま実行されているわけではなく、あるところは修正され、あるところは実現不可能になり、あるところは先導的試行の形をとり、具体的に進められています。

それらにたいして日教組は、中教審路線粉砕の立場

を明らかにし、対決する姿勢を出しています。具体的には、大巾賃上げ、五段階給与粉砕、民主教育を確立する闘い、自主編成運動等々です。しかしながら、それらの闘いが、「国民のため」という視点でとらえられ、階級的視点でとらえられていない。また、闘いの方向そのものが、絶対阻止でなく、条件闘争化しているため、戦闘的闘いが組織化できず、社共の選挙のための票田の役割しかなしていません。

東京では、六九年に出された課外特別手当というのがありました。これは、教特法が廃案となった時、教特法が成立するまでの一時的な特別手当として出されてきましたが、それには、都教組執行部は、労働条件を今まで通りにするという確約書を取りかわし、課外特別手当を「美濃部手当だ、教特法による特別手当とは性格がちがう」と積極的に受領していく方針をとりました。それにたいし、当時、「反戦派」教師といわれる部分が、受領拒否闘争を行っていた。その闘いで明らかにされたことは、課外特別手当は、教特法の先取りである、教員は専門職であるという理由により、超勤手当を特別手当にするのは、分断賃金である、ということでした。

勿論、教特法も「粉砕」とさげばながら、無定量

補足したいことがありましたら、補足をしてください。とくに職場でどのように闘っているかを話してください。とよいと思いますが……。

B、主に組合がどのようにたたかってきたのか話されたが、いつも組合内の闘争にたいし、私が思うには、日教組が、専門職という意識をうちだしてくるために運動がねじまげられてしまっている。例えば、女子教員の育児にたいして私の支部では、保母さんの長時間保育をあげているが、他の労働者を犠牲にして自分たちの労働時間をよくしようと考えているのではないかと追求しても、おなかの大きい教員が出てきて、「こういうことは仕方のないことだ。講師や産休補助教員がいなければ私たちは安心して生むことはできない。彼らの権利が守られていないのは、仕様のないことで、今からやっていく。また、保育所が長時間でなければ、生んで安心して育てられない」という発言をして、他の労働者を犠牲にしていくような方針を、組合が採決していくことが実際にある。中教審答申へのたたかいは、組合では、中教審路線粉砕という形でたたかわれているが、中教審の内容そのものが問題であり、それを具体的に粉砕していかなければならない。その内容は、五段階給与、研修制、インターン制などを含むが、一

労働への歯止めをいかに行なうかという条件闘争にいつのまにかくみかえられてしまいました。このように、政府・文部省が、教員を専門職とみなし、他の労働者や、他の公務員との分断をはかるうとしている時、自ら、専門職と言いつつ、教職という労働を何か高貴なものと考え、それにみあった賃金を要求するという、他の労働者にたいして敵対する方針を決定していくという右翼的な方向を日教組指導部が出しているのです。また、日教組中央は「教育」についての闘いも、教育基本法、憲法を擁護し、対抗しようとしています。「民主教育」が何であるかを言わず、教育が超階級的であるかのように言い、「学問の自由と中立」を前面に出して闘いをくみ、それにより自主編成が行なわれているがゆえ、一歩も、中教審の言わんとする内容をうちやぶることができない。このことと大いに関係があるのですが、九州の伝習館高校で三人の教員の「公教育を突破しよう」という運動が行なわれ、その評価をめぐって、教育労働者の間で論議をよんでいます。

その他、賃闘、労働条件改善、ストライキ権奪還、政治闘争が行なわれ、これらの問題をめぐって組合の中でもいろいろ議論が行なわれています。

司会、今のお話して問題設定していきたいのですが、

貫して教師の統制をおこなおうとしていることにあると思う。中教審答申が具体化される前からも、現に教員の統制がおこなわれている。現在でも、主任―教頭―校長というたての管理体制が、ばっちりとかけてある。又、研修制度は、新任研修が私たちの時は六回であったのが、今年は十二回になり、夏休みまでいくこんでやられている。東京以外では合宿までしている。それらにたいし、単に中教審答申反対という形でやっ、ことがすんだと考えていては仕様がな。とおって、とあらなくても、現在の教員の統制は、ばっちりやられているわけで、それらにたいし、具体的にやる必要がある。

私は、私たちの支部での総会で「教頭にはならない」「させない」「教頭の管理をうけない」という意見をだしていった。

司会、いままで、うかがったことをまとめると、今、主要にたたかわれていることは、三つの分野にわかれるのではない。第一に、中教審答申、政府・文部省の教育にたいする政策がどのように行なわれてきているのか、という問題、第二に、教特法―教頭法制化、五段階給与などにたいする教育労働者のたたかいがどのようにたたかわれてきたのか、行なっていくべきか、

という問題です、加えて、教育労働者の搾取に関する問題、賃金、労働条件改善の問題、女子教員の育児休暇の問題、女子教員の不利益な状態にたいする問題などを扱いたいと思います。第三に、政治闘争が教組の中でどのようにたたかわれ、論争され、他の労働者とのように連帯していかかが問題だろうと思います。今のお話から、以上の点について討論していただきたいと思う。

## 二 中教審答申とそれとのたたかい

司会、現在、中教審答申が出されているが、全般的な方向として、どのような攻撃といえるのか……。

C、教育内容としては、幼児教育、今の教育体制から四・四・六制への移行というのを、十年間に、先導的に試行すること。つまり、五歳時から就学させる体制をつくり、早期幼児教育、初等教育では、「とび級」をつくり、能力のある者は早く卒業できる——能力にあった個性的教育をうちだし、選別教育を行なっていくという政策をうち出している。

そして、高等教育においては、コースを一種から四種まで設けている。

司会、中教審答申の内容について話されたわけですが、みなさんは、日教組、都教組の外で広く活動されているのですが、この中教審答申にたいし、どういう態度を出し、教組の中でどのようにたたかっているのでしょうか。先ほどBさんの方から、教頭の法制化に関する支部での討論がだされましたが。

B、中教審答申に関して私が思うのに、ブルジョアジイは、子供たちを、今の国家の秩序を守る国民としてつくりだしてきたわけで、それは、憲法、教育基本法に明示しているが、さらに一層確立していく意味において制度的なところで、体系的に教育の目的を出してきたと考えます。それらの制度的なものは、Cさんがいったところの五段階給与制度のもちこみであり、研修制のもちこみであり、自分たちに不都合な教師は採用しないという形で、インターン制をおいたりする制度だと思っています。

司会、沖繩「返還」に伴い、沖繩の教育委員の公選制から任命制への改編が強制されたわけですが、そういった教育方面の行政権、人事権が国家の統制という方向にいつているということですね。ところで、日教組の中において「国家の教育権」と「国民の教育権」の対立として論議され、又、中央集権か、自治体の自治

教育政策として、教員の養成に関して、教員養成大学、つまり、大学の専門化がうちだされ、大学卒業後、一年間のインターン制が設けられ、教員を教育する。研修制度を強化する。それから、能力ある教員には、大学院を設け、再教育をし、その教員に対しては、給与措置を設け、上級教諭への道をひらくこと、研修制度にともない給与改訂を行なり、つまり、五段階給与が導入されていくわけです。

大学の「学園闘争」に関して「大学改編」をおこない、行政面では、学長—副学長—学外の有識者を加え、理事会を強化し、大学を運営していく方針になっている。大学の設置にしても、国の政策にあった大学の設置ということであり、それから、私学の助成の中には、公的な性格をもったものからA—Dとランク付けし、助成金を決定するというやり方をとっており、それらすべて、「国民」をつくるためという口実のもとに、家庭教育—学校教育—社会教育のすべてにわたる生涯教育を国が責任をもっておこなうというものです。

「国民」とは、国益、国防に徹し、分相応な所で、国を支え、つくりあげていくものであるという主張がつけられており、能力主義、国家主義と批判されるゆえんがここにあります。

か、という議論がおこなわれているらしいが……。

B、教育権、学習権とかいうのは、基本的人権をもとにしたものとして出されたのであり、そもそも、基本的人権というのはブルジョアジーが与えたものであり、それに依拠してやるというのは、ブルジョアジーが目的意識的にやっているものから出られない運動としてあるというふうに思う。いつも、観念的、空想的に教育権、学習権に依拠しては駄目だということですが、司会、教育権に依拠するということは、どういうことですか。憲法とか、教基法に決められている権利を武器にということですか。それとも、永遠不変に人間にそなえられている教育権というのか。

B、日教組は、基本的人権という形で、そもそも人間にあるというふうに考えているだろうと思う。

氷川、教育する権利は、国家にあるというのが、現在の中教審、政府の立場であるわけですね。それにたいし、日教組は、国家に権利があるのではなく、国民の側にあると主張している。その基礎には、将来、「主権者」になる子供の学習する権利というのがある。家永裁判における杉本判決が、そういう主張ですね。それに依拠して、親が、子供の学習権を保障することと、教師が国民から委託されたものとして自由に、自主的

に、教師の良心にのっとって、専門家として主体的に教育をするということ、そして、政府が、それらにたいし財政的に保障すべきだということが、統一的に主張されていることだと思えます。こうして、憲法でいう平和国家日本の主権者にふさわしい人間をつくる教育ということで、民主的教育を主張していくという形になっている。主権者になる子供の権利という意味で、天賦人權説といえるだろうが、「国民の教育権」というのは、現在の政府の統制にたいして、対置されたものとしてある。まあ、実践的な方針としては、職場の民主化とか、いろんな形で主張され、それとあわせて、民主教育の確立ということが主張されている。私が思うには、むしろ「教育権」という権利として概括していくのは誤りだろう。むしろ問題の一つは、教師にたいする統制だし、指導要領の法的拘束力だとか、さまざまな、教師にたいする管理、統制に対していかに対処していくのかということとして、はっきりさせ、それとワンセットで、社共が出している「民主教育」というのにたいする批判をはっきりさせていく必要があるということではないか。「民主教育」というのは、主権者としての能力というところと結合しているわけだから……。

具体的な問題で、指導要領の法的拘束性とか、教科書検定とか、研修制度とか、そういう問題にたいして、具体的にたたかうということです。教育労働者にとって、政府の統制をとりのぞくということが当然必要であるし、労働者階級としてたたかっていくという条件をもちとっていくことが必要だと思えます。それを「主権者としての能力」とか「学習権」があるからということではなく、具体的な問題として追求していく必要がある。抽象的な「国民の教育権」と主張することによって闘いが前進していくと理解することはできないと思えます。

B、私は、ただ単に、「抽象的」なものだから駄目だというだけでなく、ブルジョア的に包摂されているということが問題だと思えます。ブルジョア的な要求であるにもかかわらず自己解釈して、それを「民主的だ」と意味付与して、ブルジョアの思っているところに帰結するようなことが問題だと思えます。

E、教育基本法だとか、さまざまなブルジョア法とかを利用したたたかいを共産主義者や労働階級の解放のためにたたかう人たちが、ブルジョア的であることを意識しながらも「有効だ」としてやっていく場合もあるのではないか。すなわち、貧しくてろくろく教育も

うけられないケースにおいて「教育の機会均等」をいうのは全くまちがいはない。

氷川、制度的な意味で、教員が、自由な社会的、政治的活動を行なうということに関して、具体的諸関係において反動的でないかぎり支持することは正しいし、ある人間が、教育を受けられない状況にあるのにたいして「受ける」ための運動を支持することは正しいことだと思えます。問題なのは、むしろ、民主教育という形で総括し、教育内容をブルジョア的、小ブルジョア的にし、それが社会進歩に役立つというように主張するのはまずいと思えます。そういうことを批判していくことが必要なんだということです。

B、教頭の法制化の問題もそうだし、今の任命制の問題も、管理の強化を狙っている。それにたいして、日教組は、教頭を公選制にし、民主的な教頭を選ぼうと主張しています。私は、教頭は管理職である以上、民主的に選ぼうが、実質的には、管理、統制をめざすものであると考えます。教頭の法制化にたいして、教頭の公選制としてたたかうのではなく、教頭はいらないし、管理させない、管理をうけない、という立場をはっきりさせることが必要で、民主的だからいいというわけにはいかない。

教頭の決め方が、東京の場合、少し他府県と異なる制度になっている。教頭候補を教頭にする時、校長の意見、試験、現場教師の信認、不信認として割りふってあるわけです。だから、それにたいして、民主的な教頭を選ぼうということ、一票投じるということになります。組合で誰々に投票しようと言っているわけです。A、昔は、日教組の方針としては、教頭選考試験をボイコットしたわけです。それが、「わたり」闘争とのかけひきで、Bさんのいうようにかわったわけです。以前は、教頭になるのに金がかかり、それが職場に暗い影響を与えたということ、四十歳以上になったら組合をやめるという人がふえ、四十歳対策の方針として日教組がうち出したのです。公選制自身は是非もありますが、公選制であるかどうかともまやかします。教頭選考を民主化しようとして、公選制にしようという動きがあるわけですが、この公選制がまやかします。さっき述べたように、ある程度の「公選制」であるということです。職場の人が百%支持しても、なれるかといったらそうではなく、選考の基準はペーパーテスト40%、校長20%、指導主事20%、職場20%だから、全員おしてもなれるかどうかはわからないわけです。職場の意見が反映されるとい

けど、けっして公選制ではないわけです。

E、イデオロギー的には、たしかにまちがいだというのがわかります。しかし、現実の職場の人々に抑圧としてかかってくるかどうかというところに問題があるのではないですか。革命運動の中で、イギリスのショップスチューアードとか、ロシアの工場委員会の中に労働者がはいっていかどうか、という問題がロシア革命の中であつたわけですが、これらは、組合とはちがつた組織で、むしろ、自分の職場の活動を確立していくという組織だったわけです。イデオロギー的に、マインナスになるといふ問題と、教頭の公選制にすれば、民主主義が獲得されてすべてOKだと考える人がいたらまったく珍奇だと思います。それがストレートに、そういうものになるかどうかは問題ですが。

F、私たちの職場の教頭候補者は、合法的闘争しかできないという口実で、スト破りなんか何回もするわけです。そのため組合内部で混乱を呼び、民主的な教頭になろうといいながら、組合運動を妨害しようとしているわけで反動的な役割をはたしているわけです。

A、私は、公選制そのものは、力関係でまざるもので、沖繩をみればいいという気もするのですが……。現在の都教組の方針は公選制では決していないということを

はつきりさせておきたいと思います。

B、労働者を裏切る職には反対です。

A、私も、そうですけど。

D、現在の教頭が果している役割を考えるなら、認めることはできないということだと思ひのです。

B、たまたか労働者を管理しようとする者がなろうとしているのに対して、はつきり反対を表明することが必要だと思ひます。

氷川、労働者が、民主主義的権利を勝ちとっていくことは当然必要なことですが、統制、抑圧することを担う管理職を「公選制」といって、法律によって制度化することを要求していくのはまちがいだと思ひます。

司会、そういう制度化はまちがいだと、それに輪をかけた都教組の方針を皆さん批判的だということですね。「国家教育権」「国民の教育権」にかかわって、国家統制というか、上部に現実の判断権限がすいあげられているというのとは事実であるけど、それにたいして判断基準は、国民の権利があるからというのではなくて、むしろ、労働者のたたかいとか、その権利を剝奪するから反対だという意味において、たたかいを組織していくという点で問題がたてられ、戦術としては、様々

あり、ブルジョア法を利用することもあるということですね。

今、教頭の法制化と教員の統制に反対するということとが話されたわけですが、次に、現在の文部省の教育内容とかについて……。

### 三、教組から分れた事務職労組について

A、その前に、教特法の「専門職」論にたいする私の意見を述べたいのですが。

司会、よろしいです。

A、賃闘で「教育労働に見合った賃金を」ということで、他の労働者とは異ったたたかいを常に強調していくという、その辺が問題になっているのですが。

D、具体的には、専門職だというイデオロギーが、事務職との共闘に、分断を生んでいるということがある。都労連の内部でもあいつらだけ甘い汁を吸っているという反発を生んでいるようです。

B、「都学労」（都の公立学校の事務職員が教員と区別して七一年四月に結成した組合）は、都教組から分裂した理由として、教員の給与ばかり上げて、事務職の賃上げをしなかったといっています。事務の人を

踏み台にして都教組はたたかったということとで反発し、都学労を結成したそうです。

A、都学労の結成は去年の四月でしょう。結成の一つの理由は、課外特別手当問題です。条件闘争にすりかえ、教特法をのんでいった段階で、はつきり決別すると宣言を出しています。その他、いろいろ理由があって、事務の人々の団結を強めていくという動きがありました。都学労の提起した問題は、日教組は、教員組合であるとはつきりさせ、事務職はちがった運動をつくらうということだといっています。

D、日教組は、教職員組合で、職員もはいつているわけでしょう。

A、でも、実質は違うんだということ……。

C、私の学校でも、事務職の人が、杉並の13人と手を結んで脱退したわけですが、支部の段階で交渉している。が結局、今まで組合のたたかいが事務職にとってしわよせになっているということですね。

司会、皆さんは、日教組から脱退する時、それを認めるということなのか、日教組のエリートの運動の結果としておきたことだと反省する方向として問題がたつのか。という点についてどうですか。

国鉄における国労と勤労の問題もあるのですが。

E、雇用者が同じだから、組合も同じだということが、これまでの形だったわけでしょう。それにたいして職種がちがうから、要するに、労働に差異があるから、精神労働と肉体労働、あるいは、精神労働内部の優劣がなされている一つの結果として、分裂が起きたと思うのです。支配階級の方策もあいまって、社共が、言葉の上では労働者といひながら、現実問題として、教師＝専門職という事務職との差別を認めているのであって、その結果として、この件が生まれてしまったのは、むしろ当然だと思ひ。革命的部分というのは、むしろそのことを反省する立場をうちだしながら、「組合が分裂したのはまちがいだ」というのではなく、ある意味では認めつつ、なおかつ共闘を追求していくのが正しいのではないかと思います。エリートと労働者を区別するような傾向を粉砕しながらですね。

B、私たちのかわつてるところに、都学労の人が一度来たときに、共闘しようと言ったのですが、その人は、「あなたたちは、教師であるから差別者である」という理由で「共闘はできない」とことわってききました。「いままで、そういう闘争しか、都教組はやってこなかった」と。

D、そういう問題は、具体的課題を着実に積みあげて

いくというふうに……。A、そうだと思います。一番問題なのは、「教育というものをすぐかかて、事務も「教育を支えているんだよ」とよく教員自身がいますが、「教育労働はすばらしいものだ」というイメージで語られるというまちがひがあります。

B、日教組の運動が、「平和と民主主義を守る中核である」ということで、別の意味で、「聖職者」意識をたえずもってきたことだと思ひます。

E、だから「いい子供を育てよう」と考えてきた。そういう日教組の特に社共のそういう傾向が、実は、専門職＝労働者論争を政府との間で絶えずしながら、まけるという根拠をもってきたということですね。

C、共闘しようというだけでは駄目だ。

E、長い歴史の中で、作られ、出来てしまっているから、簡単な言葉の自己批判という問題でかたづくものではない。反省していくということだが、日教組の運動、民主教育という主張に多いに関係がある。

氷川、それは倫理綱領とも関係があるだろう。

E、系統的に特権意識をもった部分とたまたまい、そのことによつて、事務職労働者と共闘できると理解してもらうには、長い時間が必要だろう。日教組の倫理綱

領が悪いから、反対だから、組合をすぐとび出るかどうかは、また別の問題だが、今日日教組にはいつているのは、日教組の方針が絶対的に正しいからではない。日教組を出て独自に組合をつくつても、一般的に悪いということではないが、むしろ、そういう方法をとらずに、我々が努力していくことが必要だ。社共を中心とした、民主的な教育、あるいは、教育ということを特殊化している労働者が現にいる組合の中で、系統的にたたかい続けていくという方法をとる以外に、事務職労働者との再統一は開けないと思ひ。

B、教師は、専門職という形で、日教組が闘争を組むものだから……。要求として、講師のフル制というものがあるが、教師が病気で長欠したり、教員が欠けたりした場合講師を呼ぶ、そのフルをしようというふうに方針を出す。これは大きなまちがいだと思ひ。講師は、色々な保障がなく、二ヶ月契約で、正教員が補充されるといつでも首を切られる状態になっている。教育がスムーズに行われるように、こういう方針を出すというのは、専門職論のあらわれだ。

氷川、Eさんのいう問題はあると思ひのだけど、共闘と考えるよりは「事務職、講師とか色々いると思ひがーやっぱり、それらの人々に見合った、つまり、その

人達の不利益にみあった要求、闘争があるのだから、プロレタリアートの団結を強めるためには、教育労働者が、それにたいして、基本的に支持、連帯の態度をはっきりさせ、たたかていくということを一貫してやっていく、それが充分に果せない状況にある以上、分離も当然承認していく、そう考えなければならぬ。D、私が知っている反戦青年委員会では、教育問題を主にと考えないさまざまな教育労働者が集つてきている。事務職も含めて。そういう組織では、事務職も教員も一緒にたたかっている。このことに我々は注目する必要がある。教組が、日共と社会党にぎられている段階でできるかということも別にしても、一方では組合レベルのたたかひをおしすすめると同時に、様々な組織において事務職と教員と一緒にたたかひを行なっていくことが最も現実的なことだと思ひ。

#### 四 「教育実践」について

司会、先ほどの討論のひとつの結論は、教育労働を他の労働から特殊化し、専門職とわけて運動方向ではあつてはならないということですね。

次に「教育実践」という問題にうつりたい。「教育

実践」について、怒濤で述べています。怒濤では、「能力主義教育の強制、あるいは、ブルジョア的、ブルジョアのイデオロギーと闘い、唯物論的認識、世界観を擁護して断固闘うのでなければならぬ。」という立場を出している。「教育実践」という問題にたいして、それに対置するような形で、「真の教育理論の創造」とか、「教育労働の疎外を認識する運動」といつてもだめだ、と革マル派への批判を展開しているけど、この問題についてどうですか。

B、今、「教育実践」で、支配層が意図しているものは、教育基本法と憲法に依拠し、愛国主義とか、国益国防ナショナリズムとか、ブルジョア秩序の防衛というものを、現体制を維持しようということですから子供たちを、その秩序を維持する国民に育てあげようとする意図をもっている。小学校四年の国語では、「日本の国はすばらしい」「日本の国は美しい」という詩を教科書でとりあげている。教師は、指導要領で、日本のよさを教えなければならぬとされている。小学校三年の社会科では「警察の役割は、人々の生活を守り、安心した生活ができるようにすること」だとか「公害などについては、経済成長過程でしかたなく、耐えなければならぬ」というふうに書かれている。

そういうものをもって、今の国益、国防ナショナリズムを受けついでいくような教育をブルジョアは目的としている。能力主義の問題としても、能力に応じて就職を決めたり、大学の先をきめ、子供たちには、分相応の生活をするとか、分相応の生活をしなければならぬといっている。

それによいし、日共は、憲法、基本法を擁護して「国民教育」論をとなえている。その国民教育論の主旨は、現在社会では主権在民であり、すべて国民は主権者たる能力をもつ必要があるということです。ブルジョアジーのいつてるところの国民とはちがう民主的国民を必要としているといっている。こういう部分という、具体的にいえば、「尖閣列島」は日本の領土だと宣言したり、羽田闘争においては、自衛団を組織して、日本の国家の治安秩序を守るといって、まったくブルジョアと同じことをするような国民を育成しようとしている。また、発達段階に応じて専門的な分野で研究された真理や真実を教えなければならぬといつて階級性を陰蔽している。また、社会党も、基本的には、日共とかわらないと思う。

それに反対する部分の主張のひとつに、「自発的、

創造的な子供を作らなければならない」というのがあつた。たとえば、伝習館闘争の基調がそれで、支配層の教育は、選別、差別だからよくないとして、「闘争宣言」の中で「人間存在の尊厳にかけての独自のたかひの進化の過程で人間的自立を知る」と、自発的、自主的人間を育てようとして、教育を行なおうとしている。

私は、ブルジョアジーの行なり教育にたいして、まぢがいがあるといつて、それにたいして、自主的、自発的な子供をといつても、今のブルジョア社会にただ単にほうりだすものでしかなく、それにたいするなんらの方向性も、階級性も与えていないと思う。今の教育の方法について、はっきり三つに分かれている。ブルジョアジーのいう国民教育、またブルジョアジーとはちがう国民教育、もう一つは、自主的、自発的人間を、という三つの方向です。私は、その三つともだめだと思つて、どういふことをしていくのかを問題にしなければだめだと思つて。我々は、「教育実践」という中で、ブルジョアジーが教育は無色透明だとか、教育は中立でなければならぬといつて、他方では、たかやう労働者のたかやうを陰蔽したり、悪いものだといふ形で教育している中で、我々は、労働者がたかやう

う必要性、そして、たかやうな姿を子供たちの前にだす必要があると思つて。

司会、三つの教育実践にたいして、四つめの教育実践を対置するのでしょうか。

B、対置がないというのであれば、そのなかのどれかをするというのであつて、ブルジョア的国民を育てるのか、それとも、なんでもよい自主的人間を育てるのかといつたら、私は、それは絶対まずい、そうであつたなら、別の「教育実践」をうちたてなければならぬと思つて。

司会、では今は、Bさん自身、「教育実践」の方向をうちたてていないということですか。

B、実際、今はどこにも提起されていない。

E、今、現に教えているわけだから、これからうちたてなければならぬといつていふのはまずいだらう。

三つを批判するのだったらやっぱり批判する視点があつるわけだから確立するといふのでなく、今あるから批判するということになる。

B、まず、子供達を労働者として社会に出ていく人間としてとらえ、はっきりいふと、労働者階級の利益を追求する——代表していくような人間に育てなければならぬ。そこで要求されていることがさまざまある。



氷川、労共委としては、私有財産制の廃止、ブルジョア社会を揚棄することを目的としている、という意味で、ブルジョア教育の揚棄、止揚ということを基本的な政治的立場としてもっているわけです。現在社会における教育にたいして、どのように考えるかという点、資本家階級の階級支配の道具としてとらえ、革命によって揚棄しなければならないと思うわけです。

中教審答申などでは、四・四・六制に再編するとか、大学院大学をもうけるとか、教員養成の一貫化とか、教育の複線化とかが提起されているが、これらは、全体として、資本家階級の労働力需要の要請に基本的対応していくというもので、「第三の教育改革」といわれているわけです。それとともに、現在のブルジョアジーの政治的方向にみあった教育内容なり、国家社会に対する責任というのを思想的に結合しようとしている。戦前だったら、天皇制との関係で教育していたわけですが、現在では、帝国主義者にとっての平和とか、安全とか、愛国心が前面に出てくる。それと、あと、教育労働者全体にたいする養成の仕方と管理強化の全面的貫徹によって、労働力需要に対応させていくというのが、ブルジョア教育の物質的背景になっている。そうしたブルジョア教育の枠の中における教師の

「教育実践」というものは、ブルジョア社会を、客観的には支えているととらえなければならないと思うのです。「支配的思想は、支配階級の思想である」というようにマルクスが言っていることも関連し、支配階級の階級支配を再生産するものの一要素として教育がある。

ところで、「教育実践」が、社会変革に奉任するといふように、社共は提起している。革マル派は、ブルジョア教育は疎外されたものだから、「実践」でとやかくいっても、どうしようもないと主張している。村田栄一の場合、「ブルジョアジーの教科書などをもってきても、それでは教えられない、自分の思想的立場や良心など、いろいろをらしあわせた場合、教えられない」といっているわけです。

ブルジョア教育のもとで、社共の如く、主権者としての能力をもった人間を、といっても、労働力需要というブルジョアジーの要請をみたしているのだから、国民としての主権といってしまうのは、教育を階級支配と切断してしまふことになる。ブルジョア社会において社会を労働者階級の立場から見ることができ、労働者階級の利益を自ら追求していくような方向性が出るように教えることは、ブルジョア公教育にたいする

新たな教育ということではなく、労働者の一員であり、プロレタリア解放のためにたまたか教師の活動―闘争ととらえていく必要がある。プロレタリア独裁期における教育、共産主義教育とブルジョア教育というのは、歴然としたちがいがあり、現在のブルジョア社会における教師の教育は、内容がどうあれプロ独国家の教育とは質的な意味で違いがある。だから、ブルジョア教育に対し、国民教育を対置する場合には、ブルジョア教育の枠内で、何か革命的なことができるかの如く、

いい、いわば、民主的教育として体系的にうちだしていくということ、犯罪的教育である。このようにとらえれば、「教育実践」といわれている言葉が問題ではなく、ブルジョア公教育の場で、階級闘争を具体的におしすすめる―教室においてもおしすすめるということが重要だといわねばならないと思う。

D、「教育実践」としてまとめるよりも、文部省や教育委員会が出してくる具体的教育政策、そういう矛盾に決起する労働者がいるけれども、具体的たまたかにたいする組織的活動としてとらえていく方がよいのではないか。「教育実践」は、ことばのひびきからして、個人的たまたかを決ばめられた空間で行なうという印象がある。そうだとすると具体的に、教科書の〇〇は、

このように改訂されているというバクロを通して、教育労働者としてというか、むしろ、政治的闘いとして、他の労働者と結合していく意味に考えた方がたまたかの前進になるのではないか。

B、今、「教育実践」がせめられていられるといわれたけれど、制度的なものにたいしたたまたかわないことを意味しているのではなく、そこでもたまたかうけれども、七時間半子供達と接している間、何もしないことになるのは問題ではないか。

E、先ほど、労共委の方から言われたが、教育は階級支配の道具である。というのは、学制をしいたのは、国家の後だけれども、教育は、暴力とともに国家を維持する装置となっている。階級支配の道具であるという場合に、現実的な意味においては、日本のブルジョアジーが、支配権力を握っているという場合に、プロレタリアートが権力を握れなかったならば、自らの教育というのを公教育の場で貫徹するのは不可能だと思ふ。教育を系統的にしてくるのにたいし、体系的「教育実践」というのを敵に対置していくのでは改良に終ってしまふ。国家の問題をひきはなして、空間的な共同体の中で、「教育実践」をやると対置して行なったら改良闘争に終ってしまふ。だから、教育は、「支配

権を握ったものの意志」なんだ。だから、意志をひっくりかえすことなしに「教育実践」という体系化を出していったらまちがいだ。支配のための、様々な歴史や自然の歪曲を出してくるものについて、われわれが、われわれの見解をいっていくのであって……。そういうものとしてどんどんやっていく必要がある。しかし、それを、四つ目の教育、それが「階級教育」で、現在の社会の中で、階級教育ができるんだというところがいになっちゃうと思う。それをやっていけば、いんだという風になってしまふ。教育が、逆にブルジョア社会で生きる方便になっている以上、たとえば、一プラス一を知らなかったら労働力にもならない。だったら、その人が、ブルジョア社会の中で、生きていくために、そういうものを要求していくことは正当であり、あんな教育は、ブルジョア教育だから「行くな」というのが、一概に正しいということにはならない。むしろ、ブルジョア社会にはいつて、生きるということとが、それでしか生きられない部分、労働者が、それが全体となってブルジョア社会が支配しているという構造にたいして、たまたまいていく必要があるということであって、それ以上ではない。

B、ブルジョア社会の中で、生きるというのは当然だ

成された人間、ブルジョア社会が、完成されたブルジョアのイデオロギーをつくってしまったのか、プロレタリアートも、プロレタリアイデオロギーの完成されたものを、同じ公教育という場所で作ってしまったのかといったら、そうではない。敵の公教育の仮面をひっぱがし、唯物論的見解をのべることをしてのみ問題は立つ。教えるということとは、階級教育をやるといっても、もっと教師自身が、具体的世界に目を開き、歴史が階級闘争の歴史であるという現実を目をひろげ、その事実を自然のうちに入れるようにしていくよりしょうがない。

氷川、それは、我々の世界観であり、唯物論だ。一言でいえば、唯物論だけれども、歴史もあり、社会の把握、政治の把握、国家、自然の把握、思想、文化の把握、全部が問題になるわけだ。それら全部を、体系的にもっていく姿勢が必要だ。けれども、そういうものについて、ブルジョア社会や小ブルジョア社会が、色々なものにたいし、他の教師、社共系の教師と徹底的に論争しながら、教師にたいしても、親にたいしても、子供にたいしてもやるということのわけでしょう。それは、子供にたいしておこなわれることとは限られない。

けれども、ブルジョア社会の中に包摂されて生きる能力をうえつけさせるだけじゃなくて、それ以上のものをつけなければいけません。

単に、ブルジョア社会の中に包摂されるのではなく、それとたたかうことが必要だ。

E、教育が階級支配の道具であるのだから、我々も階級教育という言葉に對置してもしようがない。

B、むこうが、階級性をもって、公教育という形でやってくるのにたいし、たとえば、国民という形に対して、その影響をもった子供ができる。その中で、我々が、公教育という場を利用する。その場で共にたたかい、労働者階級の利益を代表する、そういう子供をつくっていくなければならぬ。実際にブルジョア社会が目的とした人間を、自分達につくらないということをやっていくことが必要だ。

E、ある特定の党派にのいるための教育を、学校でやるかどうか、公教育の場で、それをやるかという問題になる。こういう実践は、教育を教師の独占したものと考えずに、むしろ党派の活動という次元において、公教育でなくても、地域でもやっていたいかなければならない。金属労働者とも一緒になったり、自分達で子供を集めてやってもいいし、さまざまな教育がある。完

労働者階級の世界観という主体がなくなってしまうが、具体的には、ある党派の世界観になる。それは、単に教師だけでなく、他の労働者というわけで、その一環として、教える場合にもいうことです。

B、言うだけでなく、目的意識に作り上げていくということだ。

氷川、他の労働者もやっているわけだ。全連の労働者も、世界観を伝えるために、他の労働者にいつている。教育労働者の場合、たまたま子供が教えるという関係でいるということだ。だから、子供にたいしても、目的意識的に、徹底的に言う。革マルのように「教育実践主義」がナンセンスだというのはなく、むしろ、「教育実践」という形でいわれているものを、他の教師と論争しつつ、生徒に対して、我々の世界観を目的意識的にいっていくということです。

E、それがブルジョア社会の支配の転覆につながるっていくということではないか。

氷川、たとえば、太平洋戦争のブルジョアのとりえ方、日共のとりえ方があるわけで、それにたいし、私なら私の、すなわち労共委のとりえ方を主張する。それを子供にたいしても、当然いうことになる。そういうことは、あらゆる教科にわたってやる必要がある。単に

教室をわけて、さらゆる場であるし、それは、単に子供にたいして、教える場で行なうだけでなく、違う職場でも行なわれる。そういうふうに、「教育実践」ということをやる必要がある。それは、一つのイデオロギー闘争だといふことができる。

革命の子供を育てるというのではなく、ブルジョア的思想をもっており、教科書においてさらにそういうものをもちこもうとしているのにたいし、我々の世界観でたたかおうといふことでしよう。

Ｂ、そうだ、その中で、

氷川、その結果、子供が革命的になる可能性が、きわめて大きいといふことだ。

Ｂ、可能性が多くなるという事で、やるのでは駄目ではないか。やる中で必ず革命的になる方法をみつけないければだめだ。

Ａ、そんなこといってもしょうがない。

Ｃ、目標としてはあるわけでしよう。

氷川、私は、結果として、どうなるかわからないから可能性といったのであり、不確かなことをいうということではない。必然的に自分の主張が相手に伝わるかどうかかわからないけれども、それでも、我々の考えを提起し、可能性を追求するといふことでなければなら

ないといふことだと思ふ。

「教育実践」ではなく、他の問題を、という、あれか、これかの二者択一といふことではまずい。その上で「教育実践」といふことが問題になる。革マル派は「教育実践」といふのは疎外された労働者のだから、それを分析して、教師が革命的労働者になるために、教育理論を創造することだ」と主張し、「教育実践」主義はナンセンスだといっている。林田栄一の場合、ないし、一般的、良心的教師は、次のようにいたり、考えている。「ブルジョアが、「国を愛さなければいけない」とか「秩序を守らなければならない」とか「皆平等であつて階級対立はないのだ」とか教えようとしている。だから、これを、そのまま、伝達機械みたいに言うことはできない。そうではなくて、自分の正しいと思つてゐることを生徒にたいして教える以外にないではないか」といふことが主張されている。そういう意味では、革マルのように「教育実践」といふのは「問題にならないんだ」「犯罪的だ」といふふうにはいえないし、そういう考えはまちがいだと思ふ。現在の教育は、これは、ブルジョア教育であると概括してゐる以外にないであり、それにたいして違ふ教育、すなわち、プロレタリアートの利益を擁護する

教育を行なうことは、現在ではできない。やはり、それは、プロレタリアートが権力をとつてやる以外にない。そのようなものとして、プロレタリアートの教育を対置する以外にない。

にもかかわらず、ひとり、ひとりの教師が、又は、日教組という組織が、ブルジョア社会で教えるにあつて、どういふふうにするのか、といふことはある。そこで、どうするかといふ問題としてたてるときは、「教育実践」の階級闘争において持つ意味を否定する必要はないし、むしろできない。むしろ、自主能力をつけるとか、主権者としての能力をつけるとか、いふの

にたいしては、そういうことではなく、ブルジョア社会に包摂されている以上、できるだけ、われわれの意見を公教育の場で、出していくといふことが正しい。なおかつ、それでは、「民主教育」云々にたいして、我々はどういふのかといふ問題があるが、それは、我々の世界観、プロレタリアートの世界観を、他の教師にたいしても、子供にたいしても、教育の場でどれだけ主張して、ブルジョアがやるのに対し、防衛し、反撃していくのかといふ問題で、すなわち、ブルジョア教育にたいし、新たな教育といふことではなく、労働者階級の公教育の場における思想闘争だと考えれば

よいと思ふわけです。いわゆる、ブルジョア教育、プロレタリア教育といふ意味における質的差異とはちがうといふことは、当然前提とされなければならぬ。

Ｂ、それはいい。

Ａ、そして、プロレタリアートの「階級教育」といふば、権力を奪取した後でなければできないといふことですね。

### 五、教育労働者の实际的、経済的

#### たたかひについて

司会、こちらの辺で話題をかえさせてもらいます。教育労働者の生活にたいする闘い、賃金闘争についての論争、みなさんがどのようにたたかつていこうとしているのかについて話してゆきたい。

Ａ、賃金の問題は、政府が他の労働者との分断政策という形で出しているけれども、「もらえるものはもらおう」というかたちをとってくる。「教育労働に見合った賃金」と要求してゆく、そういうぐあいです。もちろん、賃金要求は良いのだが、政府自身、賃金が裁判官並になつてゆくことを歓迎するといつてきてゐる中で、それは問題です。

司会、質問してよろしいですか、特に政府が専門職と位置付けていくために、賃金の面でむしろ他の労働者との分断政策をとっているというわけですね。Aさんは、ことばではいわれなかったけれど、あるいみでは「物取主義」的なものにたいする批判があったと思うが……。それが大巾賃上げのスコーガンをかかげて闘争をとりくむ過程で、実際的的要求額をおさえてしまっているのか。そのへんを、実践的に専門職でなく労働者として、労働の質の上下なしに組織していくのか。

A、基本給アップとしてたしかうべきです。政府は、特別財源といい、基本給より他に特殊な手当として、常に支給しようとしている。先ほど、三倍ほどの賃上げをという形で、文相稲葉も言っているけれども、助教諭や一般教諭は、現在よりも悪い状態になっているわけです。他の労働者、公務員と区別しながら教員内部で分断賃金を支払おうとしていることで、このたかいは、やはり、基本給アップのたかいかいしかない。氷川、教組内部の分断賃金、事務職にたいして分断するのは、専門職賃金であり、これに反対していくのが第一です。他の労働者との関係でどうかという問題が一つあると思うが、現在の段階で、だから低くということにはならない。労働者の基本賃金を上げる闘いを

支持する。専門職賃金、分配論、生活給、価値どうりの賃金という論理で要求しては駄目で、価値どうりの賃金と専門職賃金というのが結びついているのにたいし、たかかっていく必要がある。他の労働者との連帯、他の労働者の利害にたいして連帯、支持してたかかうというように全体的に明確にしておきたい。

E、共革二号に「物取主義反対」でなく、物をとることは大いに賛成と書いてあるが、その場合には個人主義を批判すべきだと思う。物をとるということに反対するというのが新左翼の中にはあるけれども、それはまずい。賃金は力関係で決まる、だから結束してとる。その配分を、資本側に奪われていることによって差別賃金を許している。職能給を、労働に差別をつけるということではっきり批判していく必要がある。そういう視点にもとづいてたかかっていくことが教組内部では必要である。

A、でも、物取主義とはそういうことか。

E、「物取主義を克服しろ」は、とらないことを合理化するために民間がよくつかう言葉だ。民間はやりの言葉になっている。民間が闘争が激発してこまったりすると「まったまった体制を改革しなくては」と「物取り主義」批判がでてきている。

A、非常に不況宣伝がされ、それにたいし、公務員の賃金を下げようというのがある。その時、いつも分断賃金という形で出してくる。大巾賃上げを要求しながらも、教員内で分断がおきないのならないという形で四名の特別手当をもらっていくとか……。

E、それは、物取主義でなく、個人主義だ。

A、それは個人主義というのか。

氷川、ふつう、物とり主義というのは、意識変革なしに、物だけとればよいのだということとされ、革マルもそう批判している。協会派の場合、物をとっていても、組合運動が強化されないから、そのために、学習運動が必要だという時につかっている。

E、差別するためにもってくるものに返上することはある。そういうものにたいし、民間や革マルのように意識変革主義をもってきて、物をとったらいけないというのに対して、賃金は階級闘争によって決まるといふことをはっきりさせなければならぬ。

こちらからセーブしていくのでなく、教員が積極的に事務職労働者とか、教員以外の労働者の支援にいくとか、そういう構造に、総体をひきあげる必要がある。であって、自分達のところが一番高いから、低く要求するのかもしれない。そうすれば、他の

労働者も低くなるのであって、そういう闘いは最大限し、共闘と支援体制をとることが必要であり、精神的セーブはまちがいである。その点をはっきりおさえてすすむことが重要である。

#### 組合における政治的分野の闘い

司会、日教組、とりわけ都教組の場合には、政治闘争をどういうかたちでたかっているのか、たかたていく必要があるのかという点を中心にだしていただきたい。特に政党支持の自由とか、革新知事とか、そのへんを含めて、労共委の見解は……。

氷川、現在、日教組の場合、指導部が社会党、都教組の場合、共産党であり、組合運動としても、政治闘争の方向も、社共の指導ということで、基本的には、軍国主義反対、平和の擁護、政治の革新ということで、政府を打倒し、革新政府を作るとか、選挙における勝利とかいう方向になっている。現在はいきりさせなければならぬことは、日本の平和のための闘いとかいう形で主張しているのに対して、それを粉碎し、ベトナム・インドシナ人民の民族解放・革命戦争に明確に連帯していく立場とか、あるいは「尖閣列島領有」を

支持するという排外主義的傾向とはつきりたたかうことだと思ふ。共產党は、日本の平和を一方で主張しながら、中米 会談はアメリカを利用するものであるとか、朝鮮の南北会談にたいしては、「ベトナムを孤立させる」「アメリカに口実を与える」からという形で行っているように、左翼的に装いながら実は、日本国民の安全という、ブルジョア的愛国主義的立場に立っているのである。一貫して、反戦青年会や学生の闘いにたいして敵対するのは社共とも一致しているし、日教組内部でも、戦闘的な労働者にたいしても、絶対容認しないと言っている。それにたいして、戦闘的な闘い、ゲリラ的闘いも政治的内実が明確になっている場合には、支持するという方向をうちだすべきである。もう一つは、社共の政権構想にはつきり対決していく、社共の「革新勢力」にたいしては支持、連帯しない、そして、プロレタリア独裁のためにたたかう革命的政党を支持することだと思ふ。労共委は、労働者階級の解放のために、多くの教育労働者がわが委員会へ結集することを訴えるとともに、闘いの前進のために共に進みたいと考えています。

教組だけではないが、既制指導部の指令の枠内だけで活動するということではなく、闘う部分で、強固に

たたかい、他のたたかっている部分と連帯することを  
おし広げることにより、労働者、学生の共闘を勝ちと  
るということが要求されていると思ふ。

A、教組自身は、余り政治的大衆的たたかいかかわ  
ろうとしないというのが現状です。一年前になるが、沖  
縄への連帯集会を十一・一九国会批准の強行採決にた  
いする闘いということを、動員体制を組んでやってい  
る程度で、実際にはあまりやっていない。「新左翼」  
の部分が、サークルを組織してやっているのが現状で  
日共や社会党は、選挙活動に一本化している。

B、私の分会なんかでは、動員体制がバッチリしかれ  
ていて、支部からの指令、たとえば三名とか、何割と  
か、おろされるとすぐに動員係がいて下さいという  
形で内容的に討論なんかほとんど行なわれない。だか  
ら分会の執行部に入っているのだけれども、中で統一  
した見解、徹底した討論を行なって、その中から出し  
ていこうという方向をやっていく。動員にたいしてや  
ることは必要だと思ふけど、討論も意志一致もしない  
ところで出ていくのでは……。

A、でも、現実には、それは最低限必要だけれども、私  
たちの勢力を拡大していく場合、分会でやっているだ  
けではもうはつきり分かれていて無関心の人もいて、

それ以上にならないです。私は政治闘争に限ったこと  
ではないけれど、地域とか、色々な形で闘争を組んで  
いくことが有利だと思つています。両面作戦になりま  
す。

田、はつきりしておいた方がいいと思つているのは、  
革マル派の傾向のいわゆる「はみ出し主義反対」、も  
う一つは、戦旗派の組合の外で政治闘争をという特徴  
的な二つがあると思ふが、両者とも日和見主義だと思  
いますね。

D、そういう意味でも組合の活動をやっていけばそれ  
があたかも革命的だという革マル派は、やはり他の意  
味で労働者人民が団結していくのを阻害している。戦  
旗派のように、自らの活動の狭さが、組合を出てやれ  
ば革命的だという幻想をうえつけるあやまりを、真に  
具体的組織活動で克服していく必要があるでしょう。

氷川、革マル派の場合、教組についてはよくわからな  
いが、基本的に指導部の指令の枠内だね。いつさいの  
問題が。その枠内で左翼的、戦闘的に行なうことで、  
イデオロギー闘争をしながらするんだけれども、しか  
し、その時、たとえば、狭山裁判とか、在日朝鮮人  
民、三里塚の問題など少数派の場合、全然提起しない。  
むしろ、そういうことに、弾固対決し、できるだけ広

範に闘える組織なり、組合にも提起するなりして、より  
くんでいくことが、労働者の政治意識を高め、戦闘能  
力を高める。このことが不可欠だということを、はつきり  
おさえない。それゆえに、街頭でやるだけではだ  
より広範に、闘っている他の階層の入々と連帯してい  
くことが必要で、それが階級闘争を強固にし、連帯さ  
せる契機になる。

司会、長くなりましたが、共に階級闘争の前進のため  
に闘うことを確認して、これで終りたいと思ひます。

# 教頭の法制化のための学校教育法改訂案を

## 上程し、五段階給与導入策す政府。文部省

——教育労働者の分断と管理強介ねらう——

### 二、管理職としての権限明確化 をはかる

自民党・政府は、今通常国会に、教頭の法制的確立とその複数配置のための学校教育法の改訂案を上呈している。

いわゆる教頭は、五七年に文部省学校教育法施行規則によつて設置された。その後、六〇年には、給与条例改訂によつて、教頭に管理職手当を支給することとしさらに、六六年の人事院規則改訂で教頭を管理職と規定し、管理職としての教頭制の既制化をはかつてきた。既成事実化された教頭を法制化する学校教育法改訂のねらいは、第一に、教頭の法制化、法的地位の確立によつて、その管理職としての権限を明確化して、かつ強化すること、及び、それと教頭の複数配置によつて教育労働者にたいする管理体勢を強めることにある。

第二に、中教審答申にもとづく教職員の分断支配と管理強化のため校長会が提言した校長、教頭、

上級教諭、教諭、助教諭の五等級制、及び、それに対応した五段階給与制への一段階を実現することにある。

### 二、五段階給与導入はかり 分断ねらう

「第三の教育改革」という看板のついた中教審答申は「初等・中等教育改革の基本構想」なるものの一環として、学内管理と分断支配の全面的強化とそれによる教職員組合の「職能団体化」の方向をうちだした。

教頭、教務主任、生徒指導主任などの管理上、指導上の職制の確立、教員再教育大学院の卒業者に、職制と給与のうえで特別の待遇を与える事、教職についた者の努力を助長するための職務に応じた給与体系の確立等々。

政府文部省は、中教審答申にもとづく第一の攻撃として、昨年、教職特別措置法を制定し、教育労働者への労基法の超勤条項の適用を排除し、超勤手当を「調整手当」（本俸の四割）なるものに再編した。

そして、第二の攻撃として、教頭法制化、複数配置をねらう学校教育法の改訂を強行せんとしているのである。

政府・文部省は、教頭制の法制化、職制としての確立を第一歩として、教師の再教育、研修などによる能力主義的選抜制にもとづく上級教諭の設置、主任の職階としての確立、および、それにもとづく教育労働者の賃金を職務給化する「五段階給与」の導入をはからうとしている。

かかる攻撃の実現のために、七二年度予算において、現職の教育・研修費を大幅に増額し、上級教諭養成のための教頭の研究センター建設費の三億五千万円を計上し、行政措置によつて管理職手当の増額、主任手当の新設等を行わせることをねらい、さらに「中堅教職員を中心とする教職員の待遇」について全般的に検討する「教員給与問題検討協議会」を発足させ、五段階給与と制確立の準備をはじめている。

政府文部省は、一連の攻撃によつて「自ら専門的水準の維持向上をはかり、教職に不可欠な職業倫理の高揚と建設的提言によつて教育に寄与し、あわせて教育施策の適切な改善と推進に協力する専門的職能団体」としての「教員団体」を育成しようとしている。

これは、期待される人間像、教科書の検定等々による愛国心教育、侵略戦争の美化や、伝習館三教師の解雇教科書を焼いた教師の解雇公害教育の弾圧等々が示しているように、教育労働者の分断と管理の強化を策すものであり、資本家どもに従順な人間をつくり、かつ日帝の対外膨張、アジア侵略にみあった、排外主義的教育を強制するものにほかならない。

教育労働者への管理強化、分断支配を狙う学校教育法改訂、五段階給与に断固反対しよう。

### 三 文部省「専門職」論と

同じ土俵の社共

日教組は、中教審路線粉砕、教頭法制化阻止、五段階賃金阻止教育労働にふさわしい賃金を掲げ、五月と七月にストライキで闘うことを決定している。

しかし日教組の中央指導部を担う日本社会党、日本共産党はこの闘いを「国民の教育要求実現」のための闘いとして指導しようとしている。また、五段階給与に対する「教育労働にふさわしい賃金要求」を提出することによつて々中教審や政府文部省の、専門職論と同じ土俵にたっている。

現在の初等、中等教育が、資本家どもが搾取し、支配する労働能力を形成し、現在の社会政治制度が不変の

（一九六〇年）に続く

## 社共の『民主教育確立』路線と闘い 愛国主義、能力主義教育を粉碎せよ

この六月に、日教組の第四一回定期大会が開催されようとしている。日教組は、六十万の教職員を組織しており、日本における教育労働者の最大の組織であり、二万余の日本教職員連合会の追随をゆるさない勢力である。日教組本部は「労働者、国民の教育要求に立った国民の教育権を確立、前進させる」などの「一九七二年度運動方針草案」を明らかにしている。

日教組本部を握る日本社会党は、「民主教育確立、国民教育要求」をもちこみ、日本共産党はこれを補完している。こうした社共のブルジョア民主主義、ナショナルリズムへの押きと闘うことが要求されている。

又、革共同革マル派は「戦後民主教育擁護」運動をのりこえ、中教審答申粉碎へ」とか「真の教育理論の創造を」とかを主張し、「教育労働者の疎外の自覚」という小ブルの説教を行なっている。

革共同中核派は、「中教審—侵略教育粉碎」を主張し

ている。

わが労働者共産主義委員会は、現在の日教組運動にたいするわれわれの態度を明らかにし、闘う教育労働者がプロレタリア解放、プロ独裁樹立の闘いへと結集することを訴えるとともに、社共、革マルなどの誤った傾向と断固闘うことを呼びかける。

### 一、日教組中央・日共の小ブル民主主義

#### 小ブル平和主義を粉碎せよ

A

日教組本部の「一九七二年度運動方針草案」は、「たかいたかの重点」として、「中教審路線に代表される教育の軍国主義化、反動化に対して断固対決し、労働者、国民の教育要求に立った国民の教育権を確立、前進させる」「自らの賃金、権利、定員増、労働時間短縮、労働条件

の改善、研究の自由確保など……切実かつ共通の要求を

職場闘争と産業別闘争の強化によってたたかいを前進させる」「今年度はとくに中教審路線粉碎と本格的賃金闘争とスト権奪還、不当処分阻止に最重点をおき……たたかいを強化する」「広範な労働者、全民主勢力といけいし、日教組の今日まで果してきた平和運動の旗手としての輝しい伝統を継承発展させつつ、日米共同声明路線粉碎、日米安保条約廃棄のたたかいを強化する」等々を提起している。そして具体的に、

- ① 本格的賃金闘争と五段階賃金阻止のたたかい
- ② 定員増、時間短縮のたたかい
- ③ スト権奪還、反弾圧、権利確立の闘い
- ④ 中教審路線粉碎、教育闘争強化のたたかい
- ⑤ 総評十五大要求実現のたたかい
- ⑥ 組織を強化、拡大するたたかい
- ⑦ 軍国主義化阻止・平和運動強化のたたかいをあげている。

本部案は、中教審路線粉碎を重視するといっているが、その内容を「職場の民主化」「本格賃闘」「自主編成、国民教育要求実現」とすることによって、教特法制定につづく「教育改革」という名の攻撃にたいする闘いを、条件闘争と国会内の取引にめがめていく可納性をもって

いる。

一九六一年以来の日教組の「経済闘争重視」の方向を打破し、中教審答申による日教組の「職能団体化」等のための攻撃に対する断固たるたたかひが必要である。

B

日教組は、公務員共闘と共に、「基本賃金二万円以上引き上げ、四月一日実施、諸手当の支給、増額、退職金の引き上げ、四万五千円の最底賃金」を要求している。そして「人事院をのりこえて、直接政府から賃金を引き出す」こと、「スト権奪還、処分阻止の二大要求」をかかげて闘うこと、及び、「五段階賃金」にたいし「半日をめどとする強力な統一ストライキを決定し粉碎のためにたたかう」ことを提起している。

わが委員会は、日教組、公務員共闘の人事院をのりこえ雇主たる政府にたいする大幅賃上げ要求、スト権奪還、処分阻止の要求、五段階賃金粉碎とそのためのストライキ等の闘いを断固支持する。

しかし、社共指導部のいうILO・ユネスコ勧告に依拠した「専門性をもつ教育労働にみあった賃金」、総評の理論生計費による「労働力再生産費をまかないうる賃金」なる主張、それにとづく「個別賃金要求」に対して反対する。



「専門職」論は、教師の小ブルの特権意識を助長し、政府、文部省の「職納団体化」に手をかし、教育労働者が、労働者、人民に奉仕し、プロレタリア解放闘争に参加することを妨げるものであり、徹底して粉砕しなければならない。

又「理論生計費、労働力再生産費としての賃金」といふ主張は、「あるべき消費生活」を想定し、そのための賃金を要求するもので、ブルジョアの消費生活を美化し、賃金奴隷として、資本家の利害を貫徹する政府・地方自治体につかわれていることをおおいにかくす小ブル的なものである。何かあるべき労働力再生産費なるものがあるのではなく、平均的な賃金は、労働力の再生産費としてしか支払われないのである。

政府は、地方財政の困難や人事院勧告を口実に、賃上げをおさえ、低賃金を維持しようとしている。しかし、税金やその他の政府収入を、軍事費や独占体、富農や小ブル上層のために使っているものであり、それはまったくの欺まんである。

政府の収入は、労働者、人民が、汗水流して生みだした富から奪ったものであり、政府、地方自治体に雇われている公務員労働者が団結し、政府が資本家どものために勝手につかうことを許さずできるだけ多くの賃金を力

でうばいとるでなければならぬ。

日教組の要求している「定数法のワクを突破する定員増、定員外職員の定員化、病院看護婦の増員」等、「スト権奪還、政治活動規制撤廃、処分阻止」「時間短縮」「休暇権の完全行使」「事務職員の産休法適用」「勤務特昇阻止、差別人事反対」等々の「定員増、時間短縮、スト権奪還、反弾圧、権利確立」の要求とその闘いを断固支持する。

現在、教特法によるものを支給しているが、労基法の適用除外による教育労働者の特別扱いに断固反対する。

これらの闘いにおいても「教育労働の特性」とか「人間らしい生活」とかいう、特権的、小ブル的傾向を助長する主張をもって闘うことに反対する。臨時職員、事務職員などの利益を断固追求することは必要不可欠である。わが委員会は、賃金闘争や権利要求の闘いを断固支持する。と同時に、この実際の、経済闘争を条件闘争、幹部請負い闘争、野党の国会内活動による取引にゆがめ、労働者人民の団結と戦闘能力を高めることを防げる一切の企てに断固反対する。日本共産党の「ストライキ一本やり反対、統一と団結を守ろう」という主張は、反動的教師に迎合し、闘いを抑圧し、団結と戦闘能力を低める

もので断じて容認できない。

日教組本部は「民主教育を確立する闘い」として①「中教審路線に対決し、子どもと青年の学習性を保障することを基本とする教育闘争の展開」②「一九七二年（第二二次）の教育研究活動を全組合員参加の自主的・民主的教研として強力に推進する」③「国民の教育権の確立と教育要求実現を課題とする『民主教育をすすめる国民連合』のたたかいを中心に強力な教育国民運動の展開」④「中等教育の差別的再編成に反対し高校教育民主化のたたかいの強化」⑤「大学の民主化を基礎に国民のための大学づくりをすすめます」⑥「障害児教育を積極的に推進します」⑦「国民の思想統制、思想動員に反対する闘いを強め、文化の健全な育成」を唱えている。

①について「教育過程の自主編成と学習指導要領の法的拘 性撤廃」を提起し、「自主編成をすすめる原点」として、「①憲法・教育基本法の精神にそったものであること、②子供の全面発達を保護するものであること、③科学的、系統的で精選されたものであること、④組織的集団的なものであること、⑤職場闘争と一体的にすすめること、⑥父母・地域との結びつきを深めるものであること」をあげている。わが委員会は、自主編成活動、

指導要領の法的拘束性の撤廃の闘いを支持する。しかし、それを、「学習権」とか、「国民の教育」「民主教育の確立」のために行なうとか、憲法、教育基本法の精神にそうこととかいう限定をつけることはできない。

いわゆる「教育実践」がブルジョアに必要なる労働能力形成を担うものであり、社会政治制度の根底的変革に寄与するものではなく、革命運動にとって積極性をもつかの幻想をもつことはできない。

だが、政府文部省の愛国主義、国家、社会、自由のナショナルコンセンサス形成の為の教育内容、能力主義的教育内容、及び、観念論的認識、世界観の教育をそのま

ま行なうことは認めることはできない。  
愛国主義、能力主義教育の強制ブルジョア的、小ブル的認識、世界観・イデオロギーと闘い、唯物論的認識、世界観を断固擁護して闘うのでなければならぬ。

②の教研活動は「平和を守りつつ民主教育を確立する」という小ブル民主主義と闘い、教育労働者の政治的団結の強化と愛国主義、能力主義的教育内容、ブルジョア的小ブルジョアの観念論的世界観・イデオロギーと徹底的に闘うことが必要である。

③の「国民の教育権の確立、教育要求実現」なるものは、現在の教育が、資本家階級に必要な労働能力形成に

よる階級関係の再生産の一端を担っていることをおおい  
かくし没階級的な「国民」の権利と要求をおしだし「  
国民運動」を組織することは犯罪的である。

「高校教育の民主化、大学の民主化国民の為の教育、  
大学作り」なる方針に断固反対する。

労働者、人民とその子弟の利害を断固擁護し、未解放  
部落民、「身体障害児」の利益、在日中朝人民とその子  
弟の要求を支持し、そのために闘う事が必要である。

日教組は、「軍国主義化阻止、平和運動強化のたか  
い」として「米軍基地撤去、安保廃棄」「インドシナ  
民族独立と自由のたかいかい支援」「日中国交回復・日朝  
国交樹立」などをあげ「日本軍国主義化路線と社会主義  
国敵視政策をやめさせること」および「佐藤内閣打倒、  
国会解散、総選挙。地方自治体選挙での革新勢力の勝利  
のための闘い」に集約している。

日本政府の「尖閣列島領有」の策動を暗黙にみとめて  
おり、日本資本主義のアジアへの進出と搾取を監視して  
おり、小ブル平和主義に陥り排外主義に傾斜している。

「街頭主義や暴力的、過激的行動に走っている一部  
の青年、学生、教師の主張・行動」は絶対に容認せず、  
きびしく批判し、指導を強化する」という主張は、断じ

て容認すべきではないし、戦闘的デモや自衛隊、機動隊へ  
の武装攻撃を断固支持しなければならない。われわれは  
火炎ビン法に賛成した社共を糾弾し、合法主義と闘う。

闘う労働者が、社共指導部の小ブル平和主義、議会  
主義を粉砕し、政治闘争を強化し、他の労働者人民、  
部落解放同盟、闘う農漁民、地域住民、在日朝鮮、中  
国人民の闘いと要求を支持し、連帯をもちとり、また、  
朝鮮、中国、ベトナムをはじめとするアジアの人民との  
闘い交流と連帯をもちとりよう活動することを決定的に  
重視する必要がある。指導部の活動指令の枠内で闘うだ  
けでは決定的に不十分であり、教師の小ブル的特権意識  
を根絶し、政治的団結の前進を妨げる。

自民党、政府文部省の援助によつて組織された、日本  
教職員連合会や日本教師会は、中立と職能団体であるこ  
とを主張し、愛国心教育、道德教育をおしすすめている。

日教組の綱領——「平和と自由を愛する民主国家の建  
設のために団結する」ということに連帯できないが、政  
府、文部省、自民党の日教組への攻撃や、それと結びつ  
いているこれら組織との闘い、日教組の強化、拡大の闘  
いの推進が必要であり、その断固たる推進は、社共の日  
和見主義を暴露し、その影響力を弱める意義があるだろ  
う。

### 三、社共の「民主教育」論・革マル派の 教育理論「創造」論を批判する

日教組運動を前進させ、かつその中で労働者階級の利益  
益をつらぬくうえで、誤った傾向と非妥協的に闘うこと  
が必要なのはいうまでもない。

何よりもまずとりあげなければならないのは、日教組  
の指導部を占める社共の「国民の教育権」論にもとづく  
「民主教育確立」という主張である。彼らの方針によつ  
て、日教組は今夏の秋田大会で「教育自主改革へ」と評  
価されたように、教育専門家としての「教育政策要求」  
路線へますます傾斜してきている。

社会党は、中教審答申による今日の政府・文部省の文  
教政策を、「国家教育権」論による「憲法と教育基本法  
に基づく国民の教育権としての民主教育を否定する教育  
の反動化」ととらえ、「国民の教育要求を強く支持し、  
国民教育を守る」という立場をとっている。

社会党は、第一に、今日の教育攻勢を「国民の教育権。  
民主教育への反動化」とすることによって、資本家階

級の階級支配の道具たる教育を寡頭支配、対外膨張、軍  
事力強化にみあったものに再編するものであることをお  
おいかくし、「国家・独占のための教育」なる主張を対  
置し、ブルジョア的教育理念の一つである憲法・教基本  
法教育理念を美化し、それにしがみついているのである。

教育基本法の規定に依拠する教育などは、小ブルジョ  
ア的な民主主義、平和主義、個人主義を助長するだけで  
ある。また「国民のための教育」を主張することは、労  
働者階級の利益の追求を放棄し、唯物論的世界観を擁護  
するのではなく、小ブル的世界観をまきちらすものである。

第二に、「国民の教育要求」として、「教育の機会均  
等、子供の能力を無限にのばす教育」をあげているが、  
実際には、父兄の進学熱に迎合するものでしかなく、選  
別教育に全面性を対置したとしても、それが資本のため  
の労働能力形成にかわりないことには思いもよらないの  
である。資本家や政府文部省の国家主義的、能力主義的  
教育に対し、唯物論的世界観を徹底的に擁護することを  
放棄し、あれこれの教育を語ることは、労働者階級の利  
益とは無縁なのである。

第三に、教育の自主性と教師の国民への責任を語り、  
その必要性を「国民の教育権」「教育をうける権利」か  
ら基礎づけている。教育や教師への国家による統制には

断固反対するのは当然のことである。が、しかし、それを労働者階級の利益をつきだすものとしてではなく、「教育専門家」の「国民」への責任というものとして根拠づけるのは、職能にとらわれない労働者階級の政治的団結の促進をさまたげ、国益国防ナショナリズムに屈服するものではないといわねばならない。

日本共産党は、「民主連合政府」の教育政策として、教育の機会均等の実現、教育行政の民主化、独立・民主・平和の教育、等々をあげ、「国民の教育権」なる理念に依拠し、「教育の自主性を擁護し、小・中・高校教育の民主化のために、広範な教師、学生、父母をはじめとする国民と共同しなければならぬ」(第十一回大会決議)と「教育の民主化」を主張している。

また日共は、「中教審の基本的立場は、教育の内容を決定するのは国家権力であり政府であるという『国家教育権』論の立場であり、事実上、教育をうける国民の権利を否定するもの」と断罪している。そして「国民の教育権」なるものを次のようなものとしてうちだしている。

①主権在民の立場では、教育をうけるのは国民の権利である。

②その出発点は、主権者としての能力を身につける学習

権であり、その教育を行なうものは、主権者である国民全体である。

③教育は、教師が専門家として国民全体に直接こたえるものとして行なわれ、教育行政は、教育のための諸条件を整備しなければならぬ。

第一に、日共は、近代の公教育が資本家階級の階級支配の道具として発展してきたことをおいかくし、教育をうける権利なるブルジョアの権利に押キしている。資本家階級は搾取するに必要な労働能力の形成を公教育に求めたものであり、それを権威、義務として法制化したのである。それは、主権在民かどうかに関連があるのでない。

第二に、教育をうける権利ということによって、公教育がなされるかのごとく主張することは、多かれ少なかれ、ブルジョアジーの支配の道具を「国民のためのもの」と美化し、階級支配の転覆の必要性を否定する役割をはたすものである。

第三に「主権者としての能力を身につける学習」ということによって、超階級的に、主権者を指定し、主権者としての能力を身につけるのだからということで、ブルジョア教育を完全に美化している。

主権などということは、ブルジョア独裁の民主主義的

統治形態に不可分の幻想であって、主権者一般をかたることは、階級と階級対立をおいかくすことである。ましてや、主権者としての能力などというのは、労働者階級の利害と無縁な、小ブルジョアの民主主義者の言辞であり、労働者階級の解放闘争にたいするあからさまな敵対にほかならない。

第四に、教育の主体が国民全体であるということも、階級と階級対立をおいかくし、国民なる抽象物を指定し、ブルジョアナショナリズムに排キするものにほかならない。

日共は、政府、国家にたいし、超階級的な国民を対置し、教育の自主性、教師の国民への責任を主張しているが、それは、国民統合のイデオロギーとそのための制度化の内容によってきまるものであって、自主性、国民への責任をあるべき姿として美化することはできない。ましてや教師を専門家として、その責任を強調することは、教師の小ブル性を助長し、プロレタリアートの政治的団結の強化を阻害するといわねばならない。

第五に、日共は、「基本的な知識や技術を身につけて真に社会の主人公として自主的に判断し、社会の未来を創造する能力をもつ国民の育成」ということを主張し、技術、知識を超階級化している。

イデオロギーは、観念論か、唯物論か、および、ブルジョアの的、プロレタリア的かという厳然たる境界をもっており、唯物論的世界観をヨーゴせず、普遍的真理などをふりまわすものは資本家階級に手をかすものにほかならない。

日共は、主権者としての能力を身につけるということ、で、「真理、事実を科学的確信をもって教えよ」という説教を行ない、知識、教養を「国民的教養」にまでおとしめている。

社共の「民主教育擁護」「国民の教育要求実現」にたいし、「戦後教育の一切の帝国主義的再編策動反対」「日教組の左翼的強化」「新たな教育理論の創造」を主張しているのが革共同革マル派である。

革マル派は、「個別的改良の諸課題において決起した教育労働者を……一切の教育の帝国主義的再編に反対する向自的教育労働者に自覚させ高め……」「民同、日共のきずなから戦闘的、先進的教育労働者を解き放ちつつ……組合の左翼的強化をかちとり……」ということ課題として打ち出している。一切の教育の帝国主義的再編反対ということは向自的でもなく、改良的課題の追求の域を出るものではないし、組合の左翼的強化を革命党の

任務にすえるというのは任務を低めるものである。

自己の役割をこのように、経済主義的、組合主義的なところにおしきけたりえて、さらに革マル派は、いわゆる「教育実践」を「教育実践主義」と切りすてたりえて、「新たな教育理論の創造」を組合運動の課題として提出している。

彼らは、教育労働者の労働たる教育実践は疎外された労働であるとして、その否定的自覚を、本来的な人間実践をあらわす生産的実践と区別するものとして形成すると称し、「ブルジョア社会における公教育の形態論的分析を通じて、さらには教育本質論の追求を行なっていかなければならない」と主張している。

現在の公教育が、資本家階級の支配の道具であること、をあげきだすのではなく、「教育労働の疎外」などというのは、小ブルジョアの態度である。教師の教育活動が、ブルジョアジーの支配を支えるものであっても、それを「疎外された実践」として、それとは別に「本来的人間実践」「教育本質論」を理想像としてえがくのは、小ブルジョアの観念論、ユートピア主義なのである。われわれが公然と主張するのは、私有財産の廃絶とともに、ブルジョア教育の揚棄であって、「本来的教育」なる発明ではない。

社共の「民主教育」という教育実践を「教育実践主義」などといって切りすてるのは、ブルジョア教育への即時的反発にほかならない。

ブルジョア公教育の分析を行ったところで、それは、階級支配の道具であるというとしが明らかにならない。革マル派のごとく「教育実践は疎外された労働である」と語り、「教育実践」を否定することは、資本家階級とその権力が、公教育によっても、彼らの世界観、イデオロギーをもちこみ、はびこらせ、それを支配的イデオロギーとしていかにたいし、唯物論的世界観を擁護し、そのために闘うことを放棄する日和見主義だといわねばならない。

このような、あるべき教育を思いえがき、ブルジョアイデオロギーとの闘いを回避し、組合主義をもつて、プロレタリア解放闘争の前進を防いでいる革マル派の誤りをばくろし、闘わねばならない。

(この論文は「怒濤」第五八号、第六一号に掲載されたものを転載したものです)

### (一九ページより続く)

ものであるかのイデオロギーをうえつける階級支配の道具であり、教師が、国家や私学資本にやとわれた労働者であることをおおいにかくし「国家のための教育」とか、「教育労働の特殊性」とかを強調することは教育労働者を国民に解消し小ブルの特権的要求と他位を強めるものである。

かかる傾向を粉碎し、労働者人民の団結を強めねばならない。

(怒濤の第五八号、第六一号に掲載されたものを転載したものです)

七回大会以降の共産同諸派の四分五裂、戦術―綱領上の小ブル性とそのジグザグ、組織活動上の無政府主義は、階級闘争への恣意的意味付与の必然的産物である

——あれこれの部分的手直しは、再々度の破産を準備するだけである——

高 谷 光 一

I 七回大会以降の共産同の四分五裂

II それぞれの組織の基本的主張―その主張の小ブル性と無政府主義的組織活動

III 「過渡期世界論」批判

IV 小ブル空論主義、経済主義の根底的止揚なくして、再々度の破産は避けられない。

I 七回大会以降の共産同の四分五裂

わが委員会は、その前身であった旧マル戦系の綱領上、戦術上、組織上の小ブル性、経済主義を満天下に意識的にさらけ出し、公然とその誤りの止揚をなしとげ、プロレタリアート人民に対する責任を明確にさせ

てきた。その中で、われわれは、旧ブント―六回大会共産同のもっていた限界が、部分的手直しやつぎはぎで克服しうるものではなく、綱領上、戦術上、組織上の限界の全体的止揚なくしてありえないことを公然と明らかにし、その克服をなしとげてきた。われわれのこうした闘いの出発点となったのは、いうまでもなく共産同第七回大会における旧マル戦系の分派闘争の敗北と組織離脱の総括を契機とするものであった。それは組織の存亡をかけたものであったが故に、理論上、政治上ののりうつりを決して許容しうるものではなく、まさしく、政治的、組織的、理論的に結合された関係での総体的克服を自らの任務としてきたのである。

七回大会多数派であった諸君が自己の相つぐ分裂、離散にもかかわらず、こうした全体的関係での克服の斗いとして展開しえていないということは、それだけこれらの限界の深刻性を刻印しているのである。

七回大会以降、共産同は、現在七つの組織的グループに完全に分解をとげている。

その七つの組織的グループとは、赤軍派系グループ、叛旗派、情況派、戦旗派、赤報派、烽火派、鉄戦、蜂起派である。とくに赤軍派は、もはや一個の組織としてではなく、中央指導部の文筆を主とする諸個人への分解、いくつかの組織的グループとして存在している。組織体としては、東京都委、関西地方委のみである。

われわれは、こうした七回大会以降の共産同の諸組織グループへの大分解が、「党内斗争を通して党を強化する」結果としてのそれでは全くなく、七回大会時にもつていたいくつかの政治的色あい、諸傾向の下への自由主義的な分解に他ならず、組織上の日和見主義、経済主義の必然的産物であると考ええる。

だが、こうした大分解に対して、組織上の思想がしつかりしていれば、避けえただろうなどと思一般の

問題におとし入れるのは全く皮相な誤った見方なのである。まさしく組織上の日和見主義、経済主義は綱領上、戦術上の小ブル性と共に完全に表裏一体の関係にある。その意味において、ブントの統一再建をはかった六回大会共産同（一九六六年九月）は七回大会での旧マル戦派との分裂を第一歩として第七・九回大会をへた現在、その完全な破産を歴史的に形式上も、実質上も宣告されたといわなければならない。

また、七回大会での「攻撃型階級闘争論」の現在の全面破産に対して、それがあたかも、赤軍派個々のものであり、思いつきの産物であったかのように、七回大会以降果してきた自己の組織活動の責任を一切切りすてしまふ傾向も存在している。「世界同時革命論」についても然りである。階級闘争のさなかで破産を宣告されたこれらの主張について、これがあたかも外からもち込まれたものであり、自己の組織の活動と無関係であるかのようにふるまう傾向も拡大している。このような対応は、何も七回大会以降果してきた自己の役割の清算というだけでなく、九回大会およびそれ以降においても全く同様であり、無視することのできないものとなっているのである。かかる対応からは、

プロレタリアートの階級闘争の前進にとって決して利益になることなく、むしろ組織の活動における無責任主義、日和見主義をまんえんさせるものである。そのような活動をする人たちの再々度の破産は不可避免であるにしても、プロレタリア解放闘争の更なる前進をかつとるためにはこれらの人たちに徹底した批判を加えておくことは不可欠の課題である。

日共の排外主義、革マルの小ブル平和主義への更なる転落、資本に買収された労働代官どもの労働者の中での労資協調主義、国益国防ナショナリズムの更なる鼓吹という中において、また革共同中核派の小ブル的な暴動の主張のくり返し、そしてその他党派の大衆運動指導部としての中間主義的動搖の拡大という中において、労働者階級人民の中でプロ独に向け蜂起—革命戦争の系統的準備をなしとげていく活動は、決定的に重要な段階に入っているのである。

七回大会後共産同が、かかる中で更なる分解をとげようとしているという事実は、一体何を意味しているのか？ それは、労働者階級の利益に真に忠実であるよりも、まず自己の組織の破産の部分的手直しにきゅうきゅうとしているというその小ブル性をこそ暴露しているのである。国籍に左右されないプロレタリアー

トの利益を貫くということを、またプロレタリアートの人民の先進闘士としての役割を果たすということを、またプロレタリアートの解放ということを、観念上あるいは未来の問題に陥し入れるのか、それとも現実のこの具体的階級関係の中で実践的な活動として不断に実現していくのかという分岐こそ、そこには存在しているのである。

現存するこの政府が資本家階級の政府であり、この政府が労働者人民の利益に奉仕するかのようない一切の幻想を打破し、この政府を徹底的に暴露すること、打倒すべきことを宣伝扇動すべきこと、この社会の階級闘争のあらわれを暴露し、労働者階級人民の政治的積極性を培養し、革命的決起の条件と力量を不断に養っていくこと、政府、資本家階級との戦闘を組織する中で武装闘争を含む必要な闘いの経験を蓄積し、労働者階級人民の組織的団結を促進させていくこと—このような一貫した活動こそが現時点のわれわれの緊要の任務である。「疎外からの解放」とか「非人間性との闘い」とか「侵略との闘い」とか「〇〇体制との闘い」とかい、政府、資本家階級の労働者階級人民に対する抑圧、支配のこの現実的関係から眼をそらさせ、誰と闘うのかをあいまいにし、資本家階級と労働者階

級の利害の非和解性にあいまい性をもち込む一切合財の主張を粉碎し、着実に蜂起—革命戦争の準備をおし進めていくのでなければならぬのである。

労働者階級の先進闘士として闘う党を労働者人民の中にぐまなく配置すること、必要とあらばかれらもとけ合う能力をもち、労働者階級を精神的、肉体的退廃から防衛し、その戦闘能力を高めるために労働者の雇い主との闘いを支持し、支援していくこと、全人民的政治暴露を組織し、政治的決起を促すこと、党の軍事組織と党員の武装を決定的に強め、労働者階級人民の政治的決起の先頭を担い切っていくこと—これらのことが系統的に、地道に、計画されて一貫して実行していくことこそ、われわれの緊要の任務なのである。

四分五裂した共産同諸派は、かかる任務に無自覚であるだけではない。「蜂起—戦争派」とか「蜂起—プロ独潮流」とか「ソヴェト型組織の現在の創出」とか、また「国際非合法党の建設」とかあれこれ錬金術師よろしく、自己の願望にあわせて観念的に「あるべき組織」づくり之余念がなく、ところどころわが委員会の批判を受け入れては、矛盾の糊塗に余念がないのが現在のありのままの姿なのである。だが、こうした応急策は矛盾を深めるだけであり、再々度の破産を早

めるだけなのである。

だが、最も危機的なのは、そうした自分たちの未来に無自覚であるということである。

われわれは、共産同の根底的止揚こそが問われていること、そして、部分的つぎはぎがプロレタリアートの闘いを何ら前進させるものではなく、小ブル的幻想をバラまく以外の何物でもないことを暴露し、党派闘争をおこなっていくであろう。

## Ⅱ それぞれの組織の基本的主張—その主張の小ブル性は無政府主義的組織活動—

### (1) 七回大会以後の共産同の四分五裂

まず、七回大会後の共産同の組織的分裂過程を概観しておこう。これを概観しておくことは、現在分解し互いにケン制し合っている諸分派の関係を理解する上で、有益であるだろう。

分裂過程の第一は、一九六九年七月の赤軍派の結成である。

かれらは「高次の自然発生性」に期待し、よりかかった上で、「前段階武装蜂起」なるブランキスト的な戦術を打ち出し、これを踏み絵に共産同を党に止揚するとして、自らを「党中党」と位置づけ、行動の自由

の獲得という道を選択したのである。

赤軍派は、その後周知のごとく①大阪戦争、東京戦争—首相官邸占拠、臨時革命政府樹立なる計画の大菩薩大量逮捕による破綻、②「前段階武装蜂起」戦術の遊撃戦の導入による手直し、③京浜安保共闘、人民革命軍と中央軍の連合—合体による「連合赤軍」の形成と軍—新党結成、銃によるせん滅戦への転換、④権力による弾圧と組織の崩壊、指導部の解体、個人への分解、⑤大菩薩被告グループを中心とする東京都委、関西地方委の結成という経過をたどって現在に至っている。

分解過程の第二は、一九七〇年六月の叛旗派、情況派の分化である。理論戦線—旧B.L派連合と関西派による叛旗、情況派の追放は、七回大会以降の共産同の寄せ集めの性格の自己暴露でしかない。情況派は長崎浩などの評論家と気脈を共にし、今はもう喜劇でしかない「大ブント構想」の再版をうち出し、「共産同再建準備委」として自己純化をしようとしたのである。また叛旗派は、吉本イズムに平田清明をつぎ木し「共同体論」なるものをネット造し、七回大会後の共産同内の連合多数派の分派活動への統制に対して、分派活動の自由を対置し、中央委で敗北するや、別党派コースを

とったのである。

叛旗派は現在、相も変わらず「党—大衆」構造の止揚—レーニンの党組織論の否定、吉本主義的な大衆とインテリの自然過程的自立をといっている。

情況派は、共産同再建準備委を名乗って組織をとび出、共産同第一回・第二回大会なるものを開催し共産同を名のらんとするという茶番をおこなっている。

分解過程の第三は、一九七〇年十二月の日向派と連合三派（「烽火」編集委、鉄の戦線—蜂起派、「左派」編集委）への中央諸機関の分解である。

戦術の科学性を主張し、「宇野経済学の批判的摂取」を主張する日向派と「反スタマルクス主義の止揚」—「革命的マルクス主義」での団結を主張する連合二派及び日向派への反発から連合二派に身をよせる鉄の戦線—蜂起派との対立と中央諸機関の完全な分解は、共産同の実際上の崩壊であった。さらに一九七一年十一月の連合三派の赤報派、烽火派、鉄線—蜂起派への分解と「左派」の活動停止とそれぞれの共産同（RG）、共産同全国委、共産同蜂起派としての旗上げ、加えて日向派の共産同戦旗派としての旗上げは、かれらの組織上の経済主義を満天下に特徴づけるもの以外の何物でもなかったのである。



このようにして、七回大会以降共産同は現在の存在している組織として確認しうるのは、①共産同赤軍派東京都委―関西地方委、②共産同（叛旗派）、③共産同（情況派）、④共産同戦旗派、⑤共産同（RG）、⑥共産同全国委、⑦共産同蜂起派の七つである。次に、われわれは、これらの分派の現在の主張の基本点について検討をまず加えておこう。

(2) 共産同赤軍派東京都委―関西地方委の主張

共産同赤軍派は、大菩薩―よど号ハイジャック―M作戦―京安人民革命軍と中央軍の連合、合体―浅間山荘銃撃戦をへて最終的に、権力の弾圧によって解体した。最後の中央指導部であった森指導部は④「連合赤軍」からの「新党結成」、⑤組織内での共産主義的人間関係の実現、⑥銃によるせん滅戦の開始を主張しつつも、その中途で挫折し、権力の弾圧の前に崩壊した。現在の組織として存在しているのは、再建された東京都委―関西地方委のみである。これまで赤軍派の指導部を形成してきた人たちは、そのほとんどが、個人的活動として意見表明をおこなっているにすぎない。(1) 東京都委は、自己の組織的性格を次のように述べている。

(1) 「連合赤軍の指導部である森恒夫たちは我が同盟の

同盟員であり、同時にその評価の如何に拘らず、客観的には我が同盟の中央組織としてあったこと、それは事実である」

(II) 「この中央組織（森指導部）が昨年夏以降、日共革命左派との組織合同の過程（即ち「連合赤軍」としての「新党」結成への過程）にあったこと。そしてこの過程で不当に多くの同志たちを虐殺（粛清）するといふ重大な誤りを行ったこと、これも事実である」「又一方、この森指導部による『新党』結成そのものに付いては、同盟内論争を経ない独断的なそれであった以上、我々としては認め難いものである。」

(III) 「こうした結果、同盟中央組織、及び連合赤軍は実質上解体し、現在に至る」

(IV) 「以上の経緯を負って、その総括作業と組織再建を目指した暫定組織（中央組織に非ず）として、去る三月下旬我が都委員会が再建され、現在に至る」

「従ってこの暫定性は、総括（自己批判）作業を貫徹し、散在する諸同志の再結集を計り、中央組織を再建し、近い将来、全同志の手により、『粛清』関係者への厳格な組織処分を正式に行うこと、等において克服されるであろう。我々は、こうした正式な組織処分を実行しうる責任ある主体として自己を練磨すべく、

全力を尽す決意である」（「再生に向けて」第三号―「連合赤軍公判への我々の態度」P 26）

ここに示された組織問題に対する東京都委の態度は第一に、赤軍派の中央組織が全く自然成長的、個人主義的に形成されていたこと、同盟員あるいは地方的、地区的組織が中央組織の存在に対して、主体的、組織的にかかわることができない関係に、すなわち「客観的には我が同盟の中央組織としてあった」などと没主体的に表現せざるをえないような関係にあったこと、第二に、しかし、にもかかわらず中央組織として「客観的に」活動していた森指導部に対して、個人的に何を考えていたかではなく、組織的にいかにかかわったのが不問にされ「同盟内論争を経ない独断的なそれ」として片づけ、第一における没主体的、非組織的にかわりを現在の再生産していること。

第三に、したがって、組織再建をはかることを目指す、この都委員会の主要な傾向として、最終的に森指導部の形成とその解体として結果した共産同赤軍派の共産同第七回大会以降の組織活動の総括を、主張における「空論主義」、「小ブル性」の問題にのみ狭め、「空論主義」的でない何かを、また「小ブル」的でない何かをさがし求めるというこれまでの組織の活動と

切断された地点に総括をまつり上げようとしていることである。

機関誌「再生に向けて」第三号の「小ブル共産主義における左翼空論主義」なる論文は、赤軍派の組織としての活動と完全に切断された地点からする総括の典型なのである。赤軍派の理論、政治主張の小ブル性、空論主義的性格については、わが委員会が一貫して批判してきたところである。都委員会の諸君が、かかる小ブル的理論を攻撃し、粉砕していく活動をおこなうことは大いに結構なことであり、おそすぎた事柄なのである。だが、かれらは赤軍派の主張の中で現在の論争に堪えうるものとそうでないものにふりわけるといふプラグマチックな方法をとっている。かれらは、前者を「小ブル共産主義」の産物として切り捨て、後者を（「現代帝国主義の分析」なるものにおける反革命体制への態度）擁護し、現在の党派的結束の唯一つの立脚点にしているのである。「小ブル共産主義」の産物とされているのは、なんと「赤軍」第4の「基本テーゼ」なるもの（高次の自然発生性→攻撃型階級闘争を体系（？）化したもの）、そして、「赤軍の戦術」、さらに赤軍派の主張してきた「党の革命」「レーニン主義の止揚」なる主張であり、それがことごとく

デタラメであり、正視にたえないものであることが語られている。

都委員会は、赤軍派の理論的、政治的主張を全面攻撃したあと、「もし何か赤軍派の運動から教訓を見出そうと努めるならば、その最大の教訓は結局、この点にあらう」として、「赤軍派は皮肉にも自滅すること、小ブル共産主義運動の限界をダイナミックに典型的な形でさらけ出すこととなった。赤軍派は現実の運動上における破壊のなかで、小ブルジョア的な共産主義及びその中の左翼空論主義と組織的に粘り強く断固として闘うことが必要だという認識を、革命大衆に身をもって示すことで、うえつけた。」とのべている。

かかる教訓なるものは情緒的、ロマン的な心情吐露にすぎない。

これは、赤軍派の組織と活動の完全な清算である。

赤軍派の主張がその基本テーゼに示されるごとく、恣意的な意味付与に一から十までぬりかためられており、したがってまたそれが赤軍派が諸々の誤りをおかすのを助けてきたことは全く事実である。またその誤りの結果、権力の弾圧の前に崩壊してしまったことも事実である。われわれは、赤軍派の主張の支離滅裂さ、小ブル性、その活動のプランキズムの性格を徹底して批

判してきたが、赤軍派が権力との闘いの中で、直面したいくつかの課題が、革命運動の前進にとって無関係なもの、必要ないものという、日共や革マルのような態度は、われわれはとらない。どんなに誤った観点の下おこなわれた闘いであつたにせよ、われわれは、その組織が直面した課題が革命運動にとって不可欠な領域であるなら、どんなまでに教訓をくみつくしていくことを必要と考えるものである。

都委員会は、赤軍派に身をおいてきた人たちの結集体でありながら、あたかも赤軍派が自分たちと無関係の組織でもあるかのように、赤軍派の主張をとりあつかっている。しかも決定的に誤っているのは、赤軍派の組織としての活動と自分たちの存在とが無関係であつたかのようにとりつくりつていくことである。これでは、赤軍派の闘いの教訓を導き出すことはできない。できるのは、何かしら赤軍派の「基本テーゼ」にかわる別の新しい「立脚点」をさがし求め、それにのりうつることだけである。

(四) 関西地方委は9月1日機関誌「人民の軍隊」を創刊した。

このパンフは「発刊にあたって」で明記されているように「同盟内外の諸論争の大衆化の場として、また

その軸となる釜ヶ崎闘争やその他諸闘争の報告の場として」発行する予定であるとされている。崩壊した赤軍派の再建の試みが、東京都委とならんで関西地方委として機関誌の発刊を媒介にしつつ、おこなわれているのである。その意味で、この「発刊にあたって」の中で語られている内容は、この関西地方委の政治的、組織的性格を照らし出しているといえる。そしてまた、この「発刊にあたって」は諸個人としてではなく関西地方委としての組織の持っている態度を唯一明らかにしている文章である。

語られている内容の基本点は、次のようなものである。

①「連合赤軍の敗北として現われたわれわれの敗北」は、赤軍派だけの敗北、破産を意味しない。

②「新左翼諸党派」「が連合赤軍ほど激しく闘わなかったが故に『幸い』にも、その悪しき側面の爆発的露呈をせずにすんだということ」「この意味において連合赤軍の敗北は、日本の新左翼運動の総決算であり、日本の革命運動の根底から転換を要求したもの」であること。

③「しかし、われわれは、われわれの残した日本階級闘争史上の汚点をもみ消そうとも思わな

④「われわれに出来ることは、……心ある全ての人々に与えた深い傷に対し、深く自己批判し、責任をもって更なる闘いの発展の中で再度多くの心ある人々の信頼を回復することだと思ひます」(「人民の軍隊」第1発刊にあたって)

ここに示された態度の基軸をなしているのは、(イ)「連合赤軍の粛清」(「汚点」)(ロ)その「自己批判」、(ハ)「心ある人々の信頼の回復」へというものである。そしてかかる観点を赤軍派の破産の総括と二重うつしにしているのである。われわれは、こうした態度からする総括は決して階級闘争の利益にかなうものではないと考える。関西地方委は、連合赤軍は激しく闘い、その他諸党派はそれほど激しく闘わなかったが故に「汚点」を生み出さずにすんだとのべている。武装闘争は、それが正規軍戦であれ、ゲリラ・バルチザン戦であれ、ただ激しく闘えばよいというものではない。正しい政治目的の下に組織され、統そつされねばならぬのである。まさに核心点は、武装闘争を清算することにあるのではなく、また「粛清」の人間主義的なざんげにあるのではなく、連合赤軍が「銃によるせん滅戦をやれる組織」という完全に転倒した関係で組織をつくり、「党の軍人化」とか「鉄砲をあつかう軍人の共

産主義化」なるあるべき人間を想定した形式的に規格化された諸個人の形成を主張し小ブルジョア的個人主義に屈服したこととしてこれらの主張と活動が共産同赤軍派としての活動の必然的産物であったということなのである。

関西地方委は「汚点」なるロマン的なしろものを総括するのではなく、以上の誤った主張と活動をこそ総括すべきなのである。赤軍派を名乗る人たちが相ついでプロレタリア独裁と「人民民主主義独裁」なるものを不断に動揺し、「反米愛国」とかを語り、まさしく革命の根本問題をあいまいにさせてきたこれまでの組織をこそ総括すべきである。

ところが、かれらは、「汚点」から「日本革命運動の根底からの転換」へと昇天するのである。日本の革命運動の中に赤軍派の闘いを位置づけて総括することは必要なことである。だが関西地方委は、総括を「日本の革命運動の根底からの転換」をからとる「党」をつくるためのものと逆転させるのである。

かかる主張は、上野勝輝君の「共産主義者同盟赤軍派」世界共産党「日本労働党」（「人民の軍隊」41 P1）という論文にも典型的にあらわれているのである。

してしまったのである。

綱領があればブレは防げるという上野君は、はからずも自己の組織日和見主義を暴露してしまったのである。

### (3) 共産同（叛旗派）の主張

一九七〇年六月、叛旗派は、三多摩地区委として「叛旗」を発行（一九六八年十一月創刊）してきた共産同内叛旗派グループに対する関西派、B.L. 理論派連合による解体攻撃に対抗して結成された。

雑多な分派の集合としての七回大会以降の共産同は、赤軍派を一致して「たたき出した」後、叛旗派グループの整理にのり出したのである。中央集権党として綱領的、戦術的、組織的に全体として止揚することができず、一方における分派連合が他方における少数派分派をたたき出すという無政府主義的対応を共産同はくり返してきた。この叛旗派の分化は、その一つの典型である。

叛旗派は、「党の集会」「大衆的な集会」での批判の自由を主張し、「中央のしめつけ」に対抗した。叛旗派は最終的には、「中央」の「分派の行動の禁止」決定に対抗して別組織を形成した。

叛旗派の主張の核心は、①第一は諸階級の現実の利

「綱領の下に系統的活動を行なおう。今まで、我々は綱領を持っていなかったので、マルクス・レーニンのはしほしに依拠し、様々なブレをし、活動が系統的でなかった」（P20）という。そして「世界共産党」日本労働党」なるものの「綱領」草案を提出している。しかしながら同時に規約については、「決めてあっても守られないような規約は守らない方がまちがいのうより、守られないような組織の現実には則さない規約制定に問題があるのであってそんな規約は作っても意味がない」（P1）と主張している。そして組織の現実即してつくることをのべている。

こうした態度は、綱領を物神崇拜するものである。規約を現実即してつくらなければならないのはもったいなく、規約は現実の組織を合理化するものとしてではなく、階級闘争のこの現実即したものでなければならぬという意味においてのみである。綱領も、規約も、戦術も組織の活動を規定するものであり、組織の統一にとって不可欠なものである。綱領こそまさしく階級闘争のこの現実即したものでなければならぬ。ところが上野君は、「世界共産党」日本労働党」の「綱領」を採択すれば組織がまたか「世界党」なるかのような観念的世界に昇天

害関係の衝突において形成される社会的・政治的集団への主観的意味付与としての「共同体論」なるものである。すなわち「人間が現在の共同性や構造（国家・市民社会）を超えんとするときは生活過程・社会過程また意識過程・政治過程での共同的契機を取り出さねばならない」（「叛旗」9月5日号）という階級を超越した人間一般の「共同性」（この限りで疎外革命論者と同類の人間主義者である）に思いをはせるのである。②第二は「党」大衆」関係の止揚」として語られる内容である。「知識人」と「大衆」の「自然過程としての自立」を説き、その「交通関係」をおしゃべりし、自己の小ブル評論家としての地位の安泰をはかっている吉本イズムに傾倒し、その若干の改作をおこなったものに他ならない。叛旗は、この吉本の「知識人」のかわりに「政治集団」をおき、その集団の共同的契機・関係の把握が問題だなどと考えこみ、「政治思想が目指す普遍性の契機を了解すること」が必要などと語って満足し合っている。これは、その政治思想自身が、超階級的に自立化させられたものであり、全くの小ブル的なしろものでしかない。

### (4) 共産同再建準備委の主張

共産同再建準備委は、一九七〇年六月叛旗

派とは何時を同じくして別組織を結成した。

情況派は、赤軍派結成後の組織の混乱状況をもって「共産同の統一再建の破産」を主張し、「共産同再建準備委」として自己を性格づけたのであった。

現在、情況派は、共産同第二回大会決定と称して、「大衆的暴力闘争の創出と大衆的政治同盟の建設」を打ち出している。その主張は、六回大会での共産同の統一再建以前以降を通じてもっていた経済主義、日和見主義の集大成である。

その主張を要約するならば、次のようなものである。

①「進行しつつある権力再編の方向」と「広い意味での都市プロレタリアの非組織性こそがこれまでの組織労働者などの整合的闘いにはない闘いの暴力性を生み出す」

②「大衆的暴力闘争の自然発生的性格は、その暴力的革命性とそれ故の戦略性の欠如として大衆闘争自体の矛盾、二面性を意味する」

③「職場の矛盾への闘いは、職場秩序そのものへの闘いとなり、職場においても大衆的暴力闘争としての性格をもたざるをえない」

「職場の団結」労働組の団結という運動は、民同、同盟系を問わず全労働者の利益とは無縁の差別集団の運

動と化しつつある」

④大衆的政治同盟の任務は「個別的大衆闘争における目的追求の非妥協性」「闘わない者、闘っている者の自律的運動を第一におくこと」「自律的闘争者の共同性をつくり出す……プロレタリアートの階級的形成と自己権力の創出」である。

⑤同盟（情況派）の任務は「①攻撃目標の戦略的設定」「②個別の闘いの地区的、全国的結合……中央権力闘争への動員」「③大衆武装行動隊の形成」「④大衆の前衛としての大衆政治同盟への結集」である。（引用はいずれも「ローテ」17号）

これらの主張に一貫して流れているのは、いわゆる沼地派の思想である。全人民的政治暴露の組織化、共産主義的政治のもち込みに対峙し、自然発生的の後ろから、いろいろはやしたてるといふ経済主義者の典型を地していくものである。経済主義者ほど、労働者の雇い主に対する経済闘争を軽視する。かれらは経済闘争に権力闘争に発展するとか何とかという意味付与をしなければ闘えないのである。情況派経済主義者は、「労働組の団結」という運動は……差別集団の運動」となっただとしてそこでの社民、日共との闘いを放棄し「都市、公害問題等を結合軸として広く地区住民との大衆闘争

の結合」を展望せよという無責任極まりない主張をおこない自己の日和見主義を合理化しているのである。

#### ⑤共産同戦旗派の主張

一九七〇年十二月の日向派と連合三派との分裂は、先きのべたように共産同の事実上の崩壊であった。

この分裂が、同年六月の戦旗派の分化と性格を異にするのは、ただ次の点においてだけである。すなわち、戦旗派が中央委（日向派、連合三派、BL派が多数派を構成）の分派行動禁止決定に「戦旗」をひるがえして割って出たのに対して、今回のそれは、中央委が機能を喪失し、中央委自身の分裂、崩壊によって結果としてということである。日向派と連合三派が共に中央委を僭称し合って、除名合戦をおこなったことにも、それは如実に示されているのである。

これまでの分裂劇が、連合多数派分派による少数派分派の追い出しという分派間政治であったとすれば、今回のそれは、その分派間政治の最後のあだ花であったということである。階級闘争のこの現実実践的に対処するのでなく、この世界をいかに解釈するかをめぐって、あれこれのデューリングまがいの体系をこねまわしては争い、また現在ある組織がいかなる活動を実現していくのかでなく、観念的な革命論体系なるも

のにあわせて、あるべき闘いを実現しうる組織をつくるのが任務であるとして、現在の活動の小ブル性、貧困さを不断に合理化してきたのが七回大会後の共産同の内部論争の現実の姿であった。七回大会当時の諸々の分派、またあれこれの傾向をもった諸グループは、自己の活動のもつ小ブル性、貧困さを陰蔽するために、それぞれ自己の姿に似せて膨大な体系づくりに精を出したのであった。赤軍派の一向「過渡期世界論」と「前段階武装蜂起」、「国際根拠地論」しかり、戦旗派の神津「過渡期世界論」と「共同体論」「『党』大衆の止揚論」しかりであった。これらは自己の活動の実際的変革ではなく、自己の活動の合理化であるが故に、分派相互間の対立は、まさしく非和解的であった。膨大な体系をめぐる論争の結着は、たとえそれがその体系の一部だけのものではあったにせよ、分派の政治生命を左右するものであるが故に、少数派分派は組織離脱によって自らの生存を保証せんとしてきたのであった。今ここにみる共産同戦旗派の「革命論体系」は相争った体系の中でも黒寛願まけの体系性をなすものである。

それは「革命観」共産主義論に属するものとしての『世界共産主義論』、運動・組織論項目としての『世

界党・世界赤軍・世界反帝統一戦線論」、戦略論的項目としての『世界一國同時革命戦略論と過渡期世界論』、そしてそれ等の総体から導き出される戦略（権力闘争論）的内容としての『世界同時革命戦略』（理戦10号P42）とかいう体系なるものがそれである。

第一に、戦旗派は、「革命論体系は、変革すべき対象の歴史的・論理的構造をできる限り科学と接近しえる地平で認識してゆく必然性をもつ」（理戦10号P39）などとのべている。これは全くの観念上の操作というものである。「必然性をもつ」などと闘う主体と切断了た地点で客観主義的に語っている決定的誤りについては、すでに批判済み（「共産主義革命」第二号、日向派批判参照）であり、ここではふれない。ここで更に加えて批判しておかねばならないことは、戦旗派のいう「科学」である。戦旗派は、宇野弘蔵のいう「何人も認めざるをえない」「その人の階級的立場の如何にかかわらず論理的に承認せざるをえないもの」（宇野弘蔵「経済原論」P7）に依拠して「何人も認めざるをえない方法論体系」を主張する。まさしく、「何人も認めざるをえない」として「革命論体系」をうちたてようという訳なのである。かかる主張は徹頭徹尾小ブルジョア的なものである。これまでの社会の

歴史が階級斗争の歴史（共産党宣言）であり、このわれわれの時代もまたプロレタリアートとブルジョアジの二大階級による非和解的に対立した階級闘争の時代であること、この時代にあつて、「何人も認めざるをえない」何かを追求するということは何を意味するか。支配階級たるブルジョアジは、利害の相対立する諸集団の存在を承認するが、階級対立、階級闘争をましてや国家の階級性を承認しはしない。資本の人格的体现者としてブルジョアジは、階級対立の非和解的性格をおおいにかくし、もちつもたれつの関係を維持しなければ、この社会の破壊をまねくなどと政治家、学者、坊主どもを動員して宣伝に余念がないのである。「何人も認めざるをえない」何かをさがし求めるというのは、こうしたブルジョアジの宣伝に手をさしのべ、それを助けるものである。

われわれは、ブルジョアジとその権力と闘うにあつて、階級斗争の現実的關係を厳密にふまえる。ふまえる際、われわれは、「何人も認めざるをえない」かどうかにかかわりなく、恣意的解釈をおこなうのではなく、唯物論的に分析し、形而上学的に寄せ集めるのではなく、弁証法的な關係においておさえるであろう。このような分析をわれわれは科学的分析というで

あろう。法則の解明という意味においても、それはこの科学的分析の一部をなすものと考へている。戦旗派の諸君は、この法則の解明をもって「科学」とはきちがえただけでなく、「法則」は「何人も認めざるをえない」ものであるかのように主張したのである。例えば自然科学上の「法則」は産業の発展にとって不可欠であつたが故にブルジョアジもそのほとんど大部分を認めている。だが、それは、資本にとって利益である限りにおいてである。社会的諸關係については、ましてやである。階級対立を承認しないのである。

戦旗派は、階級闘争から昇天してしまつたが故に、「何人も認めざるをえない」何かをさがすという決定的誤りをおかし、「革命論体系」なる観念的寄せ木細工をくみたてるといふ茶番をおこなつたのである。

第二に、論理性、現実性なるふりわけにもとづく、現実の活動の貧困の合理化である。「戦略論」として語られている一國世界同時革命戦略なるものは、七回大会時において、世界同時蜂起として主張された世界同時革命論の苦しまぎれの手直しでしかない。また過渡期世界論なるものも、現代帝国主義論と現代過渡期社会論として、過渡期社会なる社会をネツ造し、ふり分けをおこなうものに他ならない。「一國世界同時革

命戦略」を論理上のそれとし、「世界同時革命戦略」を「主體的條件との關係性においてのみ提起されるもの」としている。これは自己の組織の活動の変革をこそ問題にするのでなく、自己の一國主義的活動を正当化するために、論理性、現実性なるふり分けを發明していることを暴露するものである。「世界党―世界赤軍―世界反帝統一戦線」なるものも従つて、全くの観念上の産物であり、またなぐさめ以上に何ら実践的意味をもつものでない。世界革命のためには、世界党が必要だという信條を吐露してみたこと以上のものではない。自己の組織の活動の一國性を合理化する組織ほど革命的な空文句、空論をはくものである。世界革命のためには、世界党が必要、世界革命戦争のためには世界赤軍が必要、等々と大ぶろしきを広げ、体系らしきものをデッチ上げれば上げるだけ、その空論主義の下でちちこまる組織の活動のみすぼらしさが逆に浮き彫りになるだけの話なのである。

第三に、党組織論なるもののデタラメ性と解党主義の自己暴露についてである。戦旗派は、「軍事を孕む党の構造」なるものをひききしている。それは「(a)組織掌握と政治指導の系列としてのPBI地区党―KIM、(b)軍事機能の系列としてのYBIRGIA

IF、(c) 更には統一戦線関係、機関紙誌、弾圧対策等の党の機関活動、主要には宣伝などの事務局的機能のSB-各部局-KIMという連関」なるものである。

かかる発想は第一に政治-軍事のふり分け、第二に、党形成-階級形成なるふり分けにもとづくものである。中央指導機関を「政治指導」「軍事指導」「宣伝活動」のよせ集めとする完全な分権主義、軍事の一人歩きなる組織構造は、カンパニア主義的組織においてのみ矛盾が塗られるものでしかない。武装蜂起の準備を一貫しておし進め、その一点にむけプロレタリアートをきたえ、団結させていくことを任務とする組織にあつては、政治の下への軍事が完全に従属され、宣伝、煽動、組織の活動が行動的組織としての中央委の下で完全に中央集権的指導の下で貫徹されることが不可欠の条件である。

さらにひどいのは、かかる分権化が中央組織内のそれにとどまらず、「KIM」「AIF」なる一応組織的には別組織(そもそも別組織かどうか極めて怪しいアイマイな組織であるが)としている組織と分権化された指導系列が直接結合するという芸当すら演じているのである。戦旗派の組織にあつては、中央委-地区

委-細胞なる組織の基本骨格は粉碎され、細胞は、「KIM」「AIF」なる組織に溶解され、地区委も「PB」との関係でようやく息をついているだけにすぎないのである。

「KIM」は「労働者政治組織」(7)であり、「AIF」は「KIMの戦闘組織」(P9)であり、「党の正規軍」(理戦四号P219)であり、「叛軍行動委を主体的に担う」(P9)組織であるという。「KIM」は一九六九年三月「前衛への成熟と革命党への結集の過程的存在」(「キム」一号P65)として結成されたが、いつの間にか、「労働者政治組織」という意味付与が与えられている。労働者とか学生とか諸々の階級層別の組織として政治組織をつくることに意義を見出している。しかも、党の共産主義的政治とは別に、中間主義的段階をもうけ、政治を語るのは決定的に誤りである。戦旗派だけに限ったことではないが、「KIM」はもとより「AIF」すらも、党建設を自己の任務とさせ、しかも同盟員がこれらの組織の中で率先して、党建設を語るに至つては、解党主義もここに極まっているのである。

戦旗派の如く「KIM」「AIF」も全て党組織構造の一環をなすものとして意識的にそうしているもの

たちは、もはや救いようがないレベルにまで組織上の日和見主義、無政府主義に陥こんでしまっているといえよう。

第四に、戦旗派の現在の戦術の基本を構成している「恒武闘争論」についてである。かれらにあつては、これが現在の自称「共産主義的政治」のアルファでありオメガとなっているのである。それは、一定の深遠な総括にもとづき提起されているのである。「恒武闘争の立ちづけに関しては、単に破壊戦や拠点闘争というものから、更に権力闘争の質を内包する、すなわち未来における権力機関を行為的現在において場所的に実現してゆく内容をもつものとして立ちづけをおす。と同時にその権力闘争の質ということに関しては、行為的現在における運動そのものが、例えばブルジョアジーの政治的動向を暴露し、そのことによって日帝の東南アジアへの侵略反革命を強調し、そこに於て全面的政治暴露を行っていくという、その意味では政治暴露による階級形成をその闘争の質とする(10・8羽田以降の大衆的武装カンパニア闘争はおしなべてそういうものだった)ものから一段飛躍したものとして、実体的な権力機関の解体ソヴィエト建設を内実として、もつものへと高め上げ、運動それ独自としては政治暴

露ではなくまさに物理的解体そのものを志向してゆくものへと飛躍せしめるということである」(同P5)かれらの言葉で、まとめていうならば、修正された「恒武闘争」なるものは、(a)帝國主義軍隊解体、(b)革命の正規軍建設、(c)地区ソヴィエト型組織の建設の闘い」というものである。

こうした内容が、無政府主義的な党組織構造と密接不可分の関係にあることは一見して明らかである。 (a)(b)(c)の闘いは、具体的かつ主要には「AIF」による「叛軍闘争」と「叛軍行動委」の組織化ではなく、現在その破産が実際上宣告されているのである。基地周辺での叛軍カンパニア行動や叛軍行動委の組織化が、軍隊の解体をちとり、革命の正規軍をつくり出し、ソヴィエト型の組織がつくられたなどとは今では誰も信じないだけでなく、空文句の典型として引き合いに出す以上のもではなくなっているのである。

戦旗派自身その破産を陰蔽しきれなくなり戦旗(三〇二号)で「総括新しい方向」などと部分的手直しでもあるかのように装いながら、その大破産のとりつくろいに窮々としているのである。

戦旗派の総括とは、①「政治暴露を中心に大衆結集をはかつていくのではなく……結局叛軍行動委がソヴィ



エト型組織づくりであることを説明することによって闘争への参加を要請する……極めて狭量な政治の枠の中に、我々はおち込んでいった」②「正規軍としてのAIF建設を恒武闘争論における正規軍建設の具体化として提起した結果、地区党活動の主要な内容がそれに、つまり空語的な建軍活動に不断におとし込まれていくことになってしまった」③「大衆の課題としてのA帝軍解体、正規軍創出、地区共闘ソヴィエト型組織建設Vの提起の結果、地区党におけるB細胞-KMIIAIFI叛軍という我々の組織系列の全てに我々が同一の『非公然軍事の党づくり』を要求することになり、これが一方では非公然の質そのものを、我々の意図とは反対に水まし化させ、他方では叛軍をKMの足に、KMをB細の足にさせてしまった」というものである。

だがこの戦旗派の総括なるものは全くの偽物的なものである。これら「……してしまった」とか「……なってしまった」としてのべてある事柄は、全て、彼ら自身体系づけてすでに位ちづけの中に含められてきた事柄である。①政治暴露の排除↓ソヴィエト型組織づくり、②AIFを党組織構造に連関づけ、正規軍としてつくる。③KNM、AIFの任務として非公然

軍事の党づくりを任わせる。これは結果として起った事ではなく、当初から目的意識的に追求せんとした事柄である。だが総括はあたかも、意図しなかったこととして、起ってきたかのように装い、ゴマかしている。このような対応は、誰の眼にもはつきりわかるようにゴマカシの芝居以上のものではない。

こうしたゴマカシをやった上で戦旗派は、AIFを大衆闘争機関化するなどという更なるデタラメを「どうしても必要であると思える」などと平然といっている。

「日本反帝戦線の闘いの基本的な内容は、共産主義を組織すること、これである。」「自衛武装の延長上に何かしら革命を夢想する軍事反対派、日和見主義、サンジカリズムを粉砕し、党の正規軍建設、帝国主義軍隊解体の闘いの最先頭に立ち、かつ地区ソヴィエト建設へ向け恒常的武装闘争を展開し、またこれら総体を統一的に領導する鉄の前衛党を建設すること、これらを担い切ることが基本的に具体化された任務である」(「日本反帝戦線行動綱領」理戦10号P305、307)という「立派な」日本反帝戦線が「共産主義を組織すること」を雑巾や箒木を投げすてる如く、無関係なものとし、大衆組織になるのだという。全く、神経を疑い

たくなる。また日本反帝戦線に属していた諸君が、このような無責任きわまりない発言、主張を許しておくというも全く不可解なものである。日本反帝戦線の諸君は「昨日まで『共産主義』を口にしてきたことは誤りでした」というに等しい。もともと、いとも簡単に放棄することのできる「共産主義」であってみれば、無理もないというべきか。

このような恒武闘争擁護の手直しの上に立って戦旗派は第一に突然、「帝国主義の腐朽性との闘い」なる珍無類の闘いを主張しはじめるのである。

帝国主義の腐朽性は、独立による支配と資本輸出という経済的基礎の下で不可避的に生ずる傾向である。この傾向は、他のいくつかの国々や植民地の労働の搾取の強化によって不断に増大する。国内での金利生活者層の増加とまた特殊的には、労働運動における労働代官者の増加としても、この傾向は特徴づけられる。

戦旗派はこの傾向と闘うのだという。だがわれわれは、労働運動の日和見主義的、排外主義的潮流がそれなりの物質的根拠をもって登場していることを暴露するとき、また労働者階級人民に対する抑圧、支配、圧迫、差別の強化というこの現実が、その腐朽性とわがちがたく結びついていることを暴露する。かかる腐朽

性こそ、帝国主義の経済的基礎たる独占の必然的産物であることを具体的に示し、プロレタリアートの社会革命こそが、労働者階級がかかる経済的基礎を革命することこそが必要であり、そのためにブルジョアジーの支配を打ち倒すべきこと、このブルジョア独裁と闘うことこそを提起する。そして、このブルジョア独裁によって虐げられている一切の人民と連帯し、糾合し、決起すべきことを提起する。戦旗派はブルジョアジーとその権力による支配と闘うのでなく、帝国主義の生み出す傾向と闘うのだという。これは、ドンキホーテよろしく風車に突撃するのとウリ二つである。

第二に、労働組合や学生自治会において活動することと自身組合主義的政治とイコールであると全く手前勝手に解釈し、「反戦、守る会、支える会、労研、社研」運動というかれらがすでに投げすてるべきものとして唾棄したはずのものをひっぱり出して、そこでの闘いは組合主義的政治闘争の枠を取りはらった「左翼的で革命的な闘い方である」と考える「など」とりつくり出しているのである。政治のもち込みにおける「雇い主と関係の外」というレーニンの提起を組織関係と二重うつつにして労働組合ではダメだとばかりに自己の小ブル的観念に合わせて解釈しているだけではない。労働



働者の民主主義的闘争を、まさに労働者階級を肉体的精神的消耗から防衛し、戦闘能力を高めるものとして積極的の助け、おし進めることに小ブル的の反発する主張、経済闘争を闘うことが経済主義でもあるかのようという主張と密接にからみ合っているのである。

このように戦旗派は、自らの空論主義の破産をとりつくろってみようとしたのはよいが、さらに小ブルジョア的小児病の病状を悪化させ、最后の大破産への道をはき清めているのである。

#### (6) 共産同(RG)の主張

共産同(RG)は、一九七一年十一月の連合三派の分解によって生れた。

もっとも、この分解は、連合三派(烽火編集委、左派、鉄線派)のそのまま三派への分解としてではなく、「烽火編集委」の「赤報」「烽火」への二分解、「左派編集委」の活動停止、鉄線蜂起派の分離として、「赤報」「共産同(RG)」、「烽火」「共産同全国委、共産同蜂起派」の三分であった。

日向派と連合三派の分裂の際、連合三派は、「左派フラクション」「烽火、左派」と鉄線派フラクションを基礎に、「フラクション」の建設を党建設の主要な内容「(イズム14号P7)」とし「理論委員会としての中

央委」(同P8)を中心に、フラクションの「相互止揚の現在の主要な形態は理論闘争」(同)とし、これらの活動の「成果」を基礎に、「自覚的な単一党建設への道から逆規定した行動の統一」(同)をはかると主張した。

かかる主張は、「現在のブントは、また第二次ブントを完全には総括しきれていない連合ブント」であるとし、「日共スターリン主義者と帝国主義権力と四つに組める単一の労働者政党の基幹」「革マル派セン滅の上に立って、八派共闘総体を解体かつ再編しうる」「非合法党」としてのみつくられる」(同P6)「第三次ブント」をめざすものとして提出されている。

かかるもくろみは、完全に破産した。その破産の証明が、先述の連合の三分解なのである。三派はそれぞれ御都合主義的に、その分解に無責任な態度を示し、破産の組織的総括をどこも提出していない。鉄線派はこれでスッキリしたとばかりに、東京でシコシコ「叛軍」カンパニアをくりかえし、「赤報」「烽火」は、「12・18路線」の総括と称して、考え方の総括に組織活動の総括を解消し、「考え方」論争をくり返している。

連合三派の分解は、あるべき「第三次ブント」を願

望する点で一致した部分による連合の分解であり、かかる願望と現実のかい離の存在がつきつけられるや、当然にも起るべくして起るしものでしかなかったのである。

「理論闘争」で組織が止揚されていくなら苦勞はいらない。組織の止揚ということをしれば、まさしくその組織の活動の止揚ということなくして全くの空語であろう。何かしら、自己の組織の活動から昇天した地点で既存の理論の批判↓新たな理論の創造などとふんぞり返ったとしても、それは誰かからの身につかない借り物であるか、そうでなければ思いつき以上のもではないのである。

共産同(RG)が、現在の党派的主張として中心におし出しているのは次の事柄である。

第一に、「スターリン主義打倒、反スタマルクス主義の止揚、革命的マルクス・レーニン主義の復権」、第二に「世界革命戦争、世界単一のプロレタリアー独裁を実現する世界党、世界赤軍を全世界武装闘争の最前に建設せよ、帝国主義の国際反革命軍事体系粉碎、ソ連社会帝国主義の武装反革命粉碎、民族解放闘争との結合、国際非合法党建設」、第三に「二派(赤軍派、革命左派)の党的止揚と八派解体、蜂起を組

織する単一党の建設」「スターリン主義党組織の克服、政治局軍事委員会、RG政治軍隊の建設」(赤報2号)というものである。

これらの主張は、赤報派の現在の主張の核心をなしている。

第一の「革命的マルクス・レーニン主義の復権」として「労働者階級の経済的解放が目的」という「思想」を獲得することをあげている。赤報派の前身である連合関西派は「労働力の所有というブルジョアイデオロギーに基づく資本家への隷属を日々強制する近代所有制度」なる主張をおこない、あたかもイデオロギーを基礎として、所有制度が成立し、階級支配が貫徹しているかのような観念論を展開した。「労働力の所有」というブルジョアイデオロギーとの闘いなるものを関西派は「資本主義の原則的批判」の一つの結論として導き出したのであるが、その主張の観念性に対するわれわれの批判(「共産主義革命」第2号、関西派批判参照)をうけ、それに堪えきれず、次に持ち出してきたのが、この「労働者階級の経済的解放が目的」という第一インター一般規約の内容である。この内容は、プロレタリアートによる政治権力奪取の意義を明確に規定したものである。われわれは、この第一インター

一般規約のいう内容を、全く正しいものとして確認している。そうであるが故に、われわれは、現存の社会政治制度のワク内でのあれこれの改良の一步一步をもつてプロレタリアートの解放の一步一步であるかのような主張と闘う。またプロレタリアートの経済的解放すなわち社会革命の意義と役割を何ら明確にすることなく、またプロレタリアート自らの現存する社会・政治制度における位置を何ら明確に示すことなく、したがってまたプロレタリアートに自らを解放する能力を得させるための全活動を系統的に準備し、貫徹するのではなく、敵の要塞への突撃を空論的に叫ぶ傾向とも非妥協的に闘うものである。

赤報派の諸君は、「経済的解放が目的」と語った。だが、かれらにあっては、それはマルクスからの単なる借り物でしかなく、かれらの「理論闘争」のための手段として利用されるべきものでしかないのである。赤報派は、プロレタリアートに「敵の要塞の本格的包囲」のための一切の活動に着手するというのではなく、「八派解体、二派（赤軍派、日共革命左派）止揚」の手段なのである。しかも赤報派は「八派解体、二派止揚」を「現下の階級闘争の主要問題」として提出している。「他の党派を止揚」することが自分たちの「党

派」の任務であるとは、全く恐れ入った党派闘争であるが、赤報派はその止揚のための「思想」をさがし求めることに、組織活動の軸を置いているのである。

第二の主張において、赤報派は、「世界革命戦争、世界単一のプロレタリアート独裁を実現する世界党、世界赤軍を全世界武装闘争の最前に建設せよ」というている。この主張は、赤報派の空論主義をいかにくさらけ出すものである。また「ソ連共産党、日本共産党を打倒し、中国共産党、米BPPとの党派闘争と統一戦線を中心にして、朝鮮労働党、朝鮮統一革命党、ベトナム労働党、PFLP、OLAS諸派、西欧革命的左翼との党派闘争と統一戦線を形成していく」（赤報2号）とのべている。

要するに、「世界革命戦争、世界単一プロ独を実現する世界党」建設のための現実的方策として出されているのが、この「党派闘争と統一戦線」という訳なのである。日本国内では、「止揚」すべき二派（赤軍派、京安）が対象であるが、世界的には、先にあげた諸党派が「世界党」へ「止揚」されるべき対象であるということなのである。かかる主張の決定的誤りは、「あるべき世界党」を夢みて、それへの闘いとして党派闘争を想定し、統一戦線を考えているということである。

われわれは、中国共産党、朝鮮労働党、ベトナム労働党と国際的な革命運動と階級闘争の一層の前進のために必要なあらゆる協定、共同行動をとることがありうることを否定しないし、それはこれらの政党のみならず、他の諸国においても帝国主義と闘い、プロレタリアートの国際的「革命的闘い」に寄与している党派ならどことも連帯し、共同して闘うことは大いにありうることである。それらの諸国の政党が民族的党派であつたとしても、われわれは、現実の階級闘争の利益に照らして、共同の闘いを大胆にいくであらう。ところが、赤報派の諸君は、「あるべき世界党」のために統一戦線、党派闘争をおこなうという。これは全くの逆転である。世界党という点に關していえば、自組織の活動を全世界に打ちたていくこと、民族的限界、国民的限界を不斷に現実の活動の中で止揚し、国際主義的闘いを自らの活動によって全世界につくり出していくこと——このことが核心である。現実的な共同行動や協定をくみ斗う中で、いくつかの党派と合同していくことは、大いにありうることであるが、それは共同の闘いを組む中における徹底した党派闘争を通してのみ可能である。

さらに赤報派は、コミンテルンの限界として「スタ

・ブハ綱領」（一九二八年のコミンテルン第六回大会で決定された綱領）で世界プロ独を統一共和制とするのではなく、連邦共和制としていることをあげている。そして、連邦共和制とするのではなく、統一共和制とすることが限界の克服であると語っている。また赤報派のいう「あるべき世界党」の核心として統一共和制をおし出している。

われわれは、統一共和制すなわち単一の共和国への民族的プロ独国家の止揚の必要性を承認するものである。なぜなら、民族的敵対、差別の除去、諸民族国家としての分離の自由を承認した上で諸民族の完全な融合をもちとるよう不斷に闘い、全世界のプロレタリアートの完全な統一を実現し、諸階級への分裂を最終的に止揚することこそ、われわれの任務だからである。

だが、この統一共和制すなわち世界単一のプロレタリア国家の形成は、ただそれがお題目として掲げられればよいというものではない。赤報派の諸君は、統一共和制の放棄がコミンテルン破産の根拠であるかのように主張しているが、事態は赤報派の諸君の考えているほど単純ではない。

ソ連がコメコンを媒介に国家間相互の分業を基礎にソ連—東欧の経済統合をはからんとして、民族的反発

をうけ失敗し、またソ連邦内の少数民族国家内で民族的運動が相ついでいるという事実は、土台の変革なることから単純に統一共和制をとくことの誤りを、ソ連共産党を支配する社会帝国主義者の反動性とともに暴露するものである。

レーニンは、一九二三―四年にかけて、スターリンが権力を奪取した諸民族国家をあまりにも性急に単一国家化せんとするのに対して、それが、大ロシア人の国家＝ロシア共和国の下への他の諸民族の共和国の従属として結果させているとして、反対し、連邦制を現在の必要措置として採用すべきことを主張し、闘ったのであった。かかるソ連共産党内の論争を背景として、コミンテルンは、第二回大会で規定した「国際ソヴィエト共和国」を、第五回大会（一九二四年七月）の規約改正で「国際社会主義共和国連邦」と変更した。

コミンテルンの「連邦制」の主張は、「スタ・ブハ綱領」が最初ではなく、レーニンの死直後の第五回大会が最初である。

レーニンの主張の核心は、諸民族のプロレタリアートの団結を促進させること、この観点から民族問題を取り扱うことにある。抑圧民族の被抑圧民族に対する

法の故ではなく、また各国支部の強固な確立の故にではなく、まさしく国籍に左右されないプロレタリアートの利益を放棄し、民族的利害の下に各国支部を従属させたことの結果に他ならない。

「ヒトラー一派が開始した世界戦争は、ヒトラー一派の暴政をこうむっている国々と、強力な反ヒトラー連合に団結した自由愛好諸国民とのあいだに深い分界線をひき、各国の情勢における差異をいよいよはげしくした。ヒトラー・ブロックに属する諸国では、労働者、勤労者、すべての誠実な人間の基本的任務は、ヒトラー一派の戦争機構を内部から破壊することによって、このブロックの敗北をあらゆる手段をつくしてうながすこと、戦争に責任のある諸政府の打倒をうながすことであるのたいし、他方、反ヒトラー連合に属する諸国では、ヒトラー・ブロックをできるだけすみやかに粉碎し、同権にもとづく諸国民の友好を確保するために、反ヒトラー連合諸国の政府の戦争努力を極力支持することが、きわめて広範な人民大衆、なによりもまず先進的な労働者の聖なる責務である」（コミンテルン執行委幹部会の「コミンテルン解散の決定」一九四三年）

第二次帝国主義世界戦争に対してコミンテルンがと

民族の特権の廃止、被抑圧民族の分離の自由、被抑圧民族の民族解放闘争の支持のレーニンの主張の核心は、全てプロレタリアートの革命的闘争を進展させ国際的団結を実際にかちとるための条件を形成するものとして位置づけられていたのである。レーニンにおいては、連邦制は統一共和制をかちとるために過渡的に採用されねばならない不可欠の政治的措置に他ならなかったのである。この観点は現在またわれわれのものでもある。ブルジョア民族主義に屈服する者ほど、諸民族の性急な融合を説くのである。われわれは、プロレタリアートの革命的闘争の発展、プロレタリアートの国際的団結の促進のために一切の民族問題を従属させる。コミンテルン第五回大会規約を端初とし、第六回大会で決定された綱領（「スタ・ブハ綱領」）で定式化された「連邦制」どまりの世界プロ独は、かかる観点の実践的放棄を意味するものに他ならなかったのである。

プロレタリアートの国際的団結は、まずなによりも党において実現されなければならない。それなくして世界プロ独は一切空語である。コミンテルンは、中央集権的な世界党として自らを規定した。だが一九四三年の解散は、あまりにもロシア的な組織形態や活動方

った態度は、第七回大会で採択された「反ファシズム統一戦線」を提起したデミトロフ報告に明確に示され、この解散決議にあらさまに示されているように「民主主義対ファシズム」の戦争というものである。

第二次大戦が一九三〇年代における米日独英仏の帝国主義国の世界再分割のための利害の衝突―中国、東南アジアにおける日本と米英仏蘭との対立、東欧、北アフリカバルカン半島をめぐる独、伊と仏英の対立―の必然的産物としての帝国主義強盗戦争に他ならず、独のソ連侵略も帝国主義の再分割要求が植民地、後進国のみならず地球上の全ての地域を対象としていることから、まさしく必然的であったのである。かかる性格を徹底して暴露し、戦争によってひき起されている危機を革命のために利用すること、社会民主主義者の両手を上げた排外主義への転落を暴露し、ファシズムと闘うことはもちろん「連合国」帝国主義者の「自由と民主主義」のための戦争なる宣伝を打ち破り、プロレタリアートは権力を掌握してはじめて、祖国防衛主義者となるべきことを明らかにし、銃を放棄するのではなく、その銃を自国の支配階級に向けるべきことが問われたのである。

コミンテルンの解散は、「連合国」帝国主義国にお

いては、「自由と民主主義」を掲げた金融独占ブルジョアジーの腰巾着として「ファシズム」帝国主義国においては、プロレタリアートの権力奪取ではなく帝国主義からファシズム的外被をとりぬくために闘い「自由と民主主義」回復を願望する小ブルジョア平和主義者として、最も忠実にたちあらわれるためにとられた組織措置に他ならない。

赤報派の諸君は、統一共和制か連邦制かがコミンテルンの限界を止揚する分れ道であるかのように主張した。だが、コミンテルンの解散に象徴的に示されているように、核心的事柄は、国籍に左右されないプロレタリアートの利益を貫ぬき民族的、国民的利益をその下に従属させるか否かにあるのである。コミンテルンの統一共和制の放棄、社会民主主義者とのゆ着、帝国主義戦争の美化はその放棄の例証であり、コミンテルンの解散は、その総決算に他ならない。

赤報派の諸君が、現在生起している幾多の重要な国際的問題に対して態度を明確に示していないのは何ら偶然ではない。彼らにあっては、プロレタリア国際主義とは実際の階級闘争における具体的行動のうちではなく、何よりもまずお題目でなければならぬからである。

赤報派は、このように「統一共和制」をお題目として掲げ、「世界プロ独を実現する世界党」を叫んでいるのである。われわれは、党を世界プロ独どまりとは決して考えない。われわれの究極の目的は階級の廃絶である。

赤報派の空論主義を更に示すものとしてさらに「世界革命戦争の機関としての臨時革命政府」なる主張がある。かかる主張は、二つのことを云わんとしている。一つは、革命政府は「世界統一共和制政府」に至る過渡であるということ、二つに、過渡的政府としての臨時革命政府の性格は、世界革命戦争の機関であるということといわんとしているのである。だが第一に、臨時革命政府という場合、それは他の「人民代表機関」に権力を渡すまで臨時に権力を行使する機関ということであり、世界単一共和制政府のように、各国の革命政府を止揚して組織されるものと性格を異にするのである。ロシア十一月革命のときには、ベトログラードソヴィエトの軍事革命委員会が権力を奪取し、全ロシアで組織されたソヴィエトの代表機関に権力を渡すまで、レーニンを首班とする臨時革命政府が権力を行使したのである。また南ベトナム共和臨時革命政府は、米帝国主義軍隊を最後に撤底させ、チュウ政権を打

倒し、憲法制定議會を招集することを保証しその下で政府を組織するまで権力を行使するものとしての「臨時」なのである。この意味で、赤報派は、臨時の意味を全く誤って提起したのである。第二に「世界革命戦争の機関としての」という主張は、各国の革命政府の任務をゆがめて提起するものである。赤報派は「世界革命戦争とは、それ（世界単一プロ独＝引用者）への過渡として……今日の国際階級闘争がそれへ再編、統合されてゆくべき闘いとして指定される」（共産主義14号P45）といっている。これは同義反覆であり、何も説明していない。要するに赤報派にとっては、「……すべき闘い」として願望を吐露しているにすぎない。その願望とは、各国の革命政府は、世界単一プロ独のために武装して闘うべきであるということ以上のもではないのである。だが誤りはその次にある。各国の革命政府を「世界革命戦争の機関」とすることに、各国の革命政府の任務を逆転させて提起していることである。各国の革命政府は他国の革命運動を代行することはできないということを確認にふまえた上で世界革命達成のために他国の革命勢力と連帯し、ひきつづき闘わねばならないと同時に、国内の階級敵ともひきつづき闘わねばならない。ソ連政府の反動性は、

世界革命のために闘うのではなく、敵対している点だけでなく、一国の利益のために国際主義のホラを吹き国内の小ブルジョアジーに依拠し、その利益を守ることにおいて自己の任務としている点にある。革命を達成したプロレタリアートは、まだ政治権力を握っただけにすぎない。プロレタリアートは、他国のプロレタリアートの革命の利益のために、またそのためにも同時に社会革命に着手し、ブルジョアジー、小ブルジョアジーからその階級的基盤をはぎとっていかねばならないのである。この両方の任務を、対立させたり、また一国の利益に従属させることなく、貫徹するのでなければならぬのである。赤報派は、「世界革命戦争」なる言葉に酔いしれて、願望と任務とをとりちがえてしまったのである。

また各国の革命運動の党による指導と革命政府による世界革命へのひきつづく闘いとを一緒くたにしてしまったのである。

第三の主張の「政治局＝軍事委員会、R G＝政治軍隊」は、共産同の組織日和見主義の矛盾のこ塗策以外のものではない。七回大会後、中央委員会の下につくられた一部局としての政治局、軍事委員会のもたらしめた矛盾、すなわち政治局＝政治指導、軍事委＝軍事指

導という矛盾をなくすことを目的にしているかのよう  
にみえながら、それが矛盾のと塗策でしかないのは、  
「政治指導」「軍事指導」として指導を政治、軍事に  
ふりわけた上でそのつぎはぎをするという主張でし  
かないからである。党の中央指導機関は、大会決定を  
確実に実行するものとして、軍事的領域の指導も不可  
分のものとして指導する組織としてつくられねばなら  
ないのは当然の事柄である。それは政治指導、軍事指  
導の統一としてではなく、全組織の軍事領域での活動  
の指導を含む全政治関係の指導をおこなうものとして、  
一つの組織として中央集権的に組織されねばならない  
のである。この問題は、「RG」政治軍隊なる主張  
においても同様である。

この誤った主張をきわだたせているのは、「経営細  
胞」の否定と党の軍事組織化という主張である。われ  
われは、細胞をこのブルジョア社会の全ての基本単位  
において、すなわち、工場、経営、学校、軍隊、地域  
その他において組織しなければならぬと考えている。  
それが必要なのは、われわれはこの社会の転覆、共産  
主義革命を目指しており、そのためには、われわれの  
組織の基礎組織をこの社会の基本単位において組織し  
プロレタリアートを武装させ、先頭で闘うことが不可

欠だからである。そしてわれわれは、合法的、非合法  
的な種々の組織をもたねばならない。合法領域がある  
限り、われわれは最大限、それを利用しつくさなけれ  
ばならない。

赤報派の「経営細胞」否定論は、軍事組織でなけれ  
ば、軍事的能力をもつことができないという小ブルの  
観点にもとづいている。われわれは、現在の非合法  
組織はもちろん、全ての基本組織が軍事的戦闘能力を  
不断に身につけ、敵の武装力を消耗、かくらんさせる  
ために闘うことを必要不可欠であると考えている。わ  
れわれは非合法闘争を展開するし、非合法組織をつく  
るが、組織がそもそも非合法な意味付与はおこなわ  
ない。赤報派の諸君は、「合法党か非合法党か」「と  
して現局面のブルジョアジーとの政治的対決点があり  
」（赤報2号）などと組織における合法活動、非合法  
活動の問題を軍事一般のレベルであれこれかとして  
提出するという誤りをおかし、観念的組織観をいかん  
なく暴露しているのである。

#### (7) 共産同全国委の主張

共産同全国委は、共産同(RG)とともに連合関西  
派、烽火編集委の分解の結果生まれた。

以前は、共に「自覚的な単一党建設」をめざしてい

たのであるが、分解した現在「自覚的な単一党建設」  
の出発点として「確認」したはずの「12・18路線」の  
評価をめぐって全国委と赤報派は対立し合っている。  
両者の根本的相違として語られているのは次の点で  
ある。

すなわち、赤報派は、「国際非法党建設」なるもの  
を組織の活動の中軸とし、「八派解体、二派止揚」の  
政治内容として、世界単一プロ独、政治局、軍事委、  
RG政治軍隊、「経営細胞論」の止揚、「一党の軍  
事組織化」を提出し、これらをつらぬく思想として「  
労働者階級の経済的解放が目的」なる立場をもち出し  
ている。これに対して、烽火派は、日向との分裂の際  
に烽火編集委「左派」派で確認した12・18路線(烽火  
によるならば「①スタ、反スタマルクス主義の止揚、  
②世界プロ独統一共和制樹立を軸とした綱領的立場の  
確立を、国際党派闘争における規準の獲得、③体系的  
非合法党建設の三大基軸」)の継承をいいつつ、もし  
ろ「どのような方法によって実現されるのか」という  
点こそ問題であるという具合に問題をたてているので  
ある。そして「その具体的内容の解明と」「日本革命  
の戦略問題」その方法および計画について「(烽火  
火)八月五日号」提起しなければならないとしている

のである。

赤報派が「この間の日本階級闘争の特徴は、革命戦  
争が侵略、反革命戦争かをめぐって両階級の攻防の非  
和解的煮つまりが形成されかかっている」「(赤報  
二号)なる主観主義的解釈にもとづき、「今秋に武装  
闘争」革命戦争を開始するか」否かとか「問題は非  
合法軍事組織としての党にすべての闘いが系統づけら  
れなければならない」とかいう主張を提起しているの  
に対して、烽火は、「秋の中心環としての沖繩派兵阻  
止闘争」「諸闘争を闘いぬき、それぞれの戦場で党派  
闘争を貫徹し、組織建設をする事を通して戦略部隊を  
形成し、蜂起の陣型を構築してゆかねばならない」と  
いう主張をおこなっている。

12・18路線ということに限っていうならば、両派は、

相互にその継承発展を主張し合っており、もともと立  
場性として「解明」された12・18路線なるものを基本  
的にはそれをどのように利用するかという点で対立し  
合っているにすぎないのである。

「世界党」世界赤軍への党軍の改組と一体のもの  
として、一党独裁下でプロレタリア権力が世界プロレ  
タリア独裁(統一共和制)樹立に向けた世界革命戦争  
の機関として徹底的に変革されることがないならば、

民族共産主義、連邦共産主義としてスターリニズムは  
不斷に發生するのであり、過渡期世界の國際的党派闘  
争の中心問題は「一貫してここに存在してきた」(共産  
主義14号P 28)という点を欠落させてきたことに赤軍  
派の境界の中心問題があつたかのように主張し、「世  
界プロ独統一共和制」を唱えれば、境界を止揚し、赤  
軍派を止揚しうるなどとまじめに考へているところに  
危機の深刻性がある。あたかも、統一共和制、政治局  
軍事委員、R G 政治軍隊、そして今また「労働者階  
級の經濟的解放が目的」なる「思想」をもてば、蜂起  
革命戦争が実現できるかのように考へていふこと、  
すなわち、かかる「思想」としてまつりあげられたも  
のをもつて、実践の貧困、政治上の狭さを陰蔽してい  
る点に、赤軍派以来の一貫して変らない小ブルの體質  
を見い出さざるをえないのである。

共産同全国委は、實際上このような赤報派の主張に  
対する反対派として存在している。全国委が対置して  
いるのは、いわゆる「12・18路線の革命的意義」(こ  
れは赤報派と交らない引用者)「を現実の革命闘争  
の中において物質化」をいかにしていくかという点  
なのである。全国委の赤報への批判は、「物質化せし  
めることができないでいる」(蜂火8月5日号)とい

うものである。ところが、いかに「物質化」するかに  
ついては、まだ「問われている」のであり、「その具  
体的解明」が必要であり、「その方法および計画につ  
いて」提起する闘いに着手するといふものでしかない。

蜂火派は、蜂起派とともに四・二八集会での三派(連合派、赤軍派、京安)蜂起戦争派の継承者としてこの間ふるまってきた。だが、その蜂起戦争派なるものの共通項は一体何であるのか全く不鮮明になつてきているのである。蜂火派や蜂起派は蜂起革命戦争を開始しているなどとは、何人たりとも考へることとはありえない状態にある中で、かかる自己規定に党派性を見い出していることにこそ、自己の活動の貧困さを逆に浮きたたせていることにかれらは全く無自覚なのである。口先きで、あれこれ言うことと、実際に準備し、貫徹することの間には、千里も万里も距離があるのだということに無自覚なのである。

(8) 共産同(蜂起派)鉄線派の主張  
蜂起派は、十二・十八集会以降の関西派との連合の公然たる形成について、「鉄の戦線」2号の冒頭、「刊行にあたって」で次のように述べた。

「我々と関西派の『連合』のもつ意味、意義は、単なる『野合』でもなければ、『もたれあい』でもなく、

まさに、この両者のみが……再々度『第五インター・世界党』を指して、プロントを革命的に再生せんとしているのだということ」であると。

だが、この連合が一年もたない翌年の十一月に分解するや、舌の根も乾かないうちに次のように述べた。

「現在おきていふ事態が、わが派と合同関西派との『連合』の決裂としてあるのではなく、あくまでも合同関西派内部の分解、崩壊としてあるのだ、ということをはっきりさせなければならない」と。

こうしたデタラメ、見えすいたウソを憶面もなく口にして、すましていられるところに蜂起派の組織と組織活動に対する態度の階級性が浮き彫りになっている。

「理論委員会としての中央委の活動に対して全く無責任にしか、かかわってこなかったという事実をこそ

この「おきていふ事態」への客観主義的対応がまさまざと示しているのである。直接的、あるいは間接的であるにせよ「わが派と合同関西派との『連合』の決裂」でないとするなら、「理論委員会としての中央委」を継承するという活動ぐらゐは、行ふというのが当然の話ではある。だが、蜂起派は、何らの「おとしまえ」もつけないことなく、わづかばかりこの間、関西派と「おつき合い」をしてきたかのような顔をして、相も変

らず、観念的、主観主義的な話に余念がないのである。

したがって、現在おこなつていふ蜂起派の主張は、「連合」の出发点となつた12・18路線なるものとは、一切かかわりの陰すらみられない独特のものである。

「過渡期世界の帝国主義の重心は、帝国主義軍隊であ(る)」

「自衛隊は政治的環」帝国主義政治の環である。これを叩けば、人民戦線派とその傘下にある大衆意識が湧くのである」

「重心攻撃論」機動遊撃戦と共産主義政治「党の政治工作とが結合する時、党は、階級を党の共産主義へ組織して蜂起する力を着々と蓄積してゆけるのである」「これが我々の権力、党、階級の弁証法を貫く軍事戦略と共産主義政治なのだ」

「党派の本質、即ち、権力獲得へむけてその党派がいかに権力との軍事戦争を組織しているのか、権力との軍事闘争を大衆の分解と党への政治的結集として政治的に組織しているのか、という党組織論の本質」以上、「蜂起」六月二十五日号)

せんじつめていえば、「過渡期世界」とは、「打ち出の小づち」と「小づちの合図を待つて決起せんとしている大衆」から成り立っており(この場合「打出の



小づち」とは「帝國主義軍隊＝自衛隊」である）、打出の小づち」を「叩けば」「大衆意識が湧き」、それを蜂起派がかき集め、そして「蜂起を組織しぬく準備」へーというものである。まことに結構！

この超主観主義的願望の体裁をととのえるために、マルクスとか、レーニンとか、毛沢東を恥かしげもなく手前勝手な解釈にもとづいて動員しているのである。マルクスが「恐慌→革命へ」、レーニンが「帝國主義戦争→革命へ」として革命のコースを考えたとし、蜂起派は「帝國主義の侵略反革命戦争→革命へ」なるコースをあみ出し、マルクス「資本論」、レーニン「帝國主義論」になぞらえて蜂起派は、蜂起「式」「過渡期世界論」を主張するのである。そして、自衛隊が「國家理念も建軍支柱もない軍隊」だから「政治的に弱い環」であるとし、さらにこの日本の自衛隊についての手前勝手な解釈を、「過渡期世界の帝國主義軍隊」なるものへ拡大させ「重心攻撃」を説いているのである。解釈もここまでくれば、論理もクソもないらしい。

自衛隊は、自らの任務として「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする」(自衛隊

法、第三条)を掲げ、内外への反革命の意図を明らかにしている。さらに隊内では、将校クラスが、イデオロギー教育に余念がないことも周知の事実である。蜂起派が「自衛隊を違憲だ」と主張する人たちが多いということに「弱い環」という政治的評価を下しているとしたら、これほどオメデタイことはない。なぜなら、「違憲」主張は、杜共にみられるように、小ブル平和主義的なものでしかないのである。

蜂起派は、「重心攻撃」をおこなう「軍事戦闘」と称して、これまで練馬自衛隊基地への火炎ビンによる飛び込み「闘争」を行なった。そしてそれを大々的に宣伝してまわった。だが「大衆意識が湧いた」のは、ただ鉄線派内部だけであつたことは周知の事柄である。軍事を宣伝のための手段としておこない、それをもって「攻撃」とは全くおこがましい主張といわなければならぬ。だが「重心攻撃」がないと大衆をかりとるための「蜂起」式「共產主義政治」も生きてこないわけで、「攻撃」をおこなう人たちに何としてでも頑張ってもらわなくてはならないのである。そこで、主張されているのが、共產主義とは「人間とは何であるのか」「人間とは何であるべきか」という課題に答えることであるという珍無類の主張である。この宗教まが

いの「共產主義」を会得して、「個体的生命を閉じることに人類史の使命を確信」(「鉄の戦線」第二号)して「重心攻撃」をしてもらわなくては困るというわけなのだ。

さらに、ふれておかねばならないのは蜂起派の軍事についての小児病的把握である。軍事がまず戦略化され、それを補完するものとして政治があるというのである。「軍事戦略を政治戦闘として組織」とか「軍事戦闘を政治的勝利に結実しうる党」なる主張にそれは如実に示されている。かかる主張は、連合赤軍の評価に特徴的である。連合赤軍の限界とは「軍事戦闘において銃撃戦まで貫徹した戦闘性も、唯軍主義的組織論では大衆を反米愛国政治に決起させて人民民主主義革命政府へ牽引することができない」ことにあるというのである。ここでは「銃撃戦まで貫徹した戦闘性」なるものを独自化させて、もち上げた上で、それを補完する政治の限界を云々しているのである。これはまがいである。われわれは、現在の階級関係における全体の戦術に従属させて軍事を採用する。現在の階級関係の下で、それを全人民的武装蜂起に向けて変革するためには不可欠の現在の任務は、労働者人民の政治的、組織的訓練をあらゆる方面で徹底して促進させ、武装

を着実に促していくことにある。この任務を忘れて、あれこれ軍事をもて遊ぶのはプロレタリア革命がプロレタリア自身の事業であることを否定し、ブランキズムに転落するものである。帝國主義の危機の確実なふかまりと階級闘争の前進は、資本家政府による労働者人民に対する弾圧、専横なふるまいを強めざるをえないし、また実際強めている。これに對して、武装して敢然と対決するのは、プロレタリアートの不可欠の任務である。かかる闘いなくして、革命は夢物語である。われわれは、現在の時期にあつて、ゲリラ的、バルチザンの戦闘の必要性をはっきりと認め、最小の犠牲で最大の成果をもたらすよう軍事を厳密な組織性の下に、貫徹する必要性を認めるものである。われわれは軍事を宣伝の手段に墮落させる小ブル的軍事をはっきりと拒否する。

蜂起派の諸君は、現在の階級関係を全く主観主義的に解釈しただけでなく、労働者人民を着実に全人民的武装蜂起に導く活動を放棄し、宣伝のための軍事を自己目的化し、政的を「かりとり」のための手段と化さしめているのである。

このようなことをやっている限り、不断の動揺と手直し、破産は不可避である。



最近の新聞で（九月二十五日号）、「共産同の歴史は、その成立から今日に到るまで、概略的にいえば、学生運動の歴史であったといえる」（冒頭論文）などといっている。七回大会後の共産同の歴史としては、あながち的をはづれた評価ではない。プロレタリアートの利益を口にしながら、思いつきの本音を時々吐露してみれば、自己のみすぼらしさをなぐさめては、破産をとりつくりしているというのが、かれらのありのままの姿なのである。

### III 「過渡期世界論」批判

七回大会以降の共産同の政治的内容を特徴づけるものの一つに「過渡期世界論」がある。共産同第七回大会ではじめて概念的にもち出された「過渡期世界論」は、「攻撃型階級闘争論」を根拠づけるものとしての役割を果たした。

それ以来、「過渡期世界論」は、「危機革命」論的傾向をはらみつつ諸々の形で登場した。その手直しをめぐって、そして更に諸分派の対立、抗争の中で、それぞれの分派は独自の「過渡期世界論」なるものをもち出し、自己の小ブル的戦術の合理化のために利用してきた。

現在では、いままでもあまりにも多くつぎはぎしてきしたが故に、何かしら体系的に「過渡期世界論」なるものをおし出している部分はなくなっているが、しかしながら、その概念は依然として生命力を保っており、内容的には依然として、小ブル的戦術の合理化のために利用されている。次の意味で、第七回大会以来さまざまな形をとってたちあらわれている「過渡期世界論」を根拠から批判しておくことは、重要であろう。

(1) 第七回大会における「過渡期世界論」  
「過渡期世界」なる概念をつくり出したのは、第七回大会である。

第七回大会で決定された「世界同時革命の基本的任務」（議案）で「過渡期世界」なる規定は、次のようなものとしておこなわれている。「我々は、世界階級闘争史の段階把握を『過渡期世界』としてとらえる。即ち、世界革命が全地球上で完成するまでは、帝国主義世界からブルジョア権力を打倒して脱落した、プロレタリアが権力を握った非資本主義社会（過渡期社会）群の延長上に、共産主義社会（理想の王国）は勿論、その低い段階としての社会主義社会（必然の王国）をも築くことは不可能であると判断し、更に、帝国主義包囲下の過渡期社会のプロレタリアートに世界革命の

根拠地的任務を要求するという前提に立つ」というものである。

ここで「過渡期世界」の規定としてのべられているのは、労働者階級が政治権力を掌握している国家が、それ自身の延長上に「社会主義社会」「共産主義社会」を築くことは不可能で、世界革命の完遂を前提とするということ、したがって、政治権力を掌握した労働者階級は、自らの国家を世界革命完遂のための根拠地としなければならないということである。すなわち、「過渡期世界」とは、労働者階級が政治権力を掌握した国家が出現し、その国家が世界革命の根拠地たるべきことを「要求」されている「世界」ということなのである。

かかる規定は、全く主観主義的なものでしかない。われわれは、この帝国主義の時代が、プロレタリア革命の時代であり、プロレタリアートの闘いの幾多の曲折にもかかわらず、その終局の勝利が不可避であると考えるものである。それは、まさしくレーニンがのべている如く、資本主義のこの発展段階が、新しい社会体制のうちに止揚されるべき内実をもっていること、そしてこの発展段階が生み出している幾多の惨禍、災厄、零落、野蛮化に対するプロレタリアートの革命的決起、

の条件を自ら準備していることにおいてである。このことを明確に実証したのは、一九一七年のボルシェヴィキ革命であった。だがわれわれは、この故をもって、この時代に「過渡期世界」などと意味付与をおこなわない。なぜなら、この時代を共産主義への過渡たらしめるのは、われわれの革命的プロレタリアートの闘いをめきにしては一切空語だからである。「世界革命の根拠地的任務を要求する」「世界」などという主張は、世界革命完遂の闘いを客観化し、かかる闘いが何から自然成長的に生れるかのような幻想にひたった主張でしかない。

第七回大会議案はのべる。「①帝国主義は不均等発展の法則によって経済的、政治的対立を激化、国際通貨機構の動揺を深め、なし崩しの分割戦を通して後進国への勢力圏拡大競争を開始している。帝国主義の固有の運動法則は、第一次大戦後も、第二次大戦後も、依然として貫徹している。②にも拘らず、帝国主義のブルジョアジーと権力はソ連及び労働者国家の存在に規制され、不均等発展の法則に対し、恣意的な政治政策をもって外在的変容を追求せざるをえなくなっている。」と。ここでは「労働者国家」の存在が、「帝国主義の固有の運動法則の発現」(?)を「変容」させる

ものとして語られ「過渡期世界」なるものの特質として挙げられている。そして、この「過渡期世界」における任務として語られているのが「世界同時革命の基本任務」なるものであり、それは「一、帝国主義打倒、世界革命を目指すプロレタリア独裁の樹立！二、帝国主義政府の侵略と抑圧と反革命粉砕！三、民族解放、社会主義革命！四、労働者国家人民への一切の反革命粉砕！五、世界革命を放棄し、プロ独をさんだつする労働者国家の党官僚打倒！」の五つなのである。この任務は、「外在的変容」なる恣意的解釈の結果あみ出された、帝国主義の「基本戦略」としての「侵略反革命」への対決をうたい上げたものである。「帝国主義の侵略反革命と闘い、この闘いによって切り開かれる世界的激動を世界革命に転化しなければならぬ」というものである。この「世界的激動」を切り開くために、闘いは「攻撃的階級闘争」として展開されねばならないというのである。

これが第七回大会が「過渡期世界論」とそれをもつてあみだした「基本任務」の核心的内容である。なんとすばらしい内容であることか！またなんとまあ、「スッキリ」した内容であることか！労働者階級人民の状態やかれらの現在の闘いの性格とその広がりを全く

考慮することは一切無用である！帝国主義の矛盾の「発現形態」が「労働者国家の出現」で「変容」し、ブルジョアジーは「侵略反革命」を「基本戦略」とするに至っているからこれに「攻撃的」に立ち向い、「激動」をつくり出し、「世界革命に転化」せよ！労働者人民が闘いの中で感じ、考えていることに思いをめぐらす必要はない！矛盾の「発現形態」が変化したことを語り、そのことを認識させ、そのことから「侵略反革命」と闘うことの意義をわからせよ！

第七回大会から開始された、かかる階級闘争への意味付与とそこから生れた空論主義はまた論理性を十分もちえていなかった。旧マル戦派との対抗上、旧関西派、旧独立派の主張の雑炊として、とりまとめたものにすぎなかった。

## (2) 一向「過渡期世界論」

七回大会を前後してうち出された一向「過渡期世界論」は、全体性をもってたちあらわれた最初の「過渡期世界論」である。この体系化された内容は、当初のものへの手直しを含め「赤軍四号」に全面展開されている。

一向「過渡期世界論」の骨格は、次のようなものである。

①「ロシアにおいて世界史上初の画期的な権力奪取に成功し、過渡期社会をこの地上に登場せしめた」

②「この事業において、世界史は資本主義から社会主義、共産主義への移行の過渡期に突入し、階級闘争は決定的な世界的変化―質的飛躍を開始した」

③「だがその後、ロシア革命の成立を契機とした世界プロレタリアートは敗退し、現実形態的に高次な自然発生性のまま放置され、その党が、自然発生性に現実形態的に拝跪したとはいえ根本的世界史的に一層成熟し、現実形態的にも一層成熟した」

④「現実形態的には世界プロレタリアートは常に自然発生的で、一国的、民族的、国民的でもある。にもかかわらず、その意識性の萌芽としては、現実的に世界プロレタリアートであることを発現せしめる」(以上「赤軍」四号P67)

⑤「我々は過渡期世界を、それ自身、世界プロレタリア世界共産主義へと変革すべき変革主体―プロレタリアートの世界的な存在様式―自然発生性とその内的矛盾の対象化された世界として」「把握するが故に、現代の階級闘争を世界革命戦争―世界プロ独への闘いとして、即ち三ブロックに分裂したその歴史的個別的過渡的存在形態を不断に単一の世界プロレタリアート―世界プロ

ロ独へと止揚する闘いとして把握するのである」(P28)

⑥「世界革命戦争の条件はすでに成熟し尽しており、その戦闘の開始が迫っている。我々はその勝利の条件をその戦闘を通してつくり出し、世界党―世界赤軍―世界革命戦線として獲得し、世界プロ独への基礎をうち固めねばならない」(P40)

⑦「帝国主義世界秩序の巨大な変更にNATO・安保再編―なし崩しファシズムとして展開し、それが新たな侵略反革命戦争の序曲であり、この戦争が巨大で、世界的であり、『労働者国家』をまきこまずにはおかないこと(反革命戦争)―それは同時に帝国主義国階級闘争にも不可避の転換を要求している。…我々はそれを世界革命戦争―自国帝国主義打倒を開始する前段階武装蜂起と規定する」(P42)

以上が、一向「過渡期世界論」のアルファでありオメガである。

この空論主義的体系を支えているのは、すでに明らかにことごとく、いわゆる「高次の自然発生性」なるものである。蜂起派得意の「重心攻撃」ではないが、一向「過渡期世界論」の「重心」をなしているのが、この「高次の自然発生性」という曲者である。「世界階級闘争」が「高次の自然発生性」を保持しているから、

赤軍派が「前段階武装蜂起」(この「前段階」は「新たな侵略反革命戦争」の「前段階」という意味)に決起するや、全世界のプロレタリアートは「世界プロレタリアート」世界プロ独」として登場するといふのである。恣意的解釈もここまでくれば、芸術品である。「攻撃的」に打って出れば、前途はバラ色なのだ。ただちに打って出ないのは、全て日和見主義者に他ならない。

この「高次の自然発生性」は、ロシア革命と第三インターの成立を一つのメルクマールとしているのであるが、ここで犯している最大の誤りは、ボルシェヴィキと第三インターおよびその解散後の各国共産党とそれの闘いを厳密に評価するのではなく「世界プロレタリアート」としての登場とが「意識性の萌芽」としては、現実的に世界プロレタリアート」とか極めて情念的にとらえていることである。

世界プロレタリアートということをもしいとすれば、全世界のプロレタリアートが、単一の世界プロ独を組織すること以外に、一具体的に考えることはできない。かかる登場は、プロレタリアートが国籍に左右されない利益をおし通し、世界プロ独のための闘いを一貫しておし進める前衛党に結集し闘うことによつ

てのみ可能である。

第三インターは、第二次帝国主義世界戦争の中で崩壊した。これは、国籍に左右されないプロレタリアートの利益の上に、民族の利益、国民の利益なるものを置き、帝国主義の強盗戦争を助けていった結果である。帝国主義戦争を国内戦(内乱)に転化し民族解放戦争と連帯し、闘うのではなく、「ファシズム対民主主義」という小ブル平和主義に屈服し、排外主義に加担していったのが、コミンテルン内の帝国主義国支部組織の対応であったのである。またソ連共産党の対応が世界革命の利益の上に、ソ連国家の防衛をおき、コミンテルンに対してソ連防衛を任務として掲げさせていくといふものであったが故に、コミンテルンの分解は必至であったのである。かかる過程が現実の過程であり、プロレタリアートが「世界プロレタリアート」として「発現」するなどというのは、全く主観主義的な意味付与でしかない。

現在、世界革命の利益に自国の利益を従属させることを公然と明らかにし、実際にそれを実行している党派は、極めてわずかである。ソ共や日共は、口先きで国際主義を唱えても、その舌の根も乾かないうちにその言葉一つ一つを実地に裏切っている。

現在のには、国籍に左右されないプロレタリアートの利益を実地に貫徹する具体的行動、共同の闘い、活動を不断につくり出し、拡大していくこと、国際的革命的闘争を支援し、擁護し、連帯すること、帝国主義の世界各地での種々の陰謀、排外主義者どものそれへの連帯に対して闘い、国際主義的態度を一貫して貫徹することこそが問われている。あれこれの意味付与は有害無益であり、「世界党」の必要性一致を主張すればあたかも国際主義的態度であるかのように主張するのは全くの誤りである。

「高次の自然発生性」とは、コミンテルン解散後の各国の労働者階級人民の帝国主義と自国支配階級との闘いへの主観主義的解釈である。具体的な各国の階級闘争相互の連帯と共同の闘いの実現としてではなく、かかる闘いとは無関係な地点で「前段階武装蜂起」から自動的に「世界党」世界赤軍」への発展を保証するものとして「世界プロレタリアート」としての発現」という意味付与をおこなひ、自らの口先の国際主義を陰蔽したのである。

(3) 八回大会四中委決定における「過渡期世界論」七回大会「過渡期世界論」は一方では、今みたように一向「過渡期世界論」という超主観主義的傾向への

純化をたどるとともに、他方では、八回大会をへて八回大会四中委決定にみられる、危機論的傾向を更に強めた。

四中委決定はのべる。「第四回中央委員会の第一の任務は……第七回大会路線の我々の結集点であった侵略と反革命に抗し、国際階級危機を世界革命へ」「世界同時革命」の基本スローガンをより一層、豊富化、深化し実践的体系的に高めあげることである。我々はこれを……帝国主義論と過渡期世界論との統一……国際的階級危機論、攻撃型世界革命……世界革命戦略として指定しなければならぬ」(イヌム12号P2)

「第一に帝国主義の経済法則が貫徹しながらも、経済的危機の発現形態やその政治的発現形態が労働者階級と世界階級闘争に制約され、その制約を通しつつ発現することによって、発現形態を変容せしめている。

第二に、それ故帝国主義相互が特殊な過渡的世界、個有な結びつき合いをし、個有な統治様式(権力ではなない)をもち……国際帝国主義群の相互依存、反発の二律背反的關係を通して深く国際的体系として結びつきあひ、国内統治様式を反革命同盟關係を統治形態の重要要素として組み込む個有な様式として、いることから……世界帝国主義強国同時打倒の一環としての自帝国

国主義打倒の路線として指導されねばならぬ……。  
第三に、帝国主義一國の危機も、帝国主義一國としてあるのではなく、他帝国主義や後進国として労働者国家の危機と有機的に結びつき、連鎖的、同時的危機として発現する……。(P 12-13)

かかる「過渡期世界の歴史的構造的認識」から「過渡期世界一國革命戦略や世界一國反帝統一戦線或いは、世界赤軍の創出と世界革命戦争の遂行の路線が確定される」(P 12)というのである。

かかる主張も、一向「過渡期世界論」にまさるともおとらぬ主観主義的なものである。

この四中委「過渡期世界論」の目玉商品は「危機の発現形態の変容」ということである。その「変容」に即して、「戦略」なるものも「変容」しなければならぬというのである。この主張の正当なる継承者は、鉄線派である。そしてその他赤軍派を除く分派も多かれ少なかれ若干の「変容」はあれ、この四中委「過渡期世界論」の延長上の存在として主張を展開しているのである。

「変容」した「危機の発現形態」はどのようなものかという点、「永続的全世界的侵略」反革命戦争(国際的一國內の一体性をもって)に帝国主義間戦争の衝

動を内包させつつも屈折して発現せしめる」(P 33)のである。そこで「われわれの想定する革命はかかる事態の全面化以前に、革命と反革命の決着をつけることである」という。

この「過渡期世界論」とそれにまつわる主張は、第七回大会決定の直接の延長上にある。したがって、第七回大会決定のもつ誤謬も正確に継承している。異なっているのは、その誤謬をグロテスクに拡大、深化させたことである。これまでの「過渡期世界」に「国内統治様式を、反革命同盟關係を統治様式の重要な要素として組み込む個々の様式」をもつものとして性格づけ、そこから「世界帝国主義強國同時打倒」なる主張を導き出したことである。そして、かかる性格をもつて、「矛盾の発現形態の変容」として、論理化させたことである。そして帝国主義の侵略反革命との対決を「戦略化」していくレールを敷いたのである。

このような主張の誤りの第一は、日本帝国主義が米帝国主義軍隊の国内駐留をもってプロレタリアート人民に対する支配の副次的ではあるが一つの支柱としていること——この日米關係を國際的な國家關係一般に於ては、普遍化させていることである。この關係を日共のように米帝国主義とアジア・ラテンアメリカの従

属諸國との關係と同列におくことができないのは当然の事柄である。米帝国主義とその従属諸國との關係は、政治的対等性を形式上装った上での支配、搾取を政治的、軍事的、経済的に貫徹しているのである。帝国主義國相互間においても、その相互關係は、経済的、軍事的力量關係に即応して、変化しつつある。日本の帝国主義者は、三・四次防をもって、反革命軍勢力を圧倒的に強化し、産軍複合を深化させ自前の軍勢力増強に拍車をかけている。国内統治において他國との軍事同盟を重要な要素としてくみこむという關係は、何かしら、固定的な事柄ではない。

第二に、帝国主義の「危機の発現形態が変容」なる主張が全くデタラメなものだということである。四中委決定は、「帝国主義の経済法則」とか「経済的危機の……政治的発現形態」とかわけのわからないことをのべているのであるが、言葉をかえていえば、帝国主義諸國間の利害対立はその政治対立の軍事的転化としての帝国主義戦争を不可避とするという命題は、もはや古くさく、現在では、「労働者国家」が存在するので、「帝国主義戦争への衝動を内包させつつ」「侵略反革命戦争」になるというべきだということである。これををもって、「過渡期世界論」は、レーニン「帝国主

義論」とならぶ地位を獲得したという訳なのである。帝国主義戦争は独占ブルジョアジーによる国内の労働者階級の反革命的抑圧、政治的反動、他の弱小民族の抑圧、植民地、弱小國の再分割、領土拡張の強盜戦争であった。帝国主義者どもは第一次、第二次を問わず帝国主義戦争において、反革命として内外に立ちあらわれた。この事実が、「過渡期世界」なる世界を觀念的に創造しなくても、歴史上具体的に存在した。

四中委決定は、これらを「危機の発現形態」としてとらえている。問題は「危機の発現」の仕方がどのようになるかという具合に、あれこれと「発現」のコースをさがし求めることにあるのではなく、帝国主義者、独占ブルジョアジーおよびそれらの腰巾着どもがどのようにしてプロレタリアート・貧農・人民に対する抑圧、搾取、支配およびさまざまな形の圧迫を加えているかを暴露しプロレタリアート人民がいかに闘っているか、またどのように闘うべきかを明確に示し、支配階級どもの諸々の策動に対してプロレタリアート人民の眼をくもらせ、階級対立をあいまい化させ、排外主義、小ブル平和主義をときまわり、支配階級の手代としてふるまっている一切の潮流をたたくのめすよう闘うことである。

旧ブントー革通派の流れをくむ、旧マル戦派は、レニンの革命的危機についての三つのメルクマール・スナワチ「(1)支配階級内部の分裂。(2)既存の体制の下での生活がもはや堪えがたいものとして圧倒的プロレタリア人民が感じていること。(3)革命的部分が断固たる行動に移る用意をもっていること」において、プロレタリア人民がもはや堪えがたいと感ずる危機の到来の予測を帝国主義分析をもってなそうとした。統一再建共産同第六回大会の基調を形成したのは、暴力革命、世界革命、永続革命の旗とともに、この危機の展望であった。だが、かかる対応は第一にプロレタリアートに徹底して依拠して闘うことをあいまいにさせ、第二に、プロレタリアートの階級的強化の活動をあいまいにさせ、第三に、帝国主義の生み出す諸々の矛盾に対する労働者の自然発生的闘いに期待をかける傾向を生み出し、第四に、労働者階級の経済的解放、一切の政治的経済的隷属からの解放のための政治権力の獲得を、資本主義の矛盾の克服のための革命なる小ブル的主張におきかえる誤りにはまり込んだものであった。現に抑圧し、支配し、搾取している階級とその権力に対する闘いを将来の危機にそなえた闘いなるものにズラしてしまい、「敵の要塞の本格的包囲」を一貫して系統

的におこなう活動を放棄し、一つの世界の解釈にあわせて、組織と活動を打ちこわし、また一つの世界の解釈にあわせて、組織と活動を再建するという小ブル的政治に陥ってきたのであった。まさしくかかる政治は清算しなければならぬのである。

四中委決定は、かかる六回大会―七回大会を貫く、小ブル的政治をマンガ的に拡大再生産したものに他ならない。

#### (4) 日向「過渡期世界論」

日向「過渡期世界論」は、共産同理論機関誌「理論戦線」8号、9号で展開されている。この「過渡期世界論」が、のちの戦旗派の中軸をなす理論としての位置を獲得したのである。

「理論8号」における日向「過渡期世界論」の基本的主張は、次のようなものである。

①革命論をイデオロギーの領域から科学の領域へと出来得る限り接近させること、その端初を過渡期世界論の歴史的位ちと論理的構造の解明として、何人も認めざるをえない方法のうちに包接すること。

②過渡期世界を現代帝国主義と現代過渡期社会の並存という「二つのガイスト」においてとらえる。

③「過渡期世界論」は、全世界的規模での資本主義

から共産主義への移行の過渡期ではなく、資本主義社会と非資本主義社会が並存している過渡期である。

④それ故、残存する資本主義社会でのプロレタリア政治革命と疎外された過渡期社会での補足的第二次政治革命―社会革命が指定される。(『世界一國同時革命戦略』)

ここでいう日向「過渡期世界論」の特徴は「現代世界の現実形態論的把握」なるものとして「過渡期世界論」を提出し、「資本論」が「普遍的本質論」「帝国主義論」が「特殊段階論の本質論」として「科学的正当性の理論的ベース」とし、かかる関係に対応するものとして「科学的正当性の客観的定在である『戦略論』『確立の主体的立場の解明を物質化する』(理論8号P11)ものとして」である。そして「二つのガイスト」論において「疎外された過渡期社会」なるものの内部の「政治経済構造の分析」を「新たに発生した非資本主義社会の特殊な経済原則の解明として資本家的商品経済理論とは相対的に独自に論理化されていかねばならない宿命を担っている」とし、「それは内容的には新たに発生した共同体社会における『個的』『共同体的所有』の統一、個体が類体と直接に統一しており、類体は直接に諸個体の統一であり総括体であ

るような、それ故資本制の生産社会におけるような『私的』『疑似共同体的所有』の止揚の内容をもったものとして指定されねばならない共同体社会理論である」(同)というものとして主張している。

かかる主張は、先の一向「過渡期世界論」四中委の「過渡期世界論」をより一層思弁的、観念的世界に昇天させたものに他ならない。ここでは、日向君の精一杯の黒寛「批判」にもかかわらず、その「批判」の先生から足もとを黒寛にさらわれ、ますます階級闘争とは無縁な地点にかけのぼる姿が照らし出されているのである。

日向「過渡期世界論」の批判として、これまでの「過渡期世界論」への批判にここでつけ加えておくべきことは、次の点である。

第一に、資本論が「資本の運動法則」の解明として、帝国主義論が、「金融資本主義の運動法則」の解明としてあったというデタラメな主張である。更にそれに「普遍本質論」「特殊段階論の本質論」なる意味付与する誤りである。

資本論はまずなによりも、プロレタリアートのこの社会における経済的地位を明らかにし、ブルジョアジ―との非和解的な利害の対立関係を明確にさせた。ま

た資本主義の発展が、この関係を決してよわめたり、緩和するものでなく、万力の力をもって蓄積された労働による生きた労働の支配が貫徹することを暴露したのである。そして資本論は階級平和を説くブルードン主義者に対する党派闘争の書でもあった。

帝国主義論については、レーニン自身がまさしくのべている。「本書のなかで証明されていることは、一九一四—一九一八年の戦争が、どちらの側から見ても帝国主義戦争（すなわち、侵略的、略奪的、強盗的な戦争）であり、世界の分けどりのための、植民地や金融資本の『勢力範囲』等々の分割と再分割のための戦争であった、ということである」「この小著のなかで特別の注意がはらわれているのは、『カウッキー主義』にたいする批判、すなわち、世界のすべての国々で、第二インターナショナルの『もつとも卓越した理論家』であり指導者である人々、および無数の社会主義者、改良主義者、平和主義者、ブルジョア民主主義者、僧侶たちによって代表されている国際的潮流にたいする批判である。」（レーニン「帝国主義」フランス語版およびドイツ語版への序言）

「法則」の解明などと解釈するのは、小ブル的観念論におかされた自己の頭に似せてマルクス・レーニン

ある。しかも思いつきに「共同体社会理論」なるものをもち出している。

まず、「過渡期社会」とすることについてであるが、プロレタリアートが政治権力を握っている国家を、「過渡期社会」として何かしら個有の社会を構成するかのうにいうのは決定的にピンチというものである。

日向君は「特殊な経済原則の解明」ということまでいっている。プロレタリアートが政治権力を握り、社会革命を遂行する過程は何ら個有の生産様式を構成するものでなく、社会革命の遂行をめぐる、またその遂行のテコとして政治権力をめぐる激烈な階級闘争の過程に他ならない。私有財産制度、賃労働制度の廃棄にむけた闘いは、激烈な一連の階級闘争の延長上にあるものであり、その消滅は、世界プロ独の達成をテコとする全世界的規模での共産主義革命、階級の消滅に帰すべき事柄である。それまでは、一国的であるにせよ、世界的であるにせよ、資本主義的要素と共産主義的要素の混合、複合形態においてしか存在しない。その一連の過程に何かしら、個有の社会形態があるのかのように、また新たな個有の生産様式をもつ社会が出現するかのように主張するのは、世界プロ独—共産主義革命への闘いを忘れさせ、国籍に左右されないプロレ

を解釈するものである。では、日向「過渡期世界論」の「現実形態論的把握」なるものは、一体いかなるものであろうか。それは、「本質的には帝国主義戦争として発現する不均等発展」は「スターリン主義がその政治的経済的組織的力量を背景として党とイデオロギ—と運動として存在」することにより、「政治的軍事的な帝国主義間対立に直線的には至らない」で国際反革命同盟を媒介に「侵略反革命戦争の形態をもって外化せざるをえない」（理戦8号P21—22）というものである。これだけでは、すでにみたように、四中委決定と全く変らないものである。だが、日向「過渡期世界論」の核心は、「何人も認めざるをえない」ものとしての「科学的正当性」を追求するところにある。かかる主張において、マルクス・レーニンをして、あたかも「法則性」解明主義的学者であったかのようにしたてあげたのであり、あれこれの深遠な「方法論体系」なる寄せ木細工を積み出したのである。「何人も認めざるをえない」「方法論体系」をさがし求める日向派は、その地点でまさにブルジョアジーが決して認めることのないプロレタリアートの解放の事業と全く無縁なところに立っているのである。

第二に、「疎外された過渡期社会」なる把握の誤りで

タリシアートの利益に敵対するものである。黒寛は、あるべき過渡期のモデルに比較して、反スタを主張したが、日向君は、あるべき「共同体社会」に照らして「個有」の「法則」を主張しているのである。

「疎外された過渡期社会」という場合の「疎外」とは、あるべき社会にあわせてあれこれ評論するものであり、小ブル的なものでしかない。あるべき社会と比較対象することが必要なのではなく、現実には、国内の小ブルジョア層に依拠して、国籍に左右されないプロレタリアートの利益を裏切り、一国的、民族的利益の犠牲にし、国際的『革命的闘いの抑圧に精を出している口先での社会主義、実際の帝国主義者になりはてたソ連共産党などの連中を暴露し、闘うことである。

「理論戦線」九号は、この八号の基本骨格の上に、「革命論の体系化」を試みたものであった。その主要な特徴は、「『世界一同時革命戦略論』と『世界同時革命戦略』との区別と連関」を主張していることである。

「論」は、論理的内実を規定するものとして、「戦略」は、「組織的力量」を考慮して提起されるものというのである。いわゆる、「たてまえ」と「実際」の関係なのである。そしてその結果として「日本革命戦



略しか提起できない」と結局のところ本音を告白している。自己の組織の活動を変革することとしてではなく、「組織力量」に合わせて現実を合理化したのである。「何人にも承認させる」科学としての革命論づくりに余念のない日向派にしてみれば無理もないというべきか。

(5) 第九回大会決定における「過渡期世界論」

「過渡期世界」なる用語が、第七回大会決定であらわれて以来、七回大会以降、共産同の「戦略論争」の中軸をこの「過渡期世界論」なるものが占めてきた。一向、仏、日向のそれぞれの「過渡期世界論」がその論争の過程でたちあられれた。それらについては、すでにみた通りである(仏「過渡期世界論」は四中委決定の内容と基本的に同一)。

だが、七回大会においても、八回大会においても、「過渡期世界」なるものの内容規定をそれ自身として明確におこなったわけではなかった。九回大会では、概念規定をおこなうという「大発展」がおこなわれたのである。

「われわれが提起する過渡期世界論と、世界一国同時革命論は、従来の革命論の諸概念ではおしはかれなところの概念であり、新しい範ちゆうである。した

がつてマルク主義の用語をもって、概念規定がなされなければならぬ。……われわれは、一国プロ独や、その変質した国家を『労働者国家』という用語であらわす。そして『労働者国家』は当然にも帝国主義国家と並存しているわけであるが、そのような社会を、『過渡期世界』という用語で表わす。この過渡期世界という概念は、マルクスの『過渡期』(世界過渡期)の前段階であり、世界プロ独の成立によってそれは、『過渡期』(世界過渡期)へ移行するのである。このような概念を打ちたてることによってわれわれは、『労働者国家』に対する正しい視点と同時に現代世界の革命をめざした戦略を科学的に導く基準を獲得出来る」(共産主義13号P27)

何のことはない。「過渡期世界」とは、世界プロ独樹立以前の「労働者国家」と「帝国主義国家」が「並存」している世界だというわけなのである。

マルクスの「ゴータ綱領批判」でいう「過渡期」と一国プロ独を単純にひきうつして、あれこれあるべき過渡期をがなり立てて概念遊びをしている対島忠行や黒田寛一に対しては、一定の対置にはなりえても、革命的プロレタリアードには全く有害無益な規定なのである。加えて、日向「過渡期世界論」と全く同様に、

「戦略を科学的に導く基準を獲得」するためと称してブルジョア的な「科学主義」に屈服しているのである。また現代世界を「帝国主義国家と労働者国家の並存」としてとらえるという主張は、「過渡期世界」なる用語を使うことも含めて、決定的に誤っている。

現代世界は、ブルジョアジー、搾取階級に対するプロレタリアート、被搾取階級による自己解放の闘いの戦場として存在していることである。「帝国主義の法則」なるものが「労働者国家」に「浸透」するとかし、ないとかの「連関」が問題なのではなく、まさしく、この世界を階級闘争の戦場として、存在しているのだということを否定するの否かという決定的な問題が存在しているのである。「帝国主義国家と労働者国家の並存」なることから階級闘争を評論することは、民族解放、革命戦争を闘う被抑圧民族のプロレタリアート、貧農の闘い、ラテン・アメリカの革命戦争を徹底して無視し、中ソの対立の真の階級的性格を「労働者国家」なるあいまいな言葉でぼかしていること、排外主義の潮流が帝国主義国において再び登場し、ソ連共産党や一国の利益、一民族の利益をもって国際的「革命的闘争の利益を裏切る東欧の共産党、労働党と結合し、世界プロ独のための闘い」とって大きな柱柱とな

っていること等々を全てぼやかし、否定し、あいまいにし、あたかも「帝国主義国家と労働者国家」の並存「が現在の世界史を形成しているかのように主張している。かかる主張は、自己の組織の立脚している地点を、階級闘争のこの現実において、プロレタリアートの利害を徹頭徹尾おし通すことのように求めるのではなく、国家間政治のあれこれ、外交辞令のあれこれのうちに求めていることを、調停者的な、階級対立の非和解性を承認しない小ブルジョア的な立場に立っていることを暴露するものである。第七回大会において、あいまいな形ではあれ登場したかかる「把握」は、日向「過渡期世界論」をへて、九回大会ではっきりした形をとって定式化されたのである。赤軍派は、「世界プロレタリアート」を恣意的に登場させ階級闘争の立場をあいまいにしブランキズムに転落していった。だが、九回大会では、現代世界を規定するものとして「並存」を主張し、ブルジョア的な国家間政治のレベルへ階級闘争を昇天させてしまったのである。

共産同が、この九回大会を機に相ついで大分解の過程に突入したのは、けだし当然であった。共産同は、その出発点における小ブル性を九回大会において全面開化させ、内容上の大破産を既に内外に宣告したので



ある。

IV 小ブル空論主義、経済主義の根底的止  
場なくして再々度の破産は避けられない。

すでにIIIで基本的にみてきたように、「過渡期世界論」なるものが、七回大会後の共産同諸派の主張、活動の規定する内容の中心を形づくってきたことは、明白である。また、その相づく手直しも、もっぱら主張の空論性、活動の小ブル性を合理化し、陰蔽するものとして、「体系化」の名の下におこなわれてきたこと、そうした手直し自身が自らをますます小ブル性にみちみちた沼地へひきづり込むものであったことも明白である。

「過渡期世界論」から導き出された結論は、常に「帝国主義の侵略反革命への対決」への様々な方面、様々な形で意味付与に他ならなかった。〇〇の闘いとして闘うとか、〇〇への発展をかつとるものとして闘う等々これら意味付与は、〇〇としての「〇〇」というその内容こそが現在問われているものであることとして主観的に観念しているにもかかわらず、それを自己の現在の活動の変革としてではなく「〇〇として闘う」ということにより、現在の活動を

合理化し、陰蔽しているのである。だが、問題は、意味付与せず、ただちに活動の変革として、実行に移せばよいというものではない。実行したのは、赤軍派であった。かれらは、高度の自然発生性<sup>1</sup>を信じて、「決起」<sup>2</sup>せんとした。だが周知のごとく、赤軍派は、権力の弾圧の前に崩壊した。だが権力の弾圧があったから、崩壊したなどというのは「泣き言」でしかない。問題はなぜ、権力の弾圧を粉碎し、プロレタリアートの解放闘争の「前衛」<sup>3</sup>として、自己がそう主張するならばその言葉通り、闘いぬきえなかったのかということにある。

すでに、われわれがIIでみてきたように、共産同八一九回大会で赤軍派の反対派として一致して立ちあられ、行動した諸派は現在完全に分解し、七回大会以来の小ブル空論主義、経済主義を何ら止揚することなく、相互に「批判の自由」<sup>4</sup>をうたっている。そのそれぞれの派の主張をみればみるほど、はつきりとそのことを確認しうるのである。

だが、事態の深刻性は、「批判の自由」のおう歌だけにとどまるものではない。自己の組織の根底的限界に全く無自覚であり、自己の立脚点が自然成長的分派闘争の延長上のものでしかないということに無自覚

なことで、決定的な問題なのである。

七回大会以降分解して生れた組織であるにせよ、今はいまだ相互の共通点は名前だけと言っていい位に、互いに「疎遠な仲」となっているこれら諸派に共通している事柄が存在する。それは、かれらの誤りと限界点に關してである。これらの限界点はもちろんこれら諸派だけのものではない。だが、ことさら「過渡期世界論」なる幻想的世界に生きてきた人たちに對して、はつきりと次の事柄をつきつけておくことは、かれらにとっても決して無益なことではないであろう。

第一に、全人民的政治暴露の組織化を放棄し、口先のものとし、常に「蜂起に至る闘い」の「過程的」<sup>5</sup>「段階的發展」<sup>6</sup>を夢み、政治のワクを決定的に狭めてゐることである。

第二に、どの階級の利害を代表し、闘うのかを不斷にあいまいにし、プロレタリアートに依拠し闘うことにおいて一貫性を欠き、動搖をくり返していることである。

第三に、「あるべき党」「あるべき組織の型」を追求め、組織活動の現在の変革を常に将来のものとしていることである。

七回大会共産同が、「過渡期世界論」なるものを媒

介に「過渡期世界」の「危機の発現」は「侵略反革命戦争」に至らざるをえないところにあるとしてきたことは、すでにみてきた事柄である。ここから「侵略反革命」との対決が「戦略化」され、「革命に至るコース」<sup>7</sup>として宣伝されたのであった。その象徴ともいふべき方針が、第九回大会の「安保闘争を日常打倒、世界革命戦争へ」なるものであったことは周知の事実である。こうした発想の基礎にあるのは、「革命とは、帝国主義の危機との対決である」<sup>8</sup>「その危機との対決は、大衆の自然発生性と結合する」という把握である。かかる把握は、楽天主義などというレベルのものと

とを政治的に保証しているのが、この現存する国家制度であること、したがって労働者階級人民を抑圧する階級支配の機関としてのこのブルジョア国家を打倒し、プロレタリアートの独裁を打ちたてておくべきことこそ、当面する課題であることを徹底して明らかにし、労働者階級こそ、かかる任務を完遂し、全人類の解放をなしとげる唯一の革命的階級であることを提起するのなければならない。われわれは、これらの事柄をあらゆる階級闘争のあらわれにおいて（労働者階級に關してだけでなく、農民や学生その他の諸階級層の相互關係の全ての分野で）、実践的具体的に明らかにしなければならぬ。労働者は、資本の圧制の下に長時間にばりつけられ、またブルジョアの宣伝、機関の宣伝の洪水の中に抑圧されている。まさしく、労働者が、現代社会のすべての階級の相互關係について、これらの一國にとどまらない社会的、政治的生活のいっさいの現れ、ありとあらゆる専横と抑圧、暴力の事例に実地に学び、反応し、闘うすべを学び、革命的な階級として登場しうるためには、これらの事柄についての全人民的政治暴露を組織すること以外にはありえない。全国のあるところあらゆる階級闘争の細流を一本の激流として形成し、結びつけうるのは、全人民的政治暴露を

組織しうる組織のみである。そして政府の内政、外交政策、政府と独占資本の結びつき、警察の迫害、裁判所の弾圧、軍隊の実態等々を実地に暴露し、この政府が資本家階級の政府であり、プロレタリアートの解放闘争の直接の妨害者、敵対物であることを系統的、一貫して明らかにし、実地に闘いこの政府が何かしら労働者にとって利益をもたらすこともあるかのような一切の幻想をうちこわし、蜂起—革命戦争の準備を不断におし進めることである。

侵略反革命ということに關していうならば日米の支配階級による侵略の諸策動、その不断の貫徹、民族解放、革命戦争への反革命とそれへの加担を暴露し、諸階級層のそれぞれの組織（政党その他）がとっている態度、行動をあますことなく現場をとらえて暴露し、政府に抗議し、侵略反革命策動を阻止すべく闘うようよびかけることは、極めて重要なことである。

だが、侵略反革命に対する闘いを革命へとか、革命へ発展させるとかいう主張は、逆に労働者階級による武装蜂起、プロレタリア独裁樹立の意義、およびその内実を決定的にあいまい化させ、その実現をあやうくするものに他ならない。われわれは、武装蜂起することとが不可欠であり、そのための実際の具体的準備とは

どうやるべきか、どのように遂行すべきか、等々について蜂起の歴史的教訓をもって明らかにし、着手すべき社会革命の意義と役割を常に明確にさし示し、それらに反対し、動揺している一切の潮流と闘わなければならない。侵略反革命への対決をもって革命へではなく、侵略反革命をおこなっている支配階級を打倒すべきことを明確にするのでなければならないのである。現在の「侵略反革命」との対決だけでなく国際反革命体制、とか侵略体制とかとの対決を云々する人たちがいるが、それらも同様の誤りをおかすものである。このように「過程的」に革命を考える人たちは、自分たち自身が、その社会のあらゆる事柄に反応することができず、また革命を労働者階級自身の事業として考えることができず、自己の小ブルの危機感に合わせて革命を考えていることをはからず暴露しているのである。

第二の、プロレタリアートの利害を一貫して貫徹することを日和る傾向は、第一の問題と不可分であるがプロレタリア独裁を実践的にとりあげることをせず、「思想」一般の空念仏にしていることにあらわれている。

われわれの当面する政治的任務は、全世界における

プロレタリアートの独裁の樹立である。つまり全世界においてプロレタリアートが権力を奪取し、支配階級となるよう闘うことである。この任務を口先きで承認することはたやすいことである。だが、実際に一貫してその任務を貫徹する段になると、あれこれ小ブルジョアの變節をおこなう人たちの何と多いことか！

七回大会以降、共産同は「民族解放・社会主義」なるスローガンを掲げた。またのちに、「三ブロック階級闘争」なるものの一つとしての「後進国階級闘争」の実践的目標としてこれが掲げられた。だが、かかるスローガンは、当面する政治的任務における権力問題を決定的に誤って提起するものである。

現在の民族解放闘争は、いかなるものとして闘われているか。それは、帝国主義の抑圧下におかれている被抑圧民族の解放をかちとる闘いとして、すなわち政治的には独立国家を形成する闘いとして闘われている。労働者は祖国をもたない（共産党宣言）。その意味ですでに民族性をハク奪されている。だがわれわれは、労働者階級が他の階級とともに被抑圧民族として帝国主義によって抑圧されている中で、抑圧されている他の階級とともに帝国主義とのかいらい共の支配を打倒し、労働者階級がプロレタリア独裁をうちたてた

めの広範な条件を形成するよう闘うことは必要なことであると考え。まさしくこの場合は、当面する任務であるプロレタリア独裁をうちたてる上で、プロレタリアートが一貫してヘゲモニーを握り、民族的課題、民主主義的課題を率先して実現し、自らの解放に向けての条件を自ら準備していくものとしてある。したがって、帝国主義とのかいらい共の支配を打倒する闘いにおいては、社会主義的課題は実践的に日程にのぼらないであろう。なぜなら、帝国主義との闘いにおいて、帝国主義と利害を異にする民族ブルジョアジーを含む広範な階級層が共同行動の対象となるのであり、これらの部分が労働者階級と連帯して闘いに決起するよう促がさねばならないからである。かかる条件下で社会主義の導入を語ることはバカげたことである。

「民族解放・社会主義」のスローガンは、こうした民族解放闘争におけるプロレタリアートの任務をあいまいにしているだけでなく、帝国主義の抑圧、支配下にある地域において数的にも少数であるプロレタリアートが、プロレタリア独裁樹立のための一貫した闘いをいかに貫徹するべきかについての全くの無理解を示しているのである。

われわれは、ベトナム・インドシナにおける民族解

ものなど種々の形態でありうる。

かかる従属関係から、「民族・民主革命」を叫ぶのはいかなる実践的意味をもつか。答はただ一つ。帝国主義間の覇権争いに加担し、帝国主義的愛国主義、排外主義、社会帝国主義に転落することである。

かかる主張は、プロレタリアートがプロレタリア独裁樹立のために闘うことをさまたげ、ブルジョア独裁を助け、強固にさせるものである。

なぜなら、帝国主義者は常に自らの利益を国家的利益、民族的利益としておし出し、諸階級層の一体となったブルジョアジーの下での団結をときまわっているからである。このように高度に発達した資本主義国において「民族民主革命」とくのは、コミンテルンが第二次帝国主義戦争に対してとった態度の延長上のものである。

つぎにとりあげておかねばならないことは、プロレタリア独裁をお題目とし、その階級的内容をあれこれゆがめていることである。

プロレタリア独裁とは、プロレタリアートがブルジョアジーを絶滅するためにもつぱらブルジョアジーにプロレタリアートが革命的暴力を行使することであり、いかなる法律や法規にもよらずに、まったく革命的な

放。革命戦争が直接に社会主義的性格をもっていないとしても、プロレタリアートの闘いにおいて、帝国主義の支配の打倒は自らの解放に向けた闘いの条件を明確に有利なものとしてかちとることができるという点において、断固として支持することができるし、その闘いの勝利のために闘っていかねばならないのである。さらに、こうした民族解放闘争に対する態度に關して、これを帝国主義国に於てはめよとするデタラメな主張について粉碎しておこう。赤軍派の一部の人たちが陥いつたように日本の「独占資本」が米帝国主義に従属しているか、していないかという論議から、「民族民主革命」か「社会主義革命」かなどとふりわけることの誤りである。問題の核心は、「従属」していたとしても日本の「独占資本」が従属しているのであって、アメリカの独占資本が日本の独占資本を解体して征服している訳ではない。経済的な従属関係は、帝国主義国間において、多かれ少なかれ常にありうることである。第一次大戦前のロシアのフランスへの従属、第一次大戦後のドイツの戦勝帝国主義国への従属、第二次大戦後のアメリカへの諸国の軒並み従属等々。これらの従属関係は、市場の依存度において、また資本参加形式によるもの、賠償金返済、金融的借款関係の

方法でつくり出されるプロレタリアートの武装した決定と実行に共に責任をもつ、もっとも直接的な意味での力に立脚する権力のことである。

ブルジョア独裁の根幹は、官僚制度と常備軍である。階級闘争がブルジョアジーの支配をおびやかす程激しくなるならば必ず、これらが前面におどり出て、議会とかあれこれの諮問機関とか幻想的装いをまとった機関は、ブルジョアジーにとって無用の存在となる。このことは歴史上、そして現在でも斗いの中で日々例証されている事柄である。

プロレタリアートの革命的暴力は、この官僚制度と常備軍にもつぱら向けられねばならず、それをこっぴどみじんに粉碎しなければならぬ。そして、搾取階級のあらゆる反抗をうち砕き、全世界のプロレタリアートの緊密な同盟軍としてふるまうのでなければならぬ。

だが、こうした事柄は口先きでは約束できても、たとえば自民党内閣が動搖し、社民や日共がこぞって内閣打倒、国会解散、総選挙の大合唱をはじめや、とたんにぐらぐらしだし、内閣打倒とか「佐藤を倒せ」とか叫びはじめるのである。あるいは内閣打倒にひきよせて帝国主義政府打倒を口にし、帝国主義的でない

政府の登場を求めるかのような主張をはじめるのである。そして、たとえば田中内閣が登場し、人民に幻想をばらまき、社民や日共が内閣打倒をひっこめるだけでなく、日中国交回復にのぞんだ田中内閣にこそって協力を申し出るという情勢になるや、これらの人たちは「内閣打倒」とか「政府打倒」とかの叫びをひっこめるのである。まさしく社民・日共の議会主義の尾ひれをつけたかかる対応は、ブルジョア独裁の暴露を徹底すること、ブルジョアジーやブルジョア政党内の内紛をその暴露に利用し、社民、日共の議会主義の誤り、反動性をあますことなく暴露することを徹底的にまいにちし、プロレタリアート人民が社民、日共から袂別し、プロレタリア独裁樹立を自らの任務としていくことを妨げているのである。

こうした権力問題におけるジグザグと動搖は、また同時に、労働者の実際の経済的闘いへの態度のうちにも明確にあらわれている。労働者の実際の経済的闘いは、雇い主との闘いであり、それだけではまだ階級闘争ではない。労働者が自らを全労働者階級の一部として自覚し、個々の資本家に対して、そして政府に対して、その背後でこの社会政治制度の担い手として階級として政治的に団結している資本家階級の一部とみ

を明確にさし示すことなのである。このような革命的むすびつきをうちたてることなくして、組合主義者、社会民主主義者の影響の下から労働者を広範にひきはなし党の下に団結させ労働者階級としての革命的闘いに決起させていくことはできない。

実際の経済的闘いは、労働者が労働条件と生活状態の改善のために、より劣悪な状態への転落を防ぐために、労働者によって自然発生的に闘われてきた。また立法的存在いは行政的諸施策を要求する闘いは、かかる実際の経済的闘いとならんで、労働条件と生活状態の改善の実現を政治的にはかろうとするものとして闘われている。後者は、経済的改良のための闘争に政治性を付与せんとする社会民主主義者、経済主義者の最も強調とするところである。後者はいわゆる民主主義的闘争の一部をなすものである。われわれは、こうした闘いが、労働者にとって肉体的精神的消耗から防衛し、自らの解放にむけての戦闘能力を高める条件をつくるものとして闘うことの意義を認める。民主主義的要求は社会民主主義者によって、社会改良の要求として提出されており、それが自然発生的のままに放置されるならば、労働者の政治的積極性を革命的な意味では何ら促進させるものではない。われわれは、したが

なし、またこの政治委員会であることを自覚し、闘いを組むとき、そのときはじめて、その闘いは階級闘争の不可分の構成部分となることができる。

すなわち、労働者の日常的利害に關係した闘い―雇い主との闘い、あるいは政府に対して立法的行政的諸施策を要求する闘い―は、労働組合によって、最も広範に闘われている。われわれに要求されているのは、こうした日常的利害に關係した闘いがそれ自身としてブルジョアジーとの階級闘争ではないしまたそのようになることはできないということをもって、切り捨てることではない。日常的利害に關係した闘いを闘うことが経済主義ではなく、全人民的政治暴露を組織できず、もっぱら雇い主との闘いの領域から労働者の政治的団結を説く人たちをいうのであり、労働者の日常的利害に關係する闘いと革命的にむすびつきえない人たちのことをいうのである。革命的にむすびつくとは、労働者と雇い主との直接的關係のワクの外において、すなわち社会政治制度の全ての領域において、諸階級と国家権力の相互關係の分野において、政治暴露を組織し、広範な労働者の中に直接的にもち込むことである。そして現に闘っている闘い、自然発生的に最も広範に闘われている実際の経済的闘いの意義と限界

って、政府がこの要求を認めるであろうとか、これらの要求貫徹の中にこそ労働者の未来があるとかいう偽瞞的主張を粉砕し現存する政府の政策の反動性を暴露し、その果している階級的役割をあらわし出し、労働者の肉体的精神的消耗からの防衛と戦闘能力の強化のためにこそ、すなわち労働者の革命的決起のための諸条件を準備するものとして、そのための利益に従属させて闘うのでなければならないのである。

経済闘争を闘うことが経済主義であつたり、労働組合で闘うことが組合主義者であるなどと主張するのは自らの観念性と小ブル性をいかに暴露するものである。より広範な労働者と結合し、組合主義者、社会民主主義者、日共の犯罪性を実地にあらわし出し、革命的決起を促したくないという全くの日和見主義的見地をさらけ出すものである。

第三の「あるべき党」を夢みる傾向は、最大の誤りである。その誤りは、「あるべき党」の形成を大衆に呼びかけるものとしてより救いがたい状態にある。これは、解党主義という以前の問題である。

日本において、支配階級は、海外のいたるところに資本投下をおこない侵略を強め、軍勢力を強化し反革命加担を強化している。また労働者階級人民の生活を

あらゆる方面からしめ上げ、差別と抑圧、搾取と収奪を強め、弾圧機構を強めている。他方で労働代官どもや議会主義政党が排外主義を唱和し、侵略を助け、反革命加担を助けている。労働者人民は闘いに立ち上りつつあるが、それはまだ革命的でなく、系統性、組織性をもちえていず、分断支配の下におかれている。かかる中で、われわれの活動の方向はいかなるものでなければならぬか。ただちに、勢力を一点に結集させ、蜂起すべきだろうか。それは誤りである。現在の階級関係の下での活動の方向は、労働者人民の闘いの細流を一本の激流に統合、拡大させるべく党員を労働者人民の闘いのあらゆる部署に配置し、労働者人民を武装させ、訓練し、闘いの経験をつみ指導的階級としての資質をみがき、戦闘能力を強化していくことである。われわれは、指導における中央集権と責任の地方分散化を徹底してかちとり、プロレタリアートの先進闘士として闘うよう自己の活動を不断に変革、強化、点検していく必要がある。

支配階級の動向とその下に抑圧された労働者人民の状況は、まさしく、かかるわれわれの闘いの決定的立ち遅れの克服、系統的・一貫した活動の必要性、労働者階級人民との革命的な結合の強化、武装蜂起―革命

戦争のこれらの活動を通した着実な準備、敵の要塞の本格的、目的意識的包囲こそが緊要の任務であること  
を示しているのである。

こうした任務を一貫して貫徹することをせず、  
“ 非  
合法活動をするためには非合法党が必要 ” “ 世界革命  
をやるには世界党が必要 ” などと、現在の自己の組  
織の活動のあり方を不問にし、必要論をふりまわす者  
たちの果している役割は明白である。すなわち、  
“ な  
にをなすべきか ” “ ではなく ” “ いかにかえるべきか ” “ を  
もって、階級闘争をあれこれの解釈に陥し入れるもの  
である。非合法活動は、敵の暴力装置を動揺、混乱さ  
せるパルチザンの戦闘を組織する上で必要不可欠であ  
る。この活動は、権力による専横なふるまいに打撃を  
与え、武装闘争の現在の方向を常に明確に示してい  
く  
うえでも必要不可欠である。

世界各国の労働者政党との国籍に左右されないプロ  
レタリアートの利益を貫徹する上での接触と共同の闘  
いの構築がますます要求されている。ベトナムにおけ  
る民族解放革命戦争と連帯した各国プロレタリアート  
の共同の闘いは目的意識的な闘いとしては形成されえ  
ていない。この点にまず実践的観点をむけること―こ  
のことが緊急に必要なのである。世界党のあれこれの

オシャベリの前に、現実の国際的―革命的闘争の利益  
をつき出すことである。

以上のべてきた三点は、現時点で要求されている活  
動の最低の前提に他ならない。共産同諸派の諸君は、  
こうした前提にすら無自覚である。だが、これは何ら  
偶然ではない。かれらが、七回大会の出発点、そして  
さらに旧ブント―六回大会での「再建」の総体を自己  
の組織の形成における総括として、一度もまじめにと  
りあげたことがないというだけでも、その理由として  
充分である。関西系諸君が関西ブントを出発点として  
総括し、七回大会をもって旧ブントの「真の統一再建  
」などと歴史を偽造している限り、決して浮ばれるこ  
とはないであろう。それは、再々度の破産を準備する  
道なのである。

共産主義革命

第3号

定価 400円

編集者 労働者共産主義委員会  
中央委員会

発行日 1972年12月1日

発行所 怒濤社 東京都豊島区池袋  
2・11・2白石ビル

TEL (03) 982・3312

郵便振替 東京 147121



労働者共産主義委員会  
中央機関紙

定価 30 円

1 年分 1,000 円 (送料とも)

革命的労働者の闘いのために

電話 03・982・3312

郵便振替 東京147121

怒 濤 社



*The* **PROLETARIAN**  
**CORRESPONDENCE**

Editor: Central Committee of  
Worker's Communist Committee  
Publishing Agent: Takeshi Yasuda,  
Dotoh sha, Shiraishi Bldg. 2-11-2  
Ikebukuro Toshima-ku,  
Tokyo, Japan

NO. 4 50cent (¥100)

1. SOLIDARITY WITH REVOLUTIONARY WAR BY VIETNAMESE PEOPLE
2. STATE OF POLITICAL AFFAIRS IN SOUTHERN KOREA
3. PALESTINE INTERNATIONAL WEEK IN JAPAN
4. CRITISISM AND DOUBTS ON "COMMON PROGRAMME OF GOVERNMENT" BY CP AND SP OF FRANCH
5. "UNIFICATION OF LABOR FRONT" IN JAPAN